

日本建築協会 発行

復刻版

建築と社会

第78巻

第26集第1号～第26集第7号(昭和18年1月～7月)

不二出版

復刻にあたって

一、原本の誌名は次のように変遷している。

『関西建築協会雑誌』（大正6年9月～7年12月）

『日本建築協会雑誌』（大正8年1月～8年12月）

『建築と社会』（大正9年1月以降）

一、表紙を若干縮小して収録したことがある。また、原本が断裁されているため、不完全なものがある。

一、断裁による不完全な文字は組み直したものがある。

一、表紙の刷色は一色に統一したため原本とは異なる。

一、口絵はカラーの頁も全て黒一色で印刷した。

一、「会報」の通頁には乱れがあるが、原本のままとした。

一、各集ごとの「総目録」は、発見できたものに限り、該当集の第一号の前に収録した。

一、裏表紙は、『第一集第一号』に限り収録した。

一、目次の発行日は、奥付に記されたものを採用した。

一、前付広告の一部及び後付広告は収録しなかった。「広告見出し」「広告目次」および「掲載広告一覧」（復刻に際し新たに組み、付け加えた）を参照して頂きたい。

また、広告頁には独自の頁が付けられているため、本復刻版の広告頁の頁は一貫していない。

一、本復刻版は日本建築協会所蔵の原本を使用した。

（不二出版）

【第78卷目次】

第26集第1号 昭和18(1943)年1月1日発行

第26集第2号 昭和18(1943)年2月1日発行

第26集第3号 昭和18(1943)年3月15日発行

第26集第4号 昭和18(1943)年4月15日発行

第26集第5号 昭和18(1943)年5月20日発行

第26集第6号 昭和18(1943)年6月20日発行

第26集第7号 昭和18(1943)年7月15日発行

大正6年9月14日 第3種郵便物認可・昭和18年7月10日印刷納本・昭和18年7月15日發行（毎月1回1日發行）

建築と社會

第26輯 第7號

昭和18年7月1日

7

社 團
法 人

日本建築協會

專 責 特 許

ローパス

セメント防水剤



ローパス防水工法責任施行

岡城化学工業株式会社大阪営業所

大阪市東區京町堀一丁目 (南)土佐堀(44) 825 3825

東京営業所 東京市渋谷区金王町五 (電) 青山 3810

広島営業所 広島市数施町一八 (電) 中(2) 1344

満洲国總代理店 株式会社 大信洋行建材部

株式會社

本社 大阪市東區上本町四丁目六一〇

木村組

電話 南(七)

工作所南(五)

六六六
〇〇〇
〇〇〇
七六五
番 番

九四一七
番

株式會社

錢高組

本店 大阪市西區土佐堀通三丁目二四

電話土佐堀(四)三四一七・一二四

東京支店 東京市京橋區木挽町五丁目二

支店 名古屋・門司・京城・臺北・北京
出張所 神戸、吳、平壤、高雄、上海、濟南
天津、石門、錦縣、大連、鞍山、奉天

哈爾濱

滿洲法人

株式會社 錢高組 新京市八島通一八

特許耐酸被覆東洋被覆鋼板製

- 屋根被覆 其他特殊建築屋根材料
- 欄干・谷樋
- 排氣ダクト・大島式通風器
- 防空換氣遮光裝置・新製屋根材セラクタイト

設計製造責任施工

商標登録



舊名 オリエンタルメタル製造所

東洋被覆鋼板製造所

所長 津村芳三

本社及工場 尼崎市大物北口(阪國電停前)電話七六・二四六番

東京出張所 東京市日本橋區通二(大同生命館内)
東京工場 埼玉縣蕨町(蕨驛前)
東京出張所 廣島市袋町六番地(富國館内)
廣島出張所 北京內四區西北小拐棒胡同廿四號
北京出張所 滿洲販賣店 大連市 株式會社 福昌公司

建 築 と 社 會

第26輯 第 7 號 昭和18年 7 月發行

七 月 號

目 次

土木建築業關係職別工事業の統制機構整備に就て……………	ノ 瀬 正…(1)
一般建築用資材の取得概況に就て……………	守 谷 英 雄…(8)
一般民需建築用木材の配給機構と其運営……………	井 上 佳 次…(11)
大阪府工場建築規格資材算定に就て……………	平 山 翠 治…(14)
今後のセメント代用品に就て……………	永 井 彰 一 郎…(22)
建築工員の養成……………	本 多 正 道…(30)
戦争に勝つ家……………	杉 山 雅 則…(33)
戦時下建築に關する隨想……………	河 合 喜 三 郎…(36)
人と用具に就て……………	豊 口 克 平…(39)
は な み ち……………	奈 良 幸 次 郎…(43)
木造工場建物大阪府規準圖に就て……………	川 勝 健 二…(48)
會 報……………	(51)

三 星 印



設 計

施 工

三 星 印 岩 綿 製 品

防音・保温・耐火装置

パザール

三星岩綿ブロック構成の防音装置は爆音に耐へる吸音率を有す

大阪市北区中之島五ノ三〇

東京市神田區岩本町三番地

大阪田島應用化工株式會社
電話土佐堀 (44) 1323.5682.6221.7294

三 星 産 業 株 式 會 社
電 話 浪 花 @ 0072 番

會 告

七 月 例 會 豫 告

新釘打構造に関する講演會を7月例會として開催の旨本誌6月號に豫告の通り下記次第により開催致しますから多數御來聽を歓迎いたします。

日 時 七 月 下 旬

會 場 未 定

(本號發行までに日時、會場等決定出來兼ねますので改めて會員各位に御通知申し上げます)

講 師 第七陸軍航空技術研究所

陸軍建技大尉 高 山 馨氏

會費拂込人氏名不詳に付照會の件

下記二件夫れ々々振替拂込に接しましたが何れも拂込人受取人共に日本建築協會とのみ記入ありて拂込人の住所氏名が不詳でありますので整理上困却致して居りますから御心當りの方は至急御通知を願ひます

1. 昭和18年1月29日附京都寺町二條局振替拂込金壹圓也(拂込目的不明)
2. 昭和18年6月28日大阪瓦町局振替拂込金四圓也(會費3月より6月まで分)

昭 和 18 年 7 月

社團法人 日 本 建 築 協 會

土木建築業關係職別工事業の 統制機構整備に就て

一ノ瀬 正

支那事變を轉機として一昨年12月8日 畏くも米英に對し宣戰の大詔渙發せらるゝに及び、支那事變は茲に大東亞戰へと擴大、東亞に蟠踞する米英の勢力を徹底的に排除し、以て東亞永遠の繁榮の基礎を固むる大東亞共榮圈確立に伴ふ大東亞戰爭が誘起さるゝに至つた。世界に冠絶する勇猛無比なる帝國陸海空軍は、あの緒戦に於ける赫々たる戦果に引續き連戦連勝向ふ所敵なく、何れの決戦場に於ても凱袖一觸輝く戦果は愈々反樞軸陣營をして震駭せしめつゝある。然れ共其の反面猛烈な反攻精神を煽揚しつゝある事は事實である。

彼の廣大なる占領治下の軍事施設に復舊建設に銃後國內に於ては軍需品重要産業の増産に伴ふ建設、又は防空施設等々其の他百般の建設事業は凡て吾々が土木建築業者の手に依るものである。随つて要求される重要建設の凡てを満足せしむるだけの態勢を確立し、而して各種建設工業の圓滑なる推進を行ひ、大東亞共榮圈確立の建設工作を可及的速かに完遂せんが爲には、土建業界の全能全力を擧げて之が建設に一塊の火となり、全圖一如の挺身が要請される。即ち、全業擧げて一丸となり工事能力を結集して高度の能率を擧げねばならぬ。此の工事能力を以てしても泉の沸くが如く次から次と要求される建設工事は満足に應へべくも無いのである。然しながら不可能を可能となし、國家の要請に應へる事こそ超非常時局に於ける國民に負はされたる榮ある責務であり、之を貫徹してこそ赤誠の發露なりと謂ひ得るのである。夫々の職域を通じて不可能を可能ならしめる眞摯なる職域敢闘は、火線の將兵と寸毫も變り無き銃後陣營の第一線でもある。而して之等の根本問題を解決するには、國民總力の生産建設戰必勝への徹底的な結集が缺ぐ可からざる要因であると共に、資

金勞力資材輸送力等の重要要素が一定組織の下に畫化され事業計畫機關の設置業界の統制機構整備其の他百般の施策が必要である。

吾が國の社會經濟組織、其の他凡百の舊秩序が大東亞戰爭完遂目的の爲に變革され、改變されつゝあるのであつて、直接戰爭に關聯を有し急を要するものは既に其の統制機構整備を了し、國家の要請するところに従つて居るのである。かゝる民業を擧げて戦力増強に邁進しつゝある秋に當り、必然的に然も必至的に土建界の統制機構整備も不可避的な對照となりつゝあつたが、事業の性質が複雑多岐に渡り、他の業界に比し業態が特異性を持つて居る點よりして、統制機構整備の手段方法等の正確なる解決が疑問視せられて居たのである。が、今回商工省企業局に於て、然も建築出身の伊藤技師に依つて土木建築關係職別工事業統制機構整備要綱が2月8日附各地方長官宛に發せられたのである。

此の通牒は土木建築業界の下部組織の統制機構整備案である。之を以て全土木建築業界の統制機構整備が確立するのでは決して無いのである事は言を要しない。業界上層部の動き商工省當局の言動新聞雜誌の論調等を綜合するに、次の様な結論を得られるのである。

1. 職種別工事業者の統制機構整備
2. 包括請負業者(中級請負業者)の統制機構整備
3. 代表的請負業者の統制機構整備

以上の三階級に分類して之等の持つ各々の能力技能等を國家の要請する處に依り統制運營し、職域を通じて國家に御奉公せしめんとするものゝ様である。

地方長官宛發せられた統制機構整備要綱次の通りである。

土木建築業關係職別工事業ノ統制機構整備ニ關スル件

土木建築業關係職別工事業ノ統制機構ヲ整備シ、土木建築業ノ統制運営ニ資スルコトハ、喫緊ノ要務ナルヲ以テ今般別紙要綱ニ依リ之ガ整備ヲ圖ルコトト相成候ニ付テハ左記事項後了悉ノ上至急之ガ實施方後取計相成度此段及通謀候也

記

1. 別紙要綱ニ基キ整備セラレタル組合ノ聯合組織ニ付テハ追而指示相成ル豫定ナルコト
2. 綜合請負ヲ營ム者ト雖モ土工事業、鳶業若ハ手傳業又ハ大工工事業等ヲ併セ營ム者ハ道府縣土木建築工業組合ヲ脱退シ夫々別紙要綱ニ基キ整備セラルル組合ニ加入セシムルコト
3. 別紙要綱五第二項ノ會社ノ設立ニ付テハ豫メ當省ニ打合ヲ爲スコト
4. 瓦工事業ニ付テハ昭和十七年六月二十九日附一七化局第二八八號商工省化學局長及物價局長官通牒「粘土瓦ノ統制ニ關スル件」ノ趣旨ニ依リ工業組合ヲ設立スルコト尙スレト工事業ニ付テモ同趣旨ニ依リ措置スルコト
5. 鋳工事業ニ付テハ既ニ道府縣別ニ亜鉛鐵板加工ニ關スル工業組合存スル場合ニ於テハ必要ニ應ジ之ヲ改組改稱セシメ別紙要綱ノ組合トスルコト
6. 木製建具嵌込工事業及家具裝飾工事業ニ關シ昭和十七年六月五日附一七化局第二四八二號商工省化學局長及同振興部長通牒「木製品ニ關スル工業組合ノ整備ニ關スル件」ニ依リ整備セラレタル工業組合ハ現在ノ儘存續セシムルコト
7. 塗裝業、疊業、電氣配線工事業、配管設備工事業ニ付テハ既存ノ道府縣別ノ工業組合ハ現在ノ儘存續セシムルコト、尙塗裝工事業ニ付テハ組合内ニ建築塗裝部會ヲ設クルコト
8. 保温保冷工事業ニ付テハ既存ノブロック別ノ工業組合ハ之ヲ統合セシメテ全國一圓ノ工業組合ト爲シ之ヲ別紙要綱ノ組合トスルコト
9. 築爐工事業ニ付テハ既存ノ内地一圓ノ工業組合ハ現在ノ儘存續セシムルコト

(別紙)

土木建築業關係職別工事業統制機構整備要綱

1. 土木建築業關係工事業者ハ原則トシテ別記職種別ニ工業組合ヲ結成セシムルコト
2. 地方ノ事情ニ依リ別記職種ノ二以上又ハ別記職種ト別記職種以外ノ職種トヲ兼營スルヲ通常トスル場合ニ

於テハ前項ニ拘ラズ此等二以上ノ業ヲ包括シテ之ニ付一ノ工業組合ヲ結成セシメ得ルコト

3. 當該工事業ノ性質上又ハ地方ノ事情ニ依リ當該工事業ニ於テ使物スル資材ノ製造業又ハ販賣業ヲ兼營スルヲ通常トスル場合ニ於テハ前二項ニ拘ラズ此等ノ製造業又ハ販賣業ト當該工事業ヲ包括シテ之ニ付一ノ工業組合又ハ商業組合ヲ結成セシメ得ルコト
4. 組合ノ地區ハ原則トシテ道府縣一圓トスルコト
5. 組合員タル者ノ資格ハ地區内ニ營業所ヲ有シ昭和十六年十二月卅一日以前ヨリ引續キ營業トシテ工事ノ引受ヲ爲ス當該職種ノ工事業者トシ右資格ヲ有スル者ハ總テ組合ニ加入セシムル様努ムルコト
前項ノ工事業者ハ之ヲ市、區、郡又ハ町ノ單位ニ會社ヲ設立シ又ハ工業小組合ヲ結成セシメテ組合ニ參加セシメ得ルコト
6. 組合ノ事業ハ概ネ左ノ通トスルコト
(イ) 工事ノ共同引受
(ロ) 組合員ニ對スル工事ノ配分其ノ他工事ノ引受ニ關スル統制
(ハ) 工事ニ要スル資材ノ共同購入又ハ調達ノ斡旋
(ニ) 工事業用機械器具又ハ從業者用品類ノ共同購入
(ホ) 組合員所屬勞務者ノ調達、配分、相互融通又ハ養成
(ヘ) 請負料又ハ賃銀ノ協定
(ト) 當該工事業ノ整備
(チ) 技術ノ向上、能率ノ増進、經營ノ改善其ノ他組合員ノ工事業發達ニ關スル施設
(リ) 其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ノ二及三ノ場合其ノ他必要アル場合ニ於テハ適宜業態別ノ部會ヲ設ケ事業遂行ノ圓滑ヲ期スルコト

(別記)

職 種

1. 土工事業、土木建築人夫供給業ヲ含ム
2. 鳶業又ハ手傳業
3. 特殊コンクリート工事業、特殊コンクリート造基礎コンクリート造塹突ノ類ノ築造工事業ヲ謂フ
4. 大工々事業
5. 鐵筋工事業、鐵網張工事業ヲ含ム
6. 鐵骨工事業、鐵物取付工事業及熔接工事ヲ含ム
7. 煉瓦及タイル工事業、テラカッタ工事業及人造セメントブロック製品ノ貼付工事業ヲ含ム
8. 石工事業、人造ブロック製品ノ組積工事業ヲ含ム
9. 銘石及撥石工事業、大理石、抗火石ノ類ノ薄板又ハ人造ブロック製品ノ貼付工事業ヲ謂フ
10. 柵板葺工事業
11. 瓦工事業、セメント瓦工事業及厚型スレート工事業ヲ含ム

12. スレート工事業、天然スレート工事業及石綿スレート工事業ヲ謂フ
13. 防水工事業
14. 鋳工事業、ベンチレーター工事業及スカイライト工事業ヲ含ム
15. 金屬製建具取付工事業
16. 木製建具嵌込工事業
17. 硝子工事業、硝子クリーニング業ヲ含ム
18. 左官工事業、テラゾー塗仕上工事業及小舞工事業ヲ含ム
19. 塗装工事業、漆塗工事業ヲ除ク
20. 漆塗工事業
21. 経師工事業
22. 畳業
23. 家具裝飾工事業、造作家具工事業ノ外フロアリング工事業、カーテン、暗幕又ハブラインド取付工事業ヲ含ム
24. 電気配線工事業
25. 配管設備工事業
26. 保温保冷工事業
27. 築爐工事業
28. 鋸装工事業
29. 造園業、植木業ヲ含ム

以上の二十九業種に分ちて工業組合を結合せしめんとするものであるが、實際の工事内容は必ずしも通牒内容の分野に判然と分け難いものもあり、工事の性質に依りては二種三種を同一組合に纏める事が工事能率は効果的であるものもあり、又は分野は別にても量的に或る一部分を重複せしめる事が適當だと考へられるものもあり、二十九種組合名の示す如く、判然と分る事は工事能力を結集せしめる點に於て是非必要であると同時に、工事能力の効果増進の點から數種を纏め、又は同一人が數種工業組合に加入し、又は工事領域を重複せしめる等、工事の性質に依り考慮して調整し運営するの要がある。又現在既に任意組合等の形態に於て團結してゐる團體を分解し、必要と認めらるゝ分野に結集せしめる事も生じて來るのである。之の重要條件が主觀的客觀的に凡ゆる角度から洞察され、最善の方法を採用したる結果結成された組合が初めて各々の持つ工事分野の工事能力の結集となり、其の結集された力を適當なる機關を通じて國家が統制運営するのであり、統制運営に従ふ事に依りて職域を通じ國家に御奉公する最

善の意義を有するのである。

大東亞戦争は兵器戦である。兵器戦とは質と量である。大量生産戦とも謂ひ得る大量生産戦は大建設戦である。大建設戦は結集された各分野々々の大きな力と力の結集に依つて始めて其の目的を達し得るのである。

土木建築業者の大部分は初等教育を卒へ、直ちに弟子入りし技術の熟練と社會の信用を得る事に依り親方となり、請負業者となるか信用のみに依つて請負ををすると言つた具合に、他の事業に比して小資本で、然も何等の資格制限を受ける事なく自由に業者となる事が出来たのであるから、他の業界の統制機構整備に比し非常に自由な面から、一つの型の中に入れられるのであるから其の變化が急角度である。随つて他の業界よりも一層深く廣く現在帝國の直面しつゝある難局を理解し、自己の職域を通じて奉公の赤誠を捧ぐる覺悟が必要である。

業者間の横の聯絡を緊密にし、兄とも親にも當る土木建築工業組合との連繫を爲す事に依つて、時局認識の足らざるところは學び、職域奉公の最善の方法を自ら修得し、遅れたるは進み、進み居る者は導く目的を以て大阪府下に於ける土木建築關係業者が渾然一體となり、大阪土木建築業關係職別工事業組合聯合協議會が去る4月22日大阪土建工業組合事務所會議室に於て發會式を擧げ、堀井建築課長指名に依り、大阪府土木建築工業組合理事長松村雄吉氏が初代會長に指名されたのである。本協議會は工業組合結成に將來大阪府に於ける土木建築關係全工業組合の運営統制に大いなる意義を有するものであるから、参考迄に會則案を記載する事とする

大阪土木建築業關係職別工事業工業組合聯合協議會々則

第一章 總 則

第一條 本會ハ大阪府ニ於ケル土木建築業關係職別工事業工業組合相互間並ニ大阪土木建築工業組合間ノ連繫ヲ緊密ニシ職別工事業工業組合設定ノ促進ヲ圖ルト共ニ工事總力ノ綜合的發揮ヲ圖リ以テ斯業ニ關スル國策ノ遂行ニ應フルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ大阪土木建築業關係職別工事業工業組合聯合協議會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ハ大阪市ニ置ク

第二章 會 員

第四條 本會ハ大阪土木建築工業組合及大阪府ニ於ケル 1、土工事業 2、鳶業 3、特殊コンクリート工事業 4、大工工事業 5、鐵筋工事業 6、鐵骨工事業 7、煉瓦及タイル工事業 8、石工事業 9、銘石及擬石工事業 10、柿板葺工事業 11、瓦工事業 12、スレート工事業 13、防水工事業 14、鋸工事業 15、金屬製建具取付工事業 16、木製建具嵌込工事業 17、硝子工事業 18、左官工事業 19、塗裝工事業 20、漆塗工事業 21、經師工事業 22、疊業 23、家具裝飾工事業 24、電氣配線工事業 25、配管設備工事業 26、保溫保冷工事業 27、築爐工事業 28、舗裝工事業 29、造園業以上ニ關スル工業組合ヲ會員トシテ之ヲ組織ス

第三章 事 業

第五條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 1、大阪府當局ノ命ニ依リ當該事業ニ關スル事項ノ調査研究ヲ爲シ答申スルコト
- 2、會員間ノ親善ノ強化
- 3、勤勞ニ關スル綜合的觀點ヨリノ研究調査協議及上申
- 4、資材ニ關スル綜合的觀點ヨリノ研究調査協議及上申
- 5、業務ニ關スル綜合的觀點ヨリノ研究調査協議及上申
- 6、組織ニ關スル綜合的觀點ヨリノ研究調査及上申
- 7、賃金及勞働時間ニ關スル協定及上申
- 8、適正利潤ニ關スル研究
- 9、會員間ノ協議ノ斡旋及調停
- 10、厚生其ノ他ノ事業ニシテ會員間ノ共同事業ヲ適當ト認ムルモノノ研究及斡旋
- 11、前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第四章 役 員

第六條 本會ニ會長ヲ置ク會長ハ名譽職トス
會長ハ大阪府建築課長之ヲ指名ス

第七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス

第五章 顧問、相談役及參與

第八條 本會ニ顧問相談役及參與ヲ置クコトアルベシ
顧問相談役及參與ハ大阪府建築課長並ニ會長合議ノ上決定之ヲ委嘱ス顧問及相談役ハ本會ノ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第六章 會 議

第九條 本會ノ會議ヲ分チテ總會部會及委員會ノ三種トス

第十條 總會ヲ分チテ通常總會及臨時總會ノ二種トス
通常總會ハ毎年四月會長之ヲ開催ス臨時總會ハ會長必要アリト認メタルトキ又ハ全會員ノ五分一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的事項ニ關シ大阪府當局ノ承認ヲ受ケタルトキ會長夫々之ヲ開催ス

第十一條 左ノ事項ハ總會ニ諮リ出席會員四分ノ三以上ノ同意ヲ要スルモノトス

1、會則ノ變更

2、豫算及決算、右ハ前項ニ依ルノ外大阪府當局ニ文書ヲ以テ承認ヲ受ルモノトス

前二項以外ノ事項ニ關シテハ會長之ヲ統理シ大阪府當局ニ文書ヲ以テ承認ヲ受クルモノトス

第十二條 部會ハ二以上ノ會員ニ於テ會議ノ必要アルトキ又ハ會長必要ト認ムルトキ其ノ都度會長之ヲ招集ス部會ノ議長ハ會長又ハ會長ニ於テ當局ノ承認ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條 委員會ハ必要ノ都度會員管下ノ組會員又ハ有識者ニシテ會長ニ於テ當局ノ承認ヲ得タル者ヲ以テ會長之ヲ招集ス 委員會ノ議長ハ前條ニ準ス

第七章 事業年度及會計

第十四條 本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十五條 本會ハ豫算總會ニ於テ決定セル各會員ノ釀出スル會費ヲ以テ之ヲ維持ス

第八章 補 則

第十六條 會長又ハ會員ノ代表者ハ原則トシテ當該組合理事長トス 但理事長事故アルトキハ豫メ届出濟ノ當該組合副理事長專務理事或ハ理事又ハ之ニ準ズル者ヲ以テ代理セシムルコトヲ得

第十七條 會長必要アリト認メタルトキハ本會ニ職員又ハ囑託ヲ置キ事務ヲ處理セシムルコトヲ得

第十八條 本會ハ大阪府建築課長ノ命ニ依リ解散スルモノトス

×

本協議會ハ府ノ工業組合設立方針に隨ひ、各設立團體を指導し、又は相談に應じ府へ提出の願書等は全部下調の勞を取り、時には自ら書類作製の便宜を計る等其の他組合指導各般に涉りて、兄とも親とも成つて居るのである。各工事組合共通の重要事項生じた場合は、臨時總會を開き其の他のものに就ては委員會部會を開催する事數度に及び特に大阪府〇〇工事工業組合定款例作製に當りては同聯合協議會の協力に依るところ大なるものがあつた。大阪府下に於ける業界の中心部たるは勿論、監督官廳たる府の諮問機關と言ふか補助

機関と言ふか、何れにしても本聯合協議會の献身的活動に依り全國道府縣のトップを切つて、工事工業組合の結成がすすくと進捗してゐるのである。

商工省通牒に依る二十九種の組合中、既に現在設立し居るもの九組合、全國又は地方ブロック單位に設立の要あるもの五組合にして、今回新に大

阪府の認可を以て成立するもの十五組合である。全國一圓又は地方ブロック單位のものは商工省に於て直接認可せらるるものにして、着々進捗中なり。大阪府知事の認可に依る15組合は全部發起届提出済にして、近日中に大部分のものは總立總會開催の準備中なり。六月中には全組合結成の見込立ちたり。

大阪府土木建築關係職別工事工業組合實施案

實 施 案			拿 下 團 體 及 工 事 業 者	同 資 格	同 地 區	有資格者 概 數	昭和十七 年中工事 請負金額 概算	工 事 ノ 範 圍
組 合 名 (假 稱)	内 容							
◎ 1	大阪府 土工事業 組 合	一部 綜合請負 二部 手間請負 三部 井戸工事	土工事業者 大阪府井戸工事 組合	— 任意組合	府下一圓 府下一圓	502 176 計 678	28,560 3,168 31,728	一般土工事 井戸堀工事
◎ 2	大阪府 窯工事業 組 合	一部 手傳工事 二部 窯工工事	大阪府土木建築 手傳業組合聯合 會 窯工事業者	任意組合 —	府下一圓 府下一圓	1,700 128 計 1,828	5,760 18,500 24,260	土工事及曳物工 事、毀工事、タ イル張及煉瓦積 工事、其ノ他變 更修繕工事 窯工工事
◎ 3	大阪府 特殊コンク リート工事 工業組合	一部 基礎工事 二部 煙突工事	特殊基礎工事業 者 コンクリート煙 突工事業者	— —	府下一圓 府下一圓	} 27	13,150	基礎、船渠、杭 地中構造物等ノ 工事 煙突工事
◎ 4	大阪府 大工工事業 工業組合	一部 綜合請負工事 二部 手間請負工事	大阪府大工業組 合聯合會(綜合 請負有資格者) 組下請負業者及 聯合會員手間請 負業者	任意組合 —	府下一圓 府下一圓	5,182 92 計 5,274	74,620 22,000 96,620	綜合請負工事 手間請工事
◎ 5	大阪府 鐵筋鐵網工 事工業組合	一部 鐵筋工事 二部 鐵網工事	鐵筋工事業者 大阪メタルラス 小賣商業組合	— 知事認可	府下一圓 府下一圓	40 13 計 53	1,850 310 2,160	鐵筋工事 ラス工事
◎ 6	大阪府 鐵骨工事業 工業組合	一部 鐵骨工事 二部 熔接工事	鐵骨工事業者 熔接工事業者	— —	府下一圓 府下一圓	180 30 計 210	72,000 300 72,300	鐵骨工事 熔接工事
◎ 7	大阪府 煉瓦タイル 工事工業組 合	一部 煉瓦工事 二部 タイル工事	大阪建材セメン ト小賣商業組合 大阪タイル衛生 陶器商業組合	知事認可 知事認可	府下一圓 府下一圓	145 105 計 250	4,680 970 5,650	建築物、防火壁 煙突、爐其ノ他 煉瓦積工事一式 タイル工事一式
◎ 8	大阪府 石材工事業 工業組合		大阪石材業組合	任意組合	府下一圓	450	3,300	石材ノ加工及取 付工事人造ブロ ック製品ノ組積 工事コンクリー ト削工事
◎ 9	大阪府 銘石掘石工 事工業組合		大阪大理石 加工業組合	任意組合	府下一圓	40	2,500	加工及取付工事 一式 各ブロック製品 ノ貼付工事

◎	10	大阪府 柿板葺工事 工業組合		大阪屋根板葺請 負業組合	任意組合	府下一圓	100	1,000	柿板葺及板葺木 皮葺工事
◎	11	大阪府 瓦工事 工業組合	一部 粘土瓦工事 二部 セメント瓦工 事	大阪府瓦工事業 組合 大阪セメント瓦 工業組合	任意組合 知事認可	府下一圓 府下一圓	298 30 計 328	7,367 90 7,457	瓦葺工事 セメント瓦葺工 事
	12	大阪府 スレート工 事工業組合	商工省取扱 全 國 一 圓	大阪石綿スレー ト商業組合 石綿スレート工 業組合 厚型スレート工 業組合	知事認可 商工大臣 認可 商工大臣 認可	府下一圓 全 國 一 圓 全 國 一 圓	70 7 計 77	5,300 800 6,100	屋根葺、側張、 外塀及間仕切天 井張工事 屋根葺工事
	13	大阪府 防水工事 工業組合	商工省取扱 (全 國 一 圓)	全國瀝青工事組 合	任意組合	全 國 一 圓	60	2,000	アスファルトラ 主材トスル防水 及舗装工事
×	14	大阪府 鋳金工事 工業組合	既存組合存置	大阪鋳金工事工 業組合	知事認可	府下一圓 (但シ部制中建築部ノミ)	1,353	3,840	鋳工、煙突、換 氣筒及天窓ベン チレータ工事
	15	大阪府 金屬製建具 取付工事工 業組合	商工省取扱 (全 國 一 圓)	日本サツシュ統 制株式會社	商工省勸 奨ニ依リ 設立セル 會社	全 國	4	121	鐵製建具取付工 事
△	16	大阪府 建具工業組 合	定款變更ニ依リ 整備	大阪府建具工業 組合	知事認可	府下一圓 (但シ嵌込工事兼業者ノミ)	35	80	建具嵌込工事
◎	17	大阪府 硝子工事 工業組合		大阪板硝子元賣 商業組合 大阪市硝子小賣 商業組合 大阪板硝子商 業組合	知事認可 知事認可 任意組合	府下一圓 大 阪 市 府 下 大阪市テテウ	1,245	18,000	硝子工事
◎	18	大阪府 左官工事 工業組合	一部 左 官 工 事 二部 壁 下 地 工 事 三部 マグネシヤ塗 工事	大阪府左官業組 合 大阪府壁下地業 組合 マグネシヤ壁及 床塗工事業者	任意組合 任意組合 —	府下一圓 府下一圓 府下一圓	1,200 90 20 計 1,310	13,000 1,200 200 14,400	左官及セメント 吹付工事 壁下地工事 マグネシヤ塗工 事
×	19	大阪府 塗装工業組 合	既存組合ノモノ ニ建築部設置シ アリ	大阪府塗装工業 組合	知事認可	府下一圓 (但シ部制ノ内建築部門ノミ)	198	6,134	塗 装 工 事
	20	大阪府 漆塗工事 工業組合	商工省取扱 (全 國 一 圓)	大阪漆器同業組 合 社團法人日本漆 器統制會大阪支 部	任意組合 社團法人	府下一圓 全 國	35	100	漆塗工事
×	21	大阪府 表具工業組 合	既存組合存置	大阪府表具工業 組合	知事認可	府下一圓	500	3,000	表具工事及壁天 井張工事
×	22	大阪府 畳工業組合	既存組合存置	大阪府畳工業組 合	知事認可	府下一圓	1,322	8,400	畳工事
			一部 装備ヲ主トシ タル造作工事 二部 取付家具工事	大阪洋家具工業 組合	知事認可	府下一圓			造作工事、取付 家具工事

◎	23	大阪府 室内装備工 事工業組合	三部 窓掛、日除敷 物工事 四部 防空遮光工事 五部 角張床板工事 六部 壁及天井張り 工事	大阪室内装飾工 業組合 大阪防空遮光設 備業組合 關西角張床板組 合 大阪テックス販 賣同業會	知事認可 任意組合 任意組合 任意組合	府下一圓 府下一圓 府下一圓 府下一圓	452	7,235	窓掛、日除、敷 物工事 防空遮光工事 床張工事 テックス張工事
×	24	大阪電気工事 工業組合	既存組合存置	大阪電気工事工 業組合	知事認可	府下一圓	330	33,500	電気配管及配線 工事
×	25	大阪府 管工事工業 組合	既存組合存置	大阪府管工事工 業組合	知事認可	府下一圓	350	51,386	蒸汽管、燐冷房 冷蔵、冷却、水 道、衛生、鑿泉 瓦斯、機械化學 用空氣調和
×	26	日本保温保冷 裝置工業組合	既存組合存置 支部設置ノ豫定	日本保温保冷裝 置工業組合	商工大臣 認可	全國一圓	40	4,980	保温、保冷、防 音工事
×	27	日本窯爐工業 組合	既存組合存置	日本窯爐工業組 合	商工大臣 認可	全國一圓 (但シ大阪府下ノ業者ノミ)	55	22,360	熔鑄爐、混鉄爐、 平爐、轉爐、坩堝 爐、加熱爐、熱爐 燒爐、乾燥爐、溶 鉄爐、炭製造爐、 瓦斯製造爐
	28	大阪府 舗装工事工 業組合	商工省取扱 (全國一圓)	關西舗装同業會	任意組合	大京 阪都 府月 (但シ大阪府下ノ業者ノミ)	8	1,350	純舗装工事及附 帶土木工事
◎	29	大阪府 造園工業組 合	造園工事	大阪府庭樹造園 業組合	任意組合	府下一圓	1,300	5,500	造園工事植樹及 庭石

参 考 ◎發起届提出済…15件

× 既存組合存置…8件

△ 既存組合定款變更…1件

全國一圓ニテ組合結成シ地方へ支部ヲ置クモノ…5件

上記の實施案に依り着々組合結成に近づきつつあるも、第八十一議會を通過せる商工組合が七月より實施する運びとなり居るに付、六月中に全組合を結成せしめ得れば問題は無いが、若し結成完了に至らざるものに就ては、七月より工業組合法に依る組合は認可し得ざるものに付、之等のものは任意組合として結成するの止むなきに至るのである。斯くの如くにして結成された工業組合又は任意組合は、商工組合法實施後一ケ年の猶豫期間を置いて統制組合に移行されるのである。

從來土木建築業の工業組合結成に就ては世上議論百出であつたが、今回欣然として商工省が積極的に乗出した事は、省内に於ける伊藤技師の存在が大いなる役割をされてゐる事は論を待たないところであるが、其の主な原因は滿洲支那事變に引續き、大東亞戦争の進展に伴ひ第一線の將兵と共に彈丸雨飛の中に在つて建設に従事し銃後に於ては、兵器、軍需品の増産に伴ふ建設が如何に重要

なる役割を果しつつあるかと言ふ事が認められた結果に外ならないのである。然しながら今回成立する工業組合は、組合員の親睦と業界の發展進歩を目的としてゐるのであつて、公益的意義を持つとは言へ組合員の利害に反しない程度のものである。此の程度の公法人組織は現在の統制經濟時代には一般産業に於ても當然の事であるが、商工省於ての意途は大業者は統制會、工事工業組合は統制組合にと吾々が從來豫期しなかつた程度に土木建築業者の使命を重要視し重要産業と同列に職域奉公を要望して居るのである。換言すれば大東亞戦争を乗り切る爲めには此の建設部面は重要な榮ある一翼である事をひしひしと感ずるのである。

統制機構整備の對象は工事業者であるが、決して工事業者のみの問題でなく、官公吏たると會社員たると設計、監督業者たるとを問はず土木建築關係業者は等しく銃後の建設部隊の光榮ある重責を荷つて居るのである。

大東亞戰勃發以來茲に1年有半、衣食住は固より各方面の物資は整備統制され「物資動員計畫」により生産に、配給に重點順位が定められ居ります。特に本年度よりは五大産業即ち鐵鋼、石炭、輕金屬、造船、航空機に重點が置かれる事になり輸送關係もこの方面に萬全を期し計畫實施されて居る事は諸賢の周知の通であります。

今回「建築物の構造種別選定規準及住居用建物に關する臨時日本標準規格」等が定められ一般民需資材は一層窮乏となつたのでありますが、戦争に勝つためには僅かな資材も無駄無く、利田節約して戦力擴充、必勝へ邁進せねばなりません。此の窮乏な資材を如何して入手するかは我々毎日の艱み(?)がある譯であります。

然らば一般民需資材は如何にして取得し得るか? 昨年本誌4月號に各部門に就て掲載され且つ文献等により御研究されて既に熟知の事と存じますが、茲に一般用資材の内二、三に付き其の取得概況を述べて見たいと思ひます。御参考となれば幸甚。

1. 鐵 鍋 材

釘、針金及亜鉛鐵板等は主體建築物の必需資材でありまして、之を取得止んとする時は夫々諸官廳へ所定の建築願届、物資申請をして配給決定を受け土木建築工業組合を経由指定配給所より現場入手する事は從來の通でありますから省略致します。

2. セメント

一般民需材の取得経路は大體從來通でありますが、本年4月10日付を以て「セメント配給規則」中左の通り改正されました。

第八條中「地方長官又ハ共販機關」ヲ商工大臣軍地方長官又ハ重要産業團體令ニ依ルセメント統制會(以下セメント統制會ト稱ス)」ニ同條但

書第三號中「1 匁」ヲ「五百匁」ニ改ム

第九條 セメントハ共販機關又ハ販賣業者以外ノ者ヨリ之ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ共販機關ガ製造業者又ハセメントノ移入ヲ爲シタル者ヨリ其製造又ハ移入ニ係ルセメントヲ讓受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

セメントハ證明書ト引換フルニ非ザレバ共販機關又ハ販賣業者ヨリ之ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ規定ニ依リ共販機關又ハ販賣業者ガ讓渡スルセメントヲ讓受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條中「共販機關」ヲ「セメント統制會」ニ改ム

第十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

證明書ト引換ヘ讓受ケタルセメントハ之ヲ他人ニ讓渡シ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ之ヲ他人ニ引渡シ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ之ヲ他人ヨリ受入ルルコトヲ得ズ 但シセメントヲ使用スル工事ノ注文者又ハ當該工事ノ請負業者が當該工事ニ要スルセメントヲ引渡シ又ハ受入ルル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條中「之ヲ交付シタル地方長官又ハ共販機關」ヲ「之ヲ發行シタル者」ニ改ム

(付則省略)

今回の改正は第八條に於て割當證明書發行權が擴充されると共に小口需要の「一月の讓渡先別引渡數量1匁を超ざる數量……」が500匁に制限され第九條及第十二條第二項は從來より一層讓受讓渡關係が強調され横流を防止されて居ります。

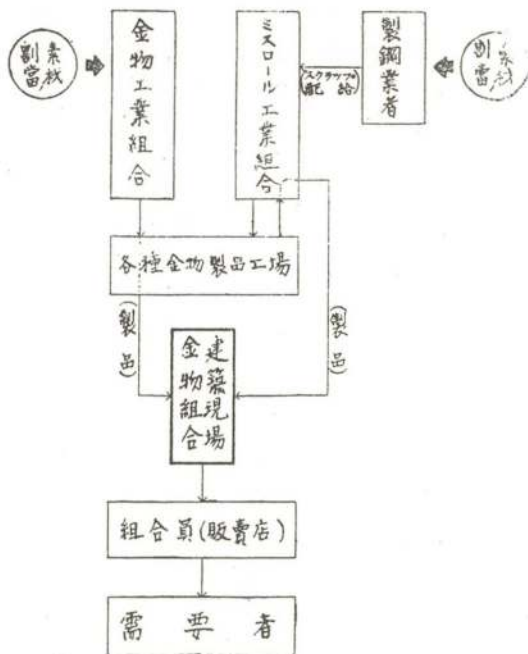
3. 建築用金物(締付鐵物、建具金物等)

金屬類の統制強化に伴ひ、禁制品の制定を見てより各種代用品の出現充實と相俟つて金屬品の節

約が廣範圍に考へられる様になりましたが、強度
其他の關係上未だ金屬製品でない困る部分が多
々あります。

從來これ等金物は建築現場金物組合等により任
意統制され需要に應じて居ましたが、今回政府の
勸奨指導の基にこの組合は發展的解消し、新組織
(假稱……施設組合)により直接素材の割當を受
け組合員も整備統合して全國業者は新組織下に入
り重點配給に當る様であります。

現在建築現場組合の需給關係を圖示しますと次
の通りであります。



尙建築物建具等の部分品及附屬品で製造禁止さ
れて居るものを列記しますと

押板、風窓、カーテン用金具、瓦、蹴板、蹴
込板(自動車及電車等のものを含む)建築物の
柱壁天井廻り等の裝飾金物、格子、柵、仕切
用金物(カウンタースクリーンを含む)シャツ
ター用器、シャンデリヤ、まり止、手摺、天井
板、戸車及ドアハンガー、戸扉絞り戸及びシャ
ッター竝にシャッターケース、戸又は扉の破損
止金具、戸扉の引手及把手(交通機關用のもの
を除く)、柱掛、日除用金具、窓扉開閉調
整器、持送り、物干器具、門及門柱等でありま
す。

4. 粘土瓦

本年3月1日より商工省に於て粘土瓦統制協議
會規定竝に粘土瓦統制規程が定められ、商工省令
木造建築物統制規則に基き指定物資と爲すと共に
需給の圓滑適正を圖り價格の適正を維持すること
になりました。

この協議會は事務所を東京市に置き、商工省關
係官、道府縣關係官、道府縣統制機關代表者及び
商工省化學局長の承認を受けたる者が委員となり
製産割當、需要部門別割當、價格に關する事項其
他統制必要なる事項が審議される事になつて居ま
す。

又統制規程を抜粋して見ますと次の通りであり
ます。

粘土瓦統制規程

一、道府縣の統制機關(以下統制機關と稱す)は
豫め毎年度及毎四半期に於ける銘柄別、等級別
製造見込量を別紙第一號樣式に依り粘土瓦統制
協議會(以下協議會と稱す)に提出するものと
す

二、統制機關は豫め毎年度及毎四半期に於ける發
註者別、銘柄別、等級別需要量を別紙第二號樣
式に依り協議會に提出するものとす

三、協議會は一、及二、に基き統制機關別生産割
當並に左の伍分に依り需要部門別配給割當を決
定し商工省の承認を受くるものとす。

御料用、社寺用、軍需用、官廳用、生産擴充
用、住宅營團用、一般用(大口、小口)緊急
用(以上は配給部門別であつて配給順位では
ない)

四、統制機關の前號に依る商工省の承認に基き遲
滯なく左の措置を講ずるものとす。

(1)統制機關は製造業者に對し瓦の生産割當を爲
すものとす

(2)統制機關は(1)の生産に必要な燃料、油其他
の生産資材の確保をなすものとす

(3)統制機關は生産資材の購入又は購入斡旋を爲
すと共に其の製造業者別割當を爲すものとす

(4)統制機關は瓦の配給に付各發註者に連絡する
ものとす。

五、當該道府縣に於て製造したる瓦及移入瓦に當
該統制機關に於て一元的に集荷するものとす

六、移出瓦竝に當該道府縣に於て瓦に工事に使用する瓦は當該統制機關に於て一元的に受注並に配給するものとす

七、統制機關に於ける瓦の配給に付ては左に依るものとす 但し其の細目に關しては統制機關に於て決定し當該道府縣の承認を受くるものとす

(1)御料用、社寺用、軍需用、官廳用、生産擴充用、住宅營團用及緊急用の配給に付ては需要者より一定の様式に依る粘土瓦需要明細書（以下需要明細書と稱す）を當該統制機關に提出せしむること

(2)一般用の配給に付ては需要者より當該工事を管轄する道府縣の建築物物資指定済印の押印を受けたる需要明給書を當該統制機關に提出せしむること

(3)小額需要者の配給に付ては需要明細書を當該道府縣瓦工事業組合に於て毎月取纏め當該統制機關に提出せしむること

八、統制機關は毎月15日迄に其前月中に於ける瓦の銘柄別、等級別需要状況（月始在庫量製造量移入先別移入量、移出先別移出量、道府縣内販賣量及月末在庫量）に付別紙第三號様式に依り當該道府縣を經由し商工省に報告するものとす

九、製造業者は其の前月中に製造したる銘柄別、等級別月初在庫量、製造量、出荷量並に月末在庫量を別紙様式四號様式に依り之を（所屬工業組合在るときは工業組合を經由し）毎月10迄に當該統制機關に報告するものとす

十、製造業者は當該統制機關の検査を受くるに非ざれば其の製造に係る瓦を販賣、譲渡其他何等の名義を以てするも自己の製造所以外の場所に搬出することを得ざるものとす

前項の検査に合格したる瓦に付ては東毎に當該統制機關の定むる「統制證紙」を貼付し、又は「統制證印」を押捺するものとす

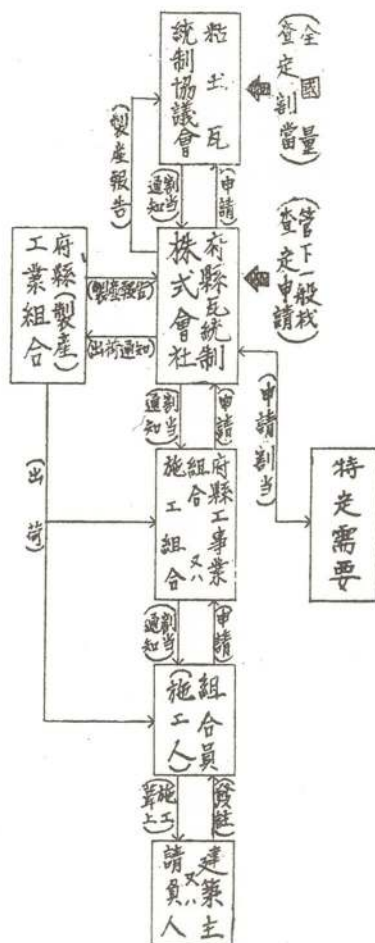
價格並に第一項の検査の基準となるべき瓦の等級區分に付ては商工省告示日本標準規格第三十號に依るものとす

十一、本規程に違反して瓦の製造、販賣又は工事を爲したる瓦の製造業者、販賣業者又は工事業者に對しては當該道府縣に燃料油其他の生産資材又は瓦の配給を停止するものとす

（付記竝に各號様式省略）

以上の通粘土瓦統制規程が實施されてより夫々其の機關を經由しない限り現物を入手する事は不可能となりました。

今一般用材の入手経路を圖示しますと次の通であります。



5. 薬工品

薬は近年、年と共に軍需及び燃料、肥料等の需要面が擴大されつつあり府縣に依り統制され又は縣外移出禁止等の制限があり入手困難となつて参りました。

薬工品即ち、繩、叭、莖等に付ては日本薬工品配給株式會が出来、各府縣には薬工品商業組合が組織され配給部門を統制されて居ります。

需要者は所定の様式に品目、用途、使用場所、需要量、需要月等を記入の上、管轄薬工品商業組

合へ需要2ヶ月以前に配給申込書を提出します。

商業組合はその月の申込量を取纏め日本薬工品配給株式会社に割當の申請を致します。

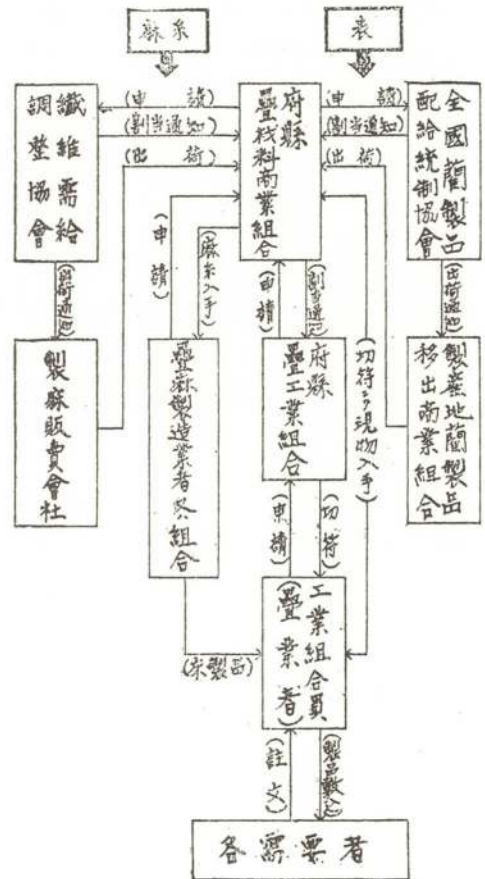
配給会社は全国の製品量と需要量とを全国一元的に脱合せ各府縣商業組合に割當配給され需要者が現物入手する事になります。

6. 疊

疊用表及青表、莫藁等は昨年8月18日、全國蘭製品配給統制協會が東京に設立され、各生産地に蘭製品移出商業組合があり、配給統制が完備する一方疊床は藁の取得困難に加へて、麻糸に付ては本年2月10日より織準等配給統制規則が制定され各種資材共重點配給される様になりました。一般民需資材入手経路は大體次の通であります。新疊は勿論表替も容易に出来ない現状であります。

(一八、五、三〇)

(筆者 住宅營團大阪支所建設部資材課技師)



一般民需建築用木材の配給機構と其運営 井上佳次

1. 本年度の木材界

今日戦力増強に不可欠の重要基礎物資として益々高度の重點的規正を要請さるる木材は生産供出の確保に對する大增産に對し萬全の施策を實施する一方配給統制の重點的適正化を圖る爲昭和18年度に於ては木材も全面的に物動計畫に編入される事となり今後本計畫に従つて生産及び配給の割當を實施される事となれり。

既に一般方針に明らかにされてゐる如く不急民需、比較的戦力増強と關係の薄い面は極度に抑制され以て重點配給の徹底を期するのであるが現在の木材生産事情に鑑み軍需、生産擴充用材、造船用材、住宅營團用材、杭木、パルプ等其他重要用途資材と云へども全要求量を削減され最低の必要量に甘んじなければならぬ事となつたのである。云ふ迄もなく此の割當られた最低必要量は輸送、

勞力資材等各角度より検討された結果決定されたものであり且つ絶對的に確保を要すべきものにして政府が各府縣に用途別に割當られた此數量は林業、及び木材關係業者は如何なる困難をも克服しても生産供出する責任を負ふものにして此の絶對的な責任は木材界に於て嘗て見ざる一大重要責務となつて加重してきたのである。

即ち本年度木材界の特質としては物動計畫に編入された結果割當られた必要量は森林及び木材業者側として絶對生産供出の責任あり、從つて消費者側としては取得の可能性の見込みあり從來の如き割當あつて空手形同様に終る事はないと一應は考へらるゝ所である。

然し乍ら其の反面重點度の低い一般民需用途材に對しては其の割當量が極度に僅少になる結果純粹の一般民需建築用材の取得は將來全く不可能に非ざるやと思惟する次第にして戦争完途邁進の途上之又止むを得ざる所である。

1. 昨年度の一般民需建築用木材の配給機構及び方法

扱て一般民需建築用木材の配給機構に就いては從來地方別に地方木材株式會社及び東京、大阪、名古屋等の大都市消費地にありては荷受配給株式會社、其他縣本社又は一縣を數地區に分れたる中核體會社の諸會社より配給を受けたいども昨年度に於ては例外として特殊重要材にして一時的に特殊民需として扱はれたる住宅營團材の如きは（本年度より物動材に編入）日本木材株式會社より應急備蓄材の更新材を直接配給を受けたる事もありしが結局前記地區別に依る諸會社より配給を受けるを原則とせり。

然し乍ら其の配給方法については各社共創立日尙淺く機構不整備に依る統制の過渡期に當り各木材會社共區々にして左記の諸方法を採用せる所多し即ち

- イ、軍又は官廳或ひは軍需工場、住宅營團等の證明に依り各木材會社は任意選擇の上配給決定する方法
- ロ、配給順位を決定し此の順位に依り配給申請ある際適當に決定の上配給する方法
- ハ、創立當時集荷芳しからざる各木材會社に於ては消費者側の從來の緣故關係に依り生産地に於

て取得したる用材を賦金（統制料）を以て移入の許可をなし優先的に右消費者に配給する方法以上單純なる三方法を採用せる各木材會社多けれども此等は何れも當該年度の配給計畫の樹立されたる方針に基かざる爲に單に證明書のみに依り或ひは順位の高低のみに依り直ちに木材の確保を意味するものではなく消費者側として甚だ不安なる配給方法である。

然し乍ら更に一步を進めたる配給方法を採用せるものとしては

＝、府縣當局及び木材關係者にて構成せられたる需給調整機關を設置し過去の實蹟を調査して各業者別需給統制團體に割當て此等團體加入の組合員に再割當する一方組合員ならざる一般個人の自家用木材にありては木材需要の必要度を審査して配給を決定の上切符を發行する方法を採用せるものなれども此等も強力な物動計畫に依らず唯過去の實蹟を骨子とする關係上完全無缺の配給方法とは云ひ得ない。然らば今後の一般民需建築用木材の配給機構は如何になるであらうか。

1. 本年度の一般民需建築用木材の配給機構

先づ一般民需建築用として素材製材品につき配給數量が割當指示され需要者は右割當られたる數量に基き所定の配給機關に發注し配給を受けることとなるがその機關方法としては現在存續せる地方木材株式會社、荷受配給株式會社、府縣木材會社、用途別需給調整團體を活用し各木材會社の配給方針に依り前記（イ）（ロ）（＝）の各方法を採用することゝなるであらう。

然し乍ら現在各府縣に設立されてゐる木材會社は、木材統制法に規定する地方木材會社の中核體となる前提の下に於て發足したのであるが、木材統制法制定當時の狀況に於ては地方木材會社は森林立地の觀點より全國を十數箇のブロックに分ち數府縣の木材會社を吸収して各ブロックに一つの地方木社を設立する計畫になつてゐたのである。

然し乍ら大東亞戦争迄發展したる今日、戦争目的完遂の爲には木材統制法施行規則の一部改正を餘儀なくされ、茲に數府縣を單位とする地方木社設立方針は撤回され、近く農林省より地方木社設立に關する勅令を公布される事となつたのである

が、既に今議會に於ける山林局長の言明に依り府縣木社の地方木社昇格方針が明らかにされ、先づ運営優秀なる府縣木社を地方木社に指定昇格することが明確となつたのである。依つて近き將來に於ては各府縣共地方木材會社に統一され、完全なる機構の下に配給を受ける事を想像されるのであるが、前述せる如く一般民需建築用材は極度に消費規正を餘儀なくされる結果、割當量も抑制され其の僅少なる數量に對し各需要者別に公平に分割々配給されねばならないのである。

1. 木材界機構整備と其運営

以上の通り機構は日を経るに従ひ整備され、完全なる能率を發揮される様形式は整ふのであるが此れが成否は一に之を運営する人の如何に依るのである。此事は唯一般民需に對してのみ云はれうるものでなく全割當材に對しても同様にして從來の生産及び配給方法が最終消費者に對し如何に満足と與へたるか否かを考へる時、業者側として今後整備されたる機構に於て、如何に運営すべきか慎重に検討すべき時期に非ずやと痛感する次第なり。

即ち卑近なる例を云へば小銃彈の發註に對して何十挺の大砲の彈丸をのみ造兵廠にて製造前線に送れば如何なる結果になるであらうか。此の事實は童子と云へども戦力に大影響ある位は充分知悉してゐる。之と同様な事が木材についても云はれ得る、即ち現在の戦争は前線のみに限られたるものに非ずして銃後もその一翼を負擔し、所謂一億總力の結集に依り最後の勝利を獲得される事が自明なる今日、木材の直接間接に戦争に對して持つ役割を考へる時最終の消費者にとつて満足なる生産配給がなされざる事は、畢竟この物的、人的資源の乏しき折柄二重三重の浪費を消費者に轉化する結果はその戦力に及ぼす影響は蓋し甚大なるものがある。

換言すれば整備されたる機構の下に満足され得る配給を行ふ爲には、合理的なる生産を行ふべきである。不合理なる生産をなし唯木材需要旺盛に依る全量即時處分可能な木材界事情に附込みたる生産及配給方法は、木材統制の本來の目的に添ふものでなく、之等誤りたる運営方針を固執せる業界人は統制會社の一員たる資格なきものと云ふ

べし。勿論木材生産上技術的に最効果あらしむべく活用する事は勿論なれども、單に採算上有利なりと云ふ點のみよりして生産製材する自由主義的な經營方法は、この際一擲し時に依り國家の要請する所に對しては一部の不利をも忍ばねばならないのである。

こゝに於て用途別生産、製材配給の計畫化が當然叫ばれる所以である。既に本年度より日本標準住宅の規格も決定され、木材の規格も從來より簡易に合理化され、既に一部規格内生産命令を發令された縣もありと聞く。他方消費者側としては使用材料に就いて極力簡素化を實施して木材消費の節減を計り、生産に對する負擔の軽減に努めつゝあり。

然らば之れが規格に合致さすべく生産も適正なる規格に於て消費者側否日本全體の國力の浪費なき様生産配給すべきものにして、機構の整備完成近き我木材界に於て之が成果は一に運営する人の双肩にかゝるを以て各木社陣頭指揮に當られる人は時局を深く認識、滅私奉公の精神を以て適材適所の人事機構を整備し、社内總親和の實を挙げ、率先生産配給を合理化し以て國家の要請に對へ全國産業の範たらん事を熱望してやまない次第である。

緒戦以來不滅の光輝あらしめた我無敵海軍の山本元帥の壯烈なる戦死の報を聞き、我木材界に於ても山本元帥の魂に續く人出でよと絶叫する所以である。（昭和18年5月30日）

（筆者は 住宅營團建設部木材課囑託）

大東亞戰の第2年目も半を經過し、各部門に渡つて一層の奮起を要望される秋建築界も總つて之に呼應し、種々工夫をこらしあらゆる角度より過去を検討して建築の分野に於て其の本分を全するの責任を負はされて居る事は多言を要しない處である。吾々は資材不足の惡條件を克服して、速に軍需生産部門の活動を極力應援することを第一義と心得なくてはならないのである。

4月1日發令を見た工作物築造統制規則もこの線に添つて發令されたものと思はれる。特に建築資材に重點を置いてゐるこの法令が、建築界の進む途を示して居るとも考へられるのである。

建築資材は相當重要な位置をしめて居る今日、出來得る限り節約し最重要部門に不足を來たすことの無い様協力されなくてはならないのである。

今回の工場建築の規格の問題もかゝる意途に出たものである。資材の節約のみならず、手續の點でも簡易化を計り速に資材の配給をなされる様考慮されて居るのである。

資材の算定については相當嚴格になされてゐるのであるから、施工の場合計畫をたてゝ合理的に使用される様特に意を用ふることを望むものである。本算定の建築は屋根スレート葺、外壁ラス張りカタラスター塗仕上げの場合によつたものであるが、將來資材入手状態により一部の構造を變更の止むない場合も發生することが豫想される。かゝる場合は其の都度考慮されることにならう。

先づ木材の算出については、現在農林省の用材規格寸法を採用して算定して居るが、規格寸法に依ることにより實際使用するものの約3%が廢材となる。現在では止むを得ないことであるが、施工者はこの廢材も出來得る限り生して使用されたいものである。なほ拾落しをも考慮して約10%の加算をしてゐるが、之によつて少々設計變更は

出來得るものと考へてゐる。但し水盛遣方材、假杵材、足代材に對しては算入してゐない。之等は再使用、三使用も可能であり相當の無理も止むを得ない現状であるから、施行者の手持材を使用せしめ補足材に對しては實情により配給を考慮してゐる。妻入口扉は現場に於て製作する場合を考慮して別表に之を算定した。

木材の算定に當り、樹種は現在の土建用割當状況により針葉樹のみとなし、材種は現在配給してゐる形式を採用して挽角、挽割、板類に分類したのである。

上記木材は大工の現場に於て木造り取付をなすもののみとし、建具材は見込んでゐない。現在の配給機構が建具材は別途に組合に對して割當てられて居るのである。

釘については使用箇所により適寸のものを本數計算なし之を貶に換算して算定した。なほ之に20%の加算をしてゐる。硝子は窓寸法が硝子割を考慮して決定されてゐるので、規格寸法のものから何枚取りとして廢材を生ずることはない。然し破損を考慮して約3%を加算した。

スレートは現在の製品を考慮して6尺ものを採用した。母屋間隔も之により決定されてゐる。之も破損を考慮して約3%の加算をした。

鐵鋼はワイヤーラスを採用した。重ねを10%見込んで算定してゐる。カタラスターは、現在の配給標準により算出した。

セメントについては本規格としては地上のみの決定であつて、基礎全體のコンクリートについては規格して居ないのであるが、一應參考迄に現在の査定標準により算出した。セメントは商工省よりの割當數量により決定するのであつて、本表に現れた數量より將來は相當切下げを要求されるのではないかと考へて居る。

(資 材 表)

第1表 木 材

梁間9mの場合

(T)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A Y	0945	7.44	5.62	0.61	1.21
A	0945	7.27	5.44	0.32	1.51
A Y	0940	7.26	5.67	0.57	1.02
A	0940	7.09	5.38	0.32	1.39
A Y	0935	6.94	5.32	0.55	0.97
A	0935	6.21	4.87	0.25	1.09

(R)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A X	0945	9.40	7.35	0.42	1.63
A Y	0945	9.37	6.80	0.52	2.05
A X	0940	9.13	7.11	0.39	1.63
A Y	0940	8.75	6.53	0.47	1.75
A X	0935	8.91	7.00	0.37	1.54
A Y	0935	8.67	6.54	0.44	1.69

(S)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A X	0945	6.18	4.13	0.42	1.63
A Y	0945	6.14	3.57	0.52	2.05
A X	0940	5.91	3.89	0.39	1.63
A Y	0940	5.52	3.30	0.47	1.75
A X	0935	5.79	3.88	0.37	1.54
A Y	0935	5.55	3.42	0.44	1.69

梁間10mの場合

(T)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A Y	1945	8.50	6.39	0.69	1.42
A	1045	9.08	5.95	0.70	2.41
A Y	1040	8.10	6.15	0.64	1.31
A	1040	8.58	5.69	0.70	2.19
A Y	1035	7.80	6.04	0.61	1.15
A	1035	8.03	5.56	0.58	1.89

(R)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A X	1045	9.99	7.85	0.42	1.72
A Y	1045	9.95	7.29	0.52	2.14
A X	1040	9.63	7.57	0.42	1.64
A Y	1040	9.58	7.10	0.52	1.96
A X	1035	9.34	7.42	0.38	1.54
A Y	1035	9.63	7.21	0.50	1.92

(S)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A X	1045	6.30	4.16	0.42	1.72
A Y	1045	6.31	3.65	0.52	2.14
A X	1040	6.00	3.94	0.42	1.64
A Y	1040	5.89	3.41	0.52	1.96
A X	1035	5.85	3.93	0.38	1.54
A Y	1035	5.94	3.52	0.50	1.92

梁間12mの場合

(T)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A Y	1250	12.05	8.55	1.46	2.04
A	1250	11.03	7.45	1.16	2.42
A Y	1245	10.38	7.40	1.18	1.80
A	1245	10.54	7.15	1.12	2.27
A Y	1240	10.13	7.40	1.07	1.66
A	1240	10.30	6.95	1.24	2.11

(R)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A X	1250	13.16	10.52	0.41	2.23
A Y	1250	13.59	10.64	0.79	2.16
A X	1245	13.31	10.78	0.48	2.05
A Y	1245	11.85	9.46	0.66	1.73
A X	1240	12.29	9.68	0.44	2.17
A Y	1240	11.87	9.43	0.56	1.88

(S)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A X	1250	7.27	4.86	0.38	2.03
A Y	1250	7.60	4.97	0.72	1.91
A X	1245	7.41	5.12	0.43	1.86
A Y	1245	6.60	4.44	0.59	1.57
A X	1240	6.94	4.63	0.39	1.92
A Y	1240	6.62	4.40	0.51	1.71

梁間15mの場合

(T)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A Y	1560	24.64	15.44	2.12	7.08
A	1560	27.08	15.53	2.21	9.34
A Y	1555	23.86	14.82	2.12	6.92
A	1555	26.43	14.93	2.21	9.29
A Y	1550	23.94	14.85	2.12	6.97
A	1550	25.92	15.01	2.21	8.70

(R)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A X	1560	16.23	13.03	0.78	2.42
A Y	1560	16.86	13.29	1.25	2.32
A X	1555	15.84	12.76	0.87	2.21
A Y	1555	16.37	13.13	1.00	2.24
A X	1550	15.37	12.56	0.63	2.18
A Y	1550	14.78	11.83	0.90	2.05

(S)

種 別	内 譯	計	挽 角	挽 割	板 類
A X	1560	9.03	5.83	0.78	2.42
A Y	1560	9.81	6.24	1.25	2.32
A X	1555	8.80	5.72	0.87	2.21
A Y	1555	8.78	5.54	1.00	2.24
A X	1550	8.82	6.01	0.63	2.18
A Y	1550	7.67	4.72	0.90	2.05

第二表 釘 (吋別)

梁間 9 m の場合

(T)

種 別	吋 別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
A Y	0945	2.25	0.78	0.15	0.04	—	0.15	0.64	0.20	—	0.29
A	0945	2.16	1.06	0.15	—	—	0.05	0.36	0.25	—	0.29
A Y	0940	2.18	0.71	0.15	0.04	—	0.15	0.64	0.20	—	0.29
A	0940	2.03	0.98	0.15	—	—	0.05	0.36	0.20	—	0.29
A Y	0935	2.16	0.69	0.15	0.04	—	0.15	0.64	0.20	—	0.29
A	0935	1.83	0.78	0.15	—	—	0.05	0.36	0.20	—	0.29

(R)

種 別	吋 別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
A X	0945	3.06	1.13	0.12	0.04	0.20	0.20	0.50	0.13	0.45	0.29
A Y	0945	3.75	1.56	0.12	0.04	—	0.28	0.84	0.17	0.45	0.29
A X	0940	3.05	1.12	0.12	0.04	0.20	0.20	0.50	—	0.45	0.29
A Y	0940	3.54	1.35	0.12	0.04	—	0.28	0.84	0.17	0.45	0.29
A X	0935	2.88	1.08	0.12	0.04	0.20	0.20	0.50	—	0.45	0.29
A Y	0935	3.50	1.31	0.12	0.04	—	0.28	0.84	0.17	0.45	0.29

(S)

種 別	吋 別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
A X	0945	2.32	1.13	0.12	0.04	0.20	0.20	0.50	0.13	—	—
A Y	0945	3.01	1.56	0.12	0.04	—	0.28	0.84	0.17	—	—
A X	0940	2.18	1.12	0.12	0.04	0.20	0.20	0.50	—	—	—
A Y	0940	2.80	1.35	0.12	0.04	—	0.28	0.84	0.17	—	—
A X	0935	2.14	1.08	0.12	0.04	0.20	0.20	0.50	—	—	—
A Y	0935	2.76	1.31	0.12	0.04	—	0.28	0.84	0.17	—	—

梁間 10 m の場合

(T)

種 別	吋 別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
A Y	1045	2.95	1.00	0.15	0.04	—	0.15	0.71	0.20	—	0.34
A	1045	2.51	1.30	0.15	—	—	0.05	0.42	0.25	—	0.34
A Y	1040	2.52	1.00	0.15	0.04	—	0.15	0.64	0.20	—	0.34
A	1040	2.30	1.20	0.15	—	—	0.05	0.36	0.20	—	0.34
A Y	1035	2.39	0.87	0.15	0.04	—	0.15	0.64	0.20	—	0.34
A	1035	2.20	1.10	0.15	—	—	0.05	0.36	0.20	—	0.34

(R)

種 別	時 別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
A X	1045	3.35	1.30	0.12	0.04	0.22	0.20	0.50	0.13	0.50	0.34
A Y	1045	4.12	1.80	0.12	0.04	—	0.28	0.87	0.17	0.50	0.34
A X	1040	3.17	1.25	0.12	0.04	0.22	0.20	0.50	—	0.50	0.34
A Y	1040	3.83	1.51	0.12	0.04	—	0.28	0.87	0.17	0.50	0.34
A X	1035	3.07	1.15	0.12	0.04	0.22	0.20	0.50	—	0.50	0.34
A Y	1035	3.82	1.50	0.12	0.04	—	0.28	0.87	0.17	0.50	0.34

(S)

種 別	時 別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
A X	1045	2.51	1.30	0.12	0.04	0.22	0.20	0.50	0.13	—	—
A Y	1045	3.28	1.80	0.12	0.04	—	0.28	0.87	0.17	—	—
A X	1040	2.33	1.25	0.12	0.04	0.22	0.20	0.50	—	—	—
A Y	1040	2.99	1.51	0.12	0.04	—	0.28	0.87	0.17	—	—
A X	1035	2.23	1.15	0.12	0.04	0.22	0.20	0.50	—	—	—
A Y	1035	2.98	1.50	0.12	0.04	—	0.28	0.87	0.17	—	—

梁間12mの場合

(T)

種 別	時 別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
A Y	1250	3.22	1.40	0.15	0.06	—	0.15	0.86	0.25	—	0.35
A	1250	3.29	1.94	0.15	—	—	0.05	0.55	0.25	—	0.35
A Y	1245	3.19	1.40	0.15	0.04	—	0.15	0.85	0.25	—	0.35
A	1245	3.62	1.80	0.15	—	—	0.05	0.55	0.25	—	0.35
A Y	1240	3.24	1.50	0.14	0.04	—	0.15	0.85	0.25	—	0.35
A	1240	2.79	1.67	0.15	—	—	0.05	0.55	0.25	—	0.35

(R)

種 別	時 別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
A X	1250	3.83	1.34	0.12	0.04	0.20	0.55	0.50	0.13	0.60	0.35
A Y	1250	3.97	1.61	0.12	0.04	—	0.28	0.84	0.13	0.60	0.35
A X	1245	3.92	1.41	0.12	0.04	0.22	0.55	0.50	0.13	0.60	0.35
A Y	1245	3.70	1.34	0.12	0.04	—	0.28	0.84	0.13	0.60	0.35
A X	1240	3.35	1.40	0.12	0.04	0.22	0.20	0.42	—	0.60	0.35
A Y	1240	3.86	1.47	0.12	0.04	—	0.28	0.87	0.13	0.60	0.35

(S)

種 別	時 別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
A X	1250	2.88	1.34	0.12	0.04	0.20	0.55	0.50	0.13	—	—
A Y	1250	3.02	1.61	0.12	0.04	—	0.28	0.84	0.13	—	—
A X	1245	2.97	1.41	0.12	0.04	0.22	0.55	0.50	0.13	—	—
A Y	1245	2.75	1.34	0.12	0.04	—	0.28	0.84	0.13	—	—
A X	1240	2.40	1.40	0.12	0.04	0.22	0.20	0.42	—	—	—
A Y	1240	2.91	1.47	0.12	0.04	—	0.28	0.87	0.13	—	—

梁間 15m の場合

(T)

種別	時別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
		kg	kg	kg	kg		kg	kg	kg		kg
A Y	1560	6.85	2.90	0.72	0.12	—	0.30	1.76	0.55	—	0.50
A	1560	7.09	4.00	0.72	—	—	0.12	1.20	0.55	—	0.50
A Y	1555	6.85	2.90	0.72	0.12	—	0.30	1.76	0.55	—	0.50
A	1555	6.89	3.80	0.72	—	—	0.12	1.20	0.55	—	0.50
A Y	1550	6.95	3.00	0.72	0.12	—	0.30	1.76	0.55	—	0.50
A	1550	6.49	3.40	0.72	—	—	0.12	1.20	0.55	—	0.50

(R)

種別	時別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
A X	1560	4.61	1.50	0.15	0.06	0.30	0.60	0.60	0.20	0.70	0.50
A Y	1560	4.51	1.70	0.15	0.06	—	0.30	0.90	0.20	0.70	0.50
A X	1555	4.64	1.50	0.15	0.06	0.33	0.60	0.60	0.20	0.70	0.50
A Y	1555	4.41	1.60	0.15	0.06	—	0.30	0.90	0.20	0.70	0.50
A X	1550	3.93	1.50	0.15	0.06	0.22	0.30	0.50	—	0.70	0.50
A Y	1550	4.41	1.60	0.15	0.06	—	0.30	0.90	0.20	0.70	0.50

(S)

種別	時別	計	1¼	1½	1¾	2	2½	3	3½	4	4½
		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
A X	1560	3.41	1.50	0.15	0.06	0.30	0.60	0.60	0.20	—	—
A Y	1560	3.31	1.70	0.15	0.06	—	0.30	0.90	0.20	—	—
A X	1555	3.44	1.50	0.15	0.06	0.33	0.60	0.60	0.20	—	—
A Y	1555	3.21	1.60	0.15	0.06	—	0.30	0.90	0.20	—	—
A X	1550	2.84	1.50	0.15	0.06	0.33	0.30	0.50	—	—	—
A Y	1550	3.21	1.60	0.15	0.06	—	0.30	0.90	0.20	—	—

第三表 其の他 梁間 9m の場合

(T)

種別	材種	セメント	カタラスター	補強金物	硝子	鉄網	スレート (1820×725)
		kg	kg	kg	平方ハ	坪	枚
AY0945	115	200	16.49	99.0	9.0	3.5	
A 0945	115	280	16.49	—	13.0	3.5	
AY0940	115	220	16.49	86.5	8.2	3.5	
A 0940	115	260	16.49	—	11.8	3.5	
AY0935	115	168	16.49	68.0	7.7	3.5	
A 0935	115	220	16.49	—	10.1	3.5	

(R)

種別	材種	セメント	カタラスター	補強金物	硝子	鉄網	スレート (1820×725)
		kg	kg	kg	平方ハ	坪	枚
AX0945	474	44	20.27	99.0	2.0	33	
AY0945	474	168	20.27	99.0	7.7	33	
AX0940	474	40	20.27	90.5	1.9	33	
AY0940	474	108	20.27	86.5	5.0	33	
AX0935	474	32	20.27	74.0	1.5	33	
AY0935	474	96	20.27	68.0	4.4	33	

(S)ノ資材ハ上表(R)ト同一トス、但シ補強金物ハ「アンカーボルト」ノミニテ1.14kgトス

梁間 10m の場合

(T)

種別	材種	セメント	カタラスター	補強金物	硝子	鉄網	スレート (1820×725)
		kg	kg	kg	平方ハ	坪	枚
AY1045	135	256	16.55	99.0	11.8	4	
A 1045	135	340	16.55	—	15.8	4	
AY1040	135	228	16.55	86.5	10.6	4	
A 1040	135	308	16.55	—	14.2	4	
AY1035	135	204	16.55	68.0	9.4	4	
A 1035	135	272	16.55	—	12.5	4	

(R)

種別	材種	セメント	カタラスター	補強金物	硝子	鉄網	スレート (1820×725)
		kg	kg	kg	平方ハ	坪	枚
AX1045	570	44	20.33	99.0	2.0	38.5	
AY1045	570	168	20.33	99.0	7.7	38.5	
AX1040	570	40	20.33	90.5	1.9	38.5	
AY1040	570	108	20.33	86.5	5.0	38.5	
AX1035	570	32	20.33	74.0	1.4	38.5	
AY1035	570	96	20.33	68.0	4.4	38.5	

(S)ノ資材ハ上表(R)ト同一トス、但シ補強金物ハ「アンカーボルト」ノミニテ1.14kgトス

梁間 12m の場合 (T)

材種 種別	セメント	カタラ スター	補強 金物	硝子	鐵網	スレート (1820×725)
AY1250	200	360	17.28	99.0	16.5	4.5
A 1250	200	464	17.28	—	21.0	4.5
AY1245	200	320	17.28	99.0	14.9	4.5
A 1245	200	432	17.28	—	19.8	4.5
AY1240	200	300	17.28	86.5	13.5	4.5
A 1240	200	396	17.28	—	18.0	4.5

(R)

材種 種別	セメント	カタラ スター	補強 金物	硝子	鐵網	スレート (1820×725)
AX1250	677	108	25.92	115.5	5.0	45
AY1250	677	120	25.92	99.0	5.5	45
AX1245	677	72	23.69	99.0	3.5	45
AY1245	677	48	23.69	99.0	2.2	45
AX1240	977	72	23.69	90.5	3.5	45
AY1240	677	80	23.69	86.5	3.8	45

(S)ノ資材ハ上表(R)ト同一トス、但シ補強金物ハ「アンカーボルト」ノミニテ1.14kgトス

梁間 15m の場合 (T)

材種 種別	セメント	カタラ スター	補強 金物	硝子	鐵網	スレート (1820×725)
AY1560	264	324	43.0	272	15.0	5
A 1560	264	497	43.0	—	23.0	5
AY1555	264	320	43.0	247	14.8	5
A 1555	264	480	43.0	—	22.0	5
AY1550	264	353	43.0	198	16.3	5
A 1550	264	463	43.0	—	21.5	5

(R)

材種 種別	セメント	カタラ スター	補強 金物	硝子	鐵網	スレート (1820×725)
AX1560	812	122	49.6	132.0	5.6	67
AY1560	812	139	49.6	136.0	6.4	67
AX1555	812	104	49.6	132.0	4.6	67
AY1555	812	120	49.6	123.5	5.5	67
AX1550	812	91	49.6	115.5	4.2	67
AY1550	812	72	49.6	99.0	3.5	67

(S)ノ資材ハ上表(R)ト同一トス、但シ補強金物ハ「アンカーボルト」ノミニテ1.14kgトス

表 入口扉資材表

材種 種別	木	材	補強金物	釘
3m~3m	計	石挽割	0.23	11.8 1 1/4 0.14
		板類	0.36	
3~2.5	計	石挽割	0.31	11.8 1 1/4 0.21
		板類	0.81	

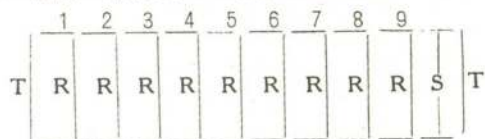
上記表中妻資材をTにて表示し、Rは小屋組一つと次の小屋組との間の両面の壁及び窓、屋根材を含む部分を表示す。Sは小屋組と小屋組との間の両面の壁、窓及び屋根材(母屋、野地板、スレート)を含む部分、即ちRより柱及び小屋組(梁真束、方杖、合掌等)を除外したるものを表示す。Aは屋根の形を表示し、X及びYは窓を含めた壁の形を表示せるものであるが、資材関係の場合のみは窓の形と考へた方が説明が分りよいと考へるので窓の形とする。数字4は前の2の数字は梁間寸法をmにて表示し、後の2の数字は軒高をmにて表示し小數點を省略したものである。即ち0945は梁間9m、軒高4.5mを表示す。1040は梁間10m、軒高4mを表示す。

T (AY0940) は妻のY形窓を採用したる9m梁間の4m軒高の場合を示す。

T (A1045) は妻の窓を有せざる10m梁間の軒高4.5mの場合を表示す。

R (AX0945) はRのX形窓を採用したる9m梁間の軒高4.5mの場合を表示す。

S (AY0935) はSの部分のY形窓を採用せる9m梁間の軒高3.5mの場合を表示す。



上記(T)(R)(S)を組合せて計算することにより各自の選んだ規模のものが得られるのである。

例へば10m梁間の場合、梁の數9(妻を除いて)軒高4.5m、妻はY形窓を採用し、RはX形窓を採用したる場合、この計算の際特に注意されたいのは梁の數を乗するのであつて、假に桁行30mとすれば梁間隔3mにて除せば10であるが梁の數は(妻を除いて)9である。

上記を式に表せば

$$2T + 9R + S$$

之を梁間寸法、窓形及び軒高寸法を記入する式とすれば

$$2T (AY0945) + 9R (AX0945) + S (AY0945)$$

となる。之に表中より數字を入れ替へて計算すれば使用資材の數量が算出されるのである。

木材について總量を計算式になせば、

$$7.44\text{石} \times 2 + 9.4\text{石} \times 9 + 6.18\text{石} = 105.66\text{石}$$

材種別に算出すると

挽角は

$$5.62\text{石} \times 2 + 7.35\text{石} \times 9 + 4.13\text{石} = 81.52\text{石}$$

挽割は

$$0.61\text{石} \times 2 + 0.42\text{石} \times 9 + 0.42\text{石} = 5.42\text{石}$$

板類は

$$1.21\text{石} \times 2 + 1.63\text{石} \times 9 + 1.63\text{石} = 18.72\text{石}$$

釘について算出すれば

總量は

$$2.25\text{kg} \times 2 + 3.06\text{kg} \times 9 + 2.32\text{kg} = 34.36\text{kg}$$

1¼吋は

$$0.78\text{kg} \times 2 + 1.13\text{kg} \times 9 + 1.13\text{kg} = 12.86\text{kg}$$

1½吋は

$$0.15\text{kg} \times 2 + 0.12\text{kg} \times 9 + 0.12\text{kg} = 1.5\text{kg}$$

1¾吋は

$$0.04\text{kg} \times 2 + 0.04\text{kg} \times 9 + 0.04\text{kg} = 0.48\text{kg}$$

2吋は

$$0.2\text{kg} \times 9 + 0.2\text{kg} = 2\text{kg}$$

2½吋は

$$0.15\text{kg} \times 2 + 0.2\text{kg} \times 9 + 0.2\text{kg} = 2.3\text{kg}$$

3吋は

$$0.64\text{kg} \times 2 + 0.5\text{kg} \times 9 + 0.5\text{kg} = 6.28\text{kg}$$

3½吋は

$$0.2\text{kg} \times 2 + 0.13\text{kg} \times 9 + 0.13\text{kg} = 1.7\text{kg}$$

4吋は

$$0.45\text{kg} \times 9 = 4.05\text{kg}$$

4½吋は

$$0.29\text{kg} \times 2 + 0.29\text{kg} \times 9 = 3.19\text{kg}$$

補強金物について算出すれば

$$16.49\text{kg} \times 2 + 20.27\text{kg} \times 9 + 1.14\text{kg} = 216.55\text{kg}$$

硝子について算出すれば

$$99\text{平方尺} \times 2 + 99\text{平方尺} \times 9 + 99\text{平方尺} = 1188\text{平方尺}$$

スレートについて算出すれば

$$3.5\text{枚} \times 2 + 33\text{枚} \times 9 + 33\text{枚} = 337\text{枚}$$

鐵鋼は

$$9\text{坪} \times 2 + 2\text{坪} \times 9 + 2\text{坪} = 38\text{坪}$$

カタラスターは

$$200\text{kg} \times 2 + 44\text{kg} \times 9 + 44\text{kg} = 840\text{kg}$$

即ち21袋となる。

上記の要領により計算すると2T+9R+Sの場合、木材は9m梁間の最大は坪當り1.3石、最少は1.18石、10m梁間の最大は坪當り1.24石、最少は1.16石、12m梁間の最大は坪當り1.38石、最少は1.23石、15m梁間は、最大坪當り1.59石、最少は1.4石となる。釘について見れば9m梁間の最大は坪當り0.5kg、最少は0.39kg、10m梁間の最大は坪當り0.51kg、最少は0.38kg、12mの最大は坪當り0.4kg、最少は0.35kg、15m梁間の場合最大は坪當り0.54kg、最少は0.47kgとなる。

前述の數字に見る如く木材にしても釘にしても相當の節約をすることが出來ると考へてゐる。

又規模が大になればなる程坪當り資材の使用數量は少となるので、2棟のものを建築するよりも同一坪數であれば1棟に建築する方が資材は節約されることになる。

次表工作物築造統制規則大阪府細則による資材表中、△印は鐵鋼製品中釘、鐵鋼、補強金物のみ規格記號を明記し數量の記入を要せず。○印のものも記號のみを記入す。従つて上記の資材については明細書の添付を要せざることとなる。

記號は規模(9R)、壁形態(X)又は(Y)梁間、軒高(1045)を指す。但し壁の變形(窓を壁になす等)や間仕切の取付をなす場合は其の旨明記し其の分の所要資材を記入するを要す。此の場合に資材の追加を要せざる程度のものは其の要はない。

追記、本規格の各部設計圖並に設計説明は別稿川勝氏のものを参照されたし。なほ本表資材算出については大阪府建築課坂部四郎君の御協力を得たことを記し感謝の意を表す。

(筆者は 大阪府警察部建築課技師)

第 號 工作物 使用資材ノ用途別品種別所要量

種 類	使用箇所	規模又 材 名	規格 寸法	數 量	割當官廳又ハ團 體名自由購入 材別	指 定		割當アル物資ニ 付テハ割當期又 ハ月
						規格寸法	數 量	
△ 鐵 鋼 又 ハ		釘 9 R (A X 1045)	庇					
鐵 鋼 製 品		鐵 網 //						
		補強金物 //						
計								
セ メ ン ト				庇				
計								
セ メ ン ト 瓦				枚				
計								
厚 堅 ス レ ー ト				枚				
計								
○ 石 綿 ス レ ー ト		9 R (A X 1045)						
計								
木 毛 セ メ ン ト 板				枚				
計								
粘 土 瓦				枚				
計								
網 入 硝 子				枚				
計								
○ 板 硝 子		9 R (A X 1045)	枚					
計								
○ 木 材		素 材 9 R (A X 1045)						
		板 類						
		横 割						
		挽 角						
計								
合 計				平方尺				
計								
耐 火 木 材				石				
計								
ア ス フ ァ ル ト				庇				
計								
建 築 用 防 水 材		砂 付 ルー フ イ ン グ		庇				
		本 ルー フ イ ン グ						
		ア ス フ ァ ル ト フ ェ ル ト						
		ダ ー フ ェ ル ト						
計								

※注意 1. 鐵鋼及鐵鋼製品ノ品種別ニ付テハ次表ヲ参照スルコト

2. 釘及木材ニ就テハ別紙様式ノ内次明細書ヲ添付スルコト

1. 緒 言

我が國運は日清、日露の兩戰役を初めとし、第一次世界大戰、滿洲事變、支那事變等何れも非常時下に於て常に飛躍的發展進歩を重ねて世界の一等國となつて來たことは、茲に喋々を要しないが、今次の第二次世界大戰から大東亞戰爭に依つて我が國運は更に一大躍進の歩を進め、前世紀以來世界に覇を唱へて暴戾の限りを盡して來た強敵英米を撃滅して眞に世界に君臨すべき古今無比の躍進の時機に生を享けた一億國民が、靈忠報國の今日以上に燃えさかえたことは無からう。

昭和12年以來6年に餘る支那事變が我が國にとつて次第に大きい建設戰となり、遂には大東亞共榮圈建設の大東亞戰爭となるにつれて、他面には戰爭直接の軍需資材の消耗はもとより、軍需品の生産資材、前線銃後の建設資材等あらゆる方面に物資の大消耗戰を展開して來たこと、此の4,5年以來吾々の身邊の衣食住の物資に迄、所謂配給統制の強化が次第に深刻化の度を高めて來たことを今日程強く感得して來たことは吾々物資豊富な瑞穂の國大和民族として初めての體驗であらう。

斯様に大消耗大建設の今日の非常時局下、衣食住何れの方面にも物資の不足は各方面に於て代用品の擡頭強化に依つて忍ばねばならぬ實情は、吾々生づ衣に就て人絹スフを第一として各方面に代用品使用の強化が進み、更に食料に於ても燃料に於ても大東亞戰爭進展と共に急速に物資不足、代用品強化が強調されて來た。更に住に因む建築に到つては其の多くを占める平和的使命を持つ建築資材が、最も強く使用制限が規制と稱して強化され、其の不足を補ふため各方面に代用品の工夫と其の使用に依つて、辛じて必要な最少限度の建築を、或は住宅建築に、或は工場建築に、又防空防火施設等に於て今日程各種の代用品の使命の重大

さが強く認識されたことはなからう。

2. セメントと燃料

セメントは土木及び建築資材として今日は鐵鋼と相並んで其の双壁であることは何人も異論はなからう。鐵鋼が軍需資材として殆んど總動員され新しい生産品は勿論所謂金屬回收に依つて既設の建築からも鐵鋼を撤收の域に迄進んだ他面セメントを以つて之が代用又は鐵鋼の不足を補ふのが本來から云へば妥當であり自然であるべきものであるが、今日の非常時局下に於ては夫れすらも不可能でセメントが著しく不足し、殊に建築用などには此の數年來は全く考へられぬ位僅少なセメントしか供給されなくなつたのはセメントの總産額が増加して居らない上に直接軍需用又は軍需品生産工場等へ優先的に支給されるので、一般建築用等には全く往時建築界華やかなりし頃の十分の一にも及ばぬ位のセメントしか使用が許されない状態となつて來たことが右にも左にもセメント不足の聲が大になつて來た所以であらう。

斯くセメントの増産が止り、寧ろ減産をすら來して來た原因には努力、資材の不如意もあらうが主原因として見逃せない點は石炭の不足、優良炭の足らぬことである。石炭は製鐵、製鋼を初め重工業、化學工業等百般の工業生産上不可欠の燃料で時局下の軍需生産の根本源泉は全く石炭にあつて、石炭の重大性、其の増産の緊要性が今日程痛切に感ぜられるに到つたことは無い。吾々が煖房用石炭、ガスは勿論、風呂や厨房用石炭、ガスを極度に制扼されて來たのも全く、石炭、コークスガスを重要工業生産の確保に向つて切換え、不自由を忍んで奉仕して居る次第である。

セメントも陶磁器、硝子、耐火煉瓦、瑛瑯、タイル、陶管等の何れも高熱窯爐に依る高温焼成を必須條件とする焼成操作の生産品で是等の工業が

窯業といはれる所以である。従つてセメントは石灰石と粘土との配合物を攝氏 1450~1500°C の高温に一度は必ず上げて焼成して得たクリンカー(焼塊)を微粉碎して得たのが普通ポルトランドセメントであるから此の高温焼成用石炭を省くわけにはどうしても行かぬのである。セメントの1トンを焼成するのに従来石炭が優良であつて、6000~7000カロリー以上ある優良炭を用ゐて大體 280~300 キログラム、即ちセメントの約30%の石炭はどうしても入用なものであつて之を節約して20%にして温度が攝氏 1200~1250°C にしか上昇しない様では、どんなに多く石炭を用ゐ、長時間焼いてもポルトランドセメントは得られないもので、此の中途半端な焼成では如何に多く燃料を使用しても製品が全々得られないのがセメントは勿論、硝子、耐火煉瓦等何れの窯業品でも出来上らないのが窯業の様な高熱窯爐焼成を必須条件とする工業の特性である。

従つて今日の様に不良で5000カロリー位しかない石炭を支給されては到底セメントが 1500°C の高熱に充分焼成が出来ないので、斯様な不良石炭では決して満足なセメントが得られないのであるから一層優良な石炭配給を力説しても、今日の時局では、製鐵用に最優良炭を第一位的に必要としても満足でない位であるから、セメント工業には5500~5800カロリー位の石炭がせいぜいで6000カロリー以上の石炭は充分セメント工業には配給され難いのである。其の結果斯様な石炭では1トンのセメント焼成に350キログラム以上400キログラム以上にもなる位多く要し、量だけでは従来の優良炭と同量配給されてもセメント1トンに對し、従来の30~40%も多く消費するためセメントの産額は當然30~40%も減少することは止むを得ない。而も他の最重要工業に石炭の量も質も重點的に配給されるので、セメント工業へ配給の石炭は質は低下し、量も減額され勝ちのため上記の不良炭を多く使用しなければならぬことは更に加速度的に著しくなり、限られた少量の不良炭ではセメント焼成高が驚く程減退せざるを得ない。之が今日セ

ト大不足の原因であり、其の是正には優良炭を量多く配給することが第一であるが、現下の非常時局に於ては斯様なことは製鐵業ですら不可能なので、セメント工業などには到底望めないことである。茲に於てか何としてもセメントの生産量を低下しない様にするにはポルトランドセメントだけに據らないで他の別個な方法に據らなければならぬので、近來種々の方法が工夫考案實施されて來たのである。之が高爐セメントや珪酸質混合セメントの様な混合セメントとして、或は雑用セメント其の他の代用セメントとして種々のものが出現して來た次第で、之は全く石炭の不足不自由に起因するポルトランドセメントの不足を補はんがために燃料節約乃至は燃料を使用しない様なセメントを考案工夫して1トンでも多くのセメントを得やうとする努力の現れで、今日の時局の進展と共に益々此の傾向は盛んにならう。此の意味に於て以下少しく最近のセメント界を述べ今後の傾向を述べて見やう。

3. 高爐セメントと珪酸質混合セメント

セメント化學の正しい云ひ方ではポルトランドセメントの様に、焼塊だけで他に何物も加へない(石膏を3%以内加へるのは凝結調節)で微粉碎した單味セメントに對し、2種以上のものを混合微粉碎して得たものを總括して混合セメントと云ふのであるから、高爐セメントの様に焼塊に鐵熔鑛爐から得る鹽基性水碎鑛滓を約30~50%混合微粉碎したもの、珪酸質混合セメントの様に焼塊に天然又は人工の多珪酸質混合材を25~40%位混合微粉碎したもの等の所謂混合ポルトランドセメント系のセメントも等しく混合セメントと稱すべきであり、又雑用セメントも其の臨時日本標準規格第271號に示されて居る様に7,8種の主要なものを挙げ、其の2種以上を適當に混合微粉碎したものであるから、之も等しく混合セメントと稱すべきものゝ中に入るものであるが、通俗には混合セメントと云へば、珪酸質混合セメントだけを「珪酸質」を略し混合セメントと稱し、高爐セメントや雑用セメントは別個に取扱はれて居る。次の第1表に是等セメント類を分類して見やう。

第 1 表 各種セメント類の分類表

種 別		主 要 素 と 其 の 量		添加物と其の量			
単 味 セ メ ン ト	礬 土 セ メ ン ト		礬 土 酸 石 灰 熔 融 物		—		構 造 用 セ メ ン ト
	ポ ル ト ラ ン ド セ メ ン ト (a)	ポ ル ト ラ ン ド セ メ ン ト (d)	ポ ル ト ラ ン ド セ メ ン ト 焼 塊 >97%		結 晶 石 膏 <3%		
	早 強 ポ ル ト ラ ン ド セ メ ン ト (a)	早 強 ポ ル ト ラ ン ド セ メ ン ト (d)	ポ ル ト ラ ン ド セ メ ン ト 焼 塊 >97%				
混 合 セ メ ン ト	混 合 ポ ル ト ラ ン ド セ メ ン ト	高 爐 セ メ ン ト (b) (d)	ポ ル ト ラ ン ド セ メ ン ト 又 は 焼 塊 >30% (多くは50~70%)	鐵 熔 鑛 爐 の 鹽 基 性 水 碎 鑛 滓 <70% (多くは30~50%)	結 晶 石 膏 <5% 灰 <3%		
		珪 酸 質 混 合 セ メ ン ト (c) (d)	ポ ル ト ラ ン ド セ メ ン ト 又 は 焼 塊 >70% (多くは75~50%)	珪 酸 質 混 合 材 <30% (可溶性珪酸含有多量) (多くは20~30%)	結 晶 石 膏 <3% 灰 <3%		
		雑 用 セ メ ン ト (e)	A (1)ポルトランドセメント又は焼塊 (3)セメント焼成 (5)石 灰 (6)石 膏 B (2)鐵熔鑛爐の鹽基性水碎鑛滓 (4)珪酸質混合材 (可溶性珪酸含有多量) C (7)其他之等に準ずる性質を有するもの				

(a) 日本標準規格第28號
(b) 〃 第29號

(c) 臨時日本標準規格第 92號
(d) 〃 第149號

(e) 臨時日本標準規格第271號

此の表で見るやうに高爐セメントと珪酸質混合セメントとは混合ボルトランドセメントと稱するもので共にボルトランドセメント又は其の焼塊を約3分の2に減少し75~60%位にし、残りの3分の1の約25~40%位を鑛滓か混合材かを加へる様にしたもので、斯様にして焼塊を減少したものであるから其の焼塊焼成用燃料石炭が自然3分の1位減少し(尤も鑛滓や混合材の乾燥用石炭を少量要する)是等混合セメントの微粉碎電力も少なくてすむので低燃料セメントと考へられるものである。

(A) 高爐セメントに就て

殊に高爐セメントは焼塊を少く約55~60%にし鑛滓を多く40~45%にもするので焼塊製造用石炭は著しく少くなつて有利なものである。殊に之に用ゐる鑛滓は製鐵工場に於て、熔鑛爐から殆んど鉄鐵と同量だけ出るので本邦製鐵工場の熔鑛爐から、假に鉄鐵産額(500萬トンは數年前の目標)と同量出來、其の半分が使用されたとしてもたちまち其の倍以上の數百萬トンの高爐セメントが出來ることになる。よろしく日本の全製鐵工場の鑛滓は全部(少くとも半分)が高爐セメントの製造に向けられ、高爐セメントが製造されるとしたら鑛滓と同量以上の高爐セメントとなり本邦の年需用

額以上になる位になる。此の點は既に著者が強く論じて來たことである(昭和4年「高爐セメントと鐵ボルトランドセメント」、工業之日本;昭和4年10月「混合セメントの知識」建築學會パンフレット、第3輯、第3號;昭和8年「熔鑛爐鑛滓の利用とセメント工業」化學工業資料、第6巻、第2號;昭和8年7月「高爐鑛滓の産額と高爐セメントの製造」大日本窯業協會雜誌、第41集、第487號;昭和8年9月「セメント汎論、鑛滓利用のセメント類」土木工學、第2巻、第9號等参照)様に石灰石を一度製鐵工場で熔鑛爐中の鐵鑛の不純物脈石分を石灰鹽として除かせた鑛滓を再度利用してセメントとするのであるから、石灰の完全な利用になり、製鐵業の大きい工業の副産物で一度高爐で高熱操作で得られたものであるから之を30~40分加へることに依り、他は50~60分の焼塊だけが燃料を要するので100分の高爐セメントを得るのであるから、3分の1以上2分の1に近い燃料の節約となるので極めて有用なセメントである。

斯様な次第であるから上記の著者が十數年來來唱して來たことが今日漸く燃料の節約の主旨から次第に多く各地製鐵工場の熔鑛爐からの鹽基性鑛

滓の水砕物が最も有意義、有價值、有用な利用法として此の2,3年急速に盛んとなり、昨昭和17年度はセメント統制會などの一元的統制に依り、普通セメントは著しく少なくなり全セメントの50~60%位、高爐セメントは約20~30%、珪酸質混合セメントは10~20%であつたものが本昭和18年度は普通セメントは約40%になり、高爐セメント約40%珪酸質混合セメント約20%となり、或る地域の特例では既に50%以上も高爐セメントになる由で、今後此の高爐セメントは急速に發展増大して全セメントの50~60%を高爐セメントで占めるのは勿論そう遠くはあるまいと考へられる。

此の高爐セメントの長所や短所に就ては著者の各種論文研究等に絶えず論じて來て其の發展を期待して居る次第である。尙その鑛滓は鐵熔鑛爐からの鹽基性のもので石灰、アルミナ、珪酸等の成分割合や、水流急冷に依つて碎けた所謂水碎鑛滓（或は水滓と略稱す）で潛在水硬性を有するものでなければならぬが、其の詳しいことは他に譲り（上掲論文、拙著「セメント概論」、昭和9年版、225頁等参照）省略する。

（B）珪酸質混合セメントに就て

次に珪酸質混合セメントは俗に混合セメントと略稱されるが第1表に示した通り嚴密な云ひ方をすると混合ポルトランドセメントの一つでクリンカー約70~75分に各種の混合材を30~25分混合微粉碎したものであるからやはり高温焼成を要する焼塊は普通セメントに比して4分の3となり、4分の1だけ燃料が少なくてすむので別の云ひ方をすれば同じ石炭量で4分の1だけ多く、セメントが出來又は同量のセメントを製造するのに4分の1だけ少い石炭ですむことになるので今日の時局下に於ては上述の高爐セメントと共に必要なセメントである。此の混合セメントも著者が約20年前の大正14、15年頃から強く主唱して適當な混合材を選んで使用すると、普通セメントよりあらゆる點に於て優れた性質の混合セメントが出來ることを多數の試験研究報告を以つて示し（昭和2,3,4年頃「混合ポルトランドセメントの研究」、工業化學雜誌、昭和4年「混合セメントの知識」、建築學會パンフレット、第3輯、第3號；拙著「セメント概論」、昭和5年版、第285頁及昭和9年版、第

262頁等参照）、日本ソリヂチット會社のネオソリヂチット、大阪窯業セメント會社のシリカセメント、秩父セメント會社の珪酸セメント等の發明なり、出現となり次第に多くの混合セメントの生産増加となり、昭和17年度には全セメントの約15%位となり、今昭和18年度は20%を越えるやうになり各セメント工場で盛んに製造され、各地で使用されて居り今後は高爐セメントと共に次第に増加しやう。

是等の混合セメントに使用すべき混合材は珪酸質混合材と稱して全珪酸分が60~70%以上多く、而も其の中可溶性珪酸分（苛性曹達と鹽酸とに依る特殊の可溶分析法を行ふ）が40~50%以上多い程優良なもので、各地に凝灰岩の風化、溫泉地で地下噴氣で分解を受けて生成したものなどに優良なものが產出する。例へば九州別府溫泉地產の可溶白土、九州島原半島產の同じ様な白土、石川縣金澤附近の溶珪白土、七尾伏木間の氷見附近の同じ様な白土、埼玉縣松山吉見附近產の珪酸白土、京都府奈良縣方面產の白土（コアライト等）を舉げると多量に各地で自由に得られる。更に可溶性珪酸は幾分少いが可溶性アルミナが多くやはり古くから混合材に使用して居た九州唐津方面、伊豆天城方面、淺間山、北海道小樽方面、東北各地方產の火山灰も亦有用なものである。

尙又ボイラー等で焚いた石炭の灰分即ち石炭灰油母頁岩を乾溜して得た油頁岩灰（又は廢頁岩）明礬石から明礬、硫酸礬土、硫酸加里などを溶出した殘渣即ち明礬滓、粘土からアルミナ、硫酸礬土などを溶出製造した殘渣即ち粘土滓など各種の化學工業の副產廢物がやはり其の成分上可溶性珪酸、アルミナ等を相當含むものを調査研究すれば有用なものが種々使用される。而も是等は何れも天然又は人工、副生物で唯僅かに乾燥するだけで焼塊に混合微粉碎して多量の混合セメントが出來るのである。

之を要するに高爐セメントも混合セメントも共に廣義に云ふ構造用混合セメント（第1表参照）で、其の混合材である高爐鑛滓や珪酸質混合材を科學的、化學的に其の適性を検討し、適量を焼塊に配合微粉碎することに依つて多量に高爐セメントや珪酸質混合セメントが自由に製造される。殊

に大製鐵工業から大量の鑛滓が副産するので之を用ゐる高爐セメントも大量に製造出來、又天然、人工副産の珪酸質混合材も隨所に大量に得られるので之を用ゐる珪酸質混合セメントも大量に製造出來るのであるから、今後は高爐セメントが40~50%以上、珪酸質混合セメントが20~30%以上合計60~70%以上の混合セメントなり、普通セメントを壓倒する状態になる傾向が見られる。

4. 雑用セメントの問題

上述して來た様に最近のセメント生産及び使用の局限からと、更に都市家屋の防空防火施設擴充の要とから壁塗りの様な非構造用セメントの需要に應ずるためには、普通セメントの様な優良セメントの必要がなく、従つて上述の混合セメントの様にクリンカーに各種の混合材を求めて混合したもので、強度も普通の構造用セメントよりも低いもので充分であることから次第に混合材の量を多くし、クリンカーを少くし、或はクリンカーを石灰やセメントダスト等に換えて、之に各種の混合材を混合、微粉砕して種々雑多なセメントが出現して來たのである。

茲に於て一面此の種のセメントの多量生産供給を充分にする意味と、他面是等雑多なセメントの出現に依つて亂雑になることを防ぐ意味とから之を規格に依つて整理し、規定して行く必要から昨昭和17年春以來數回の會議が技術院第一部附屬の工業品規格統一調査會の第二部第五委員會に依つて行はれ建築、土木、化學方面の研究者、技術者等を集めて審議の結果制定され（昭和17年6月8日決定）公布された臨時日本標準規格第271號雑用セメントが夫で、之は何處までも其の規格の最初に「本規格ハ時局ニ鑑ミ臨時的ニ制定シタルモノニシテ當分ノ内之ニ依ルモノトス」とある様に、非常時局下速急に役立たせるための臨時措置として出されたもので、若し不備の點があつたら何時でも簡単に訂正改變を加へて、時局に即應させやうとして制定されたものである。

此の雑用セメント制定の精神を汲み、出來るだけ之を正しく解釋し、其の長をのばし短を補つて臨時的のものでなく、正しいものにして臨時規格から一日も早く正規格とすべきものである。此の意味に於て次に此の雑用セメントを構成する各種

要素に就て解釋を加へ、雑用セメントを正解し、其の用途に就き使用方面への注意を喚起し、又之を製造する方面へも注意し、今後此の雑用セメントを一層健實なものにして發達させて、普通セメント即ち構造用セメントに代る非構造用、壁塗り用等の雑用セメントとしての本目的に正しく使用されることを望む次第である。

即ち、此の雑用セメントの規格第1條に壁塗用其他雑用に供するセメントと明記してあるにも拘らず、之を普通セメントの少し弱いものと考へ構造用に稍強度の低い處に使用するのが雑用と考へて使用し、種々の故障を起して居るところが多いので、此の雑用は壁塗用其他雑用の意味を誤解して普通セメントの雑用と解され多くの支障を來して居ること、又セメントの名のつくものは普通セメントの直感から普通セメントの代用に使用して種々の支障を來して居る。従つて此の雑用セメントの名は雑用もセメントの字も共に昨年6月制定發布後1年以内の間に各方面に上述の様な誤解を受け幾多の支障を來して居るので著者は最初の規格審議のときから絶えずセメントの字を使用しないでモルタル材とするか、或はセメントの字を用ひても壁塗用セメントとして雑用即ち普通セメントの雑用の意に誤解されない様にと主張して來て、此の1年以内の短い間にすら多くの支障を來して居る恐れを除くために近い將來是非此の名稱を變更されて使用方面の誤解の恐れを除きたいものである。

次に此の雑用セメント製造上大きい誤解を來して居るのは、規格第2條の雑用セメントは下記原料の2以上を適量に混合粉砕して製造するものとあつて次の7項目にわけて唯羅列してあるので何れの2種以上を取つて混用してもよい様に見えることが著しい不備の點を示すものである。例へば

- (1)ポルトランドセメント焼塊
- (2)高爐急冷鑛滓
- (3)セメント焼成窯粉塵
- (4)珪酸質混合材
- (5)石 膏
- (6)石 灰
- (7)其他之等に準ずる性質を有するもの

石灰と石膏だけ混じたりすることは高價なプラス

ターにすることもあるが、雑用セメントとは少しく意味が異なり、焼塊と石膏と混するのには石膏3%以下のときはポルトランドセメントで雑用でなく、石膏を3%より多く使用することも殆んど實施されることでなく又は等7種の中には配合すべき相手があることはセメントの水和硬化の化學から見て、自ら立派に撰撰の適否があるので此のことは既に第1表の下段に示したが

- (A) 種……石灰を遊離状態に含むか水と作用して石灰を出し夫れ自體も硬性を有するもので之には(1)、(3)、(6)等である。
- (B) 種……石灰を取つて水の作用で硬化性を發揮するもので(2)、(4)等である。
- (C) 種……(5)石膏の様に夫れ自體水を取つて硬化もし(A)種と(B)種との作用を調節促進するもの

尙(7)は上の(1)~(6)、(A)~(C)の作用をし何れかに加へ得るもので茲に列記し得ないものを指すのである。例へば、焼粘土粉、火山灰、石灰灰、油頁岩灰等は(4)即ち(B)種に入れ、800°C位に焼いた死焼石膏、300~400°Cに焼いた可溶性無水石膏等も(5)焼石膏に準ずるものである。斯様に3種別に分け(A)と(B)、(A)と(C)、(B)と(C)等を適量混合微粉砕して雑用セメントが得られるのである。

茲に最も大きい誤解を生んで居るのは(2)高爐急冷の鑛滓と斷つてあること、即ち普通の製鐵熔鑛爐鑛滓は石灰が45~50%、珪酸30~35%、アルミナ10~15%位で石灰珪酸の比(石灰率)が1.3~1.5位で何れも1以上の鹽基性で而も急に水流を吹きつけ又は水中に投じて急冷水碎して輕石狀の軟かいものになつたもので、詳しく云ふと鐵熔鑛爐鹽基性水碎鑛滓と云ふべき特殊の鑛滓だけが水と作用し、石灰を取つて硬化する潜在水碎性を有するもので第1表に示す通り、高爐セメントにも鑛滓セメントにも水滓セメントにも使用し得るものである。然るに唯鑛滓といふことに解し、此の鹽基性、水滓の方は考へないもの例へば銅製鍊の熔鑛爐の鑛滓や電氣爐の鑛滓などで鹽基性でないものは急冷しても駄目であり、同じ鐵熔鑛爐鑛滓でも急冷しないで徐々に冷却した硬いもの、即ちパラ

ス等割石代用にしかならぬ徐冷堅硬鑛滓では少しも潜在水硬性がない。

最も大きな誤解は最近盛んになつて來た回轉爐製鐵の有名なもの、即ちクルツプ・レン法に依る回轉爐製鐵の鑛滓が雑用セメントに(2)の唯の鑛滓の字だけに解釋して居るが此のレン法回轉爐製鐵の鑛滓は石灰が少く、珪酸が多く、石灰率が0.8~0.9の様に小さい酸性鑛滓であるから、使用出來ないものが今日雑用セメント用として擡頭して來てゐる。之は回轉爐を通つて高熱で處理されたものは皆セメント焼塊の様に硬化しやうと考へる素人考の誤つて居ること、鑛滓である以上(2)の様に硬化材として有用であるかに誤解した二つの大きい誤りが茲に含まれて居る。其の著しい例は蛇紋岩風化物の鐵土と石灰石との配合物を回轉爐で還元燒成をしてフェロニツケル粒鐵を作つたときの鑛滓を(2)の様に考へて、特殊セメント等と考へて素人向に盛んに雑用セメント製造を高唱して居るのがあるが、此の蛇紋岩質にはマグネシアが多く、石灰が少く、珪酸の多い鑛滓であるから酸性鑛滓であり、潜在水硬性など殆んどないものである。然るに之を使用する雑用セメントが社會に盛んに流布されて居るのは誠に寒心に耐えない次第である。

斯様な各混合材を考へ、最も合理的な組み合わせで作り、既に製造され廣く市販使用されて居るものや、充分製造見込があつて將來起り得るものとしては次の第2表の様なものが挙げられる。是等の中最初の(1)~(4)は既に市販使用されて居る代表的のもので作り、(5)~(7)は今の高爐セメントが起る前に製鐵所で製造されたものであり、(8)、(9)は某社で試験され近く市販されるものであり、(10)~(13)、(15)~(16)等は製作し得るものであり、(14)は古くから製造使用されたものなどで、尙上記(10)~(13)、(15)~(16)の様なものは外にも多々考へられるので之から尙各方面で盛んに製造されやう。

唯茲に注目しなければならぬことは是等の中で(A)種として焼塊、即ちポルトランドセメントクリンカーを使用するものはセメント統制會がすべて統制的に、他の普通セメント、高爐セメント、珪酸質混合セメントと共に統制されるのであるから、第2表の(2)と(4)の水滓セメント、(9)などは何

第2表 品名雑用セメントの配合割合

	品 名	(A) 種	(B) 種	(C) 種
(1)	カタラスター	(死焼石膏中に石灰あり) ^分	水砕鑛滓 約70~80 ^分	死焼石膏 約20~30 ^分
(2)	強水滓セメント	焼 塊 約 20	水砕鑛滓 約 80	—
(3)	ラスモル	セメントダスト約30~40	水砕鑛滓 約70~60	—
(4)	水滓セメント	焼 塊 約 20	水砕鑛滓 約 80	—
(5)	鑛滓(石灰)セメント(1)	石 灰 約10~20	水砕鑛滓 約80~90	—
(6)	鑛滓(石膏)セメント(2)	—	水砕鑛滓 約80~90	石 膏 約10~20
(7)	鑛滓(石灰石膏)セメント(3)	石 灰 約 5~15	水砕鑛滓 約80~90	石 膏 約 5~15
(8)		石 灰 約 5~15	水砕鑛滓 約80~90	可溶性無水石膏 5~15
(9)		焼 塊 約 5~15	水砕鑛滓 約80~90	〃 〃
(10)		生石灰消化滓約40~20	水砕鑛滓 約60~80	—
(11)		生石灰消化滓約40~20	珪酸質白土 約60~80	—
(12)		カーバイド粕約40~20	水砕鑛滓 約60~80	—
(13)		カーバイド粕約40~20	水砕鑛滓 約60~80	—
(14)	火山灰(石灰)セメント	石 灰 約20~40	火 山 灰 約40~80	—
(15)		石 灰 約20~40	石 炭 灰 約60~80	—
(16)		石 灰 約20~40	頁 岩 灰 約60~80	—

れもセメント統制會の支配下にあるが、他の焼塊を用ひないものは全部セメント統制會の支配下に無いのであるから、何處でも自由に製造し得るのである。唯充分な粉碎機や包装などがセメント工場以外では今日の資材難の際自由に出来ないで未だセメント工場以外では大きく製造して居るものが無く、僅かに(1)~(4)がセメント工場で大きく製造されて居るに過ぎない現状である。従つて將來粉碎機、その他を設備し得たら焼塊を用ひない第2の(5)~(8)、(10)~(16)、その他色々な雑用セメントが何處でも自由に製造出来るやうになり住宅營團などで移動式粉碎機、乾燥機などを使用して、まとまつた住宅建築などを行ふ場所での土地に産するものから合理的に各混合材の化學性を充分検討して混合、粉碎して此の種の壁塗り用雑用セメントを使用し、直ちに使用する様になるかも知れぬ。

斯様に雑用セメントが自由に隨所に製造される様になつたら、亂脈が激しくなつて統一收捨が出来なくなつて、不良なものが出て來て困るであら

う。現に此の雑用セメントの規格が制定された昨年から1年にもならぬ今日、既に色々規格強度に達しない不良なものが出て居る様で問題となつて居る。又上述の様に混合材の中(1)セメント焼塊(3)高爐急冷鑛滓を主要素として居る雑用セメントは其の強度が最も優秀で充分規格を合格するが、他の混合材を用ひ、其の配合を誤るとどうしても強度が低く、規格を割るものが多いので、茲に雑用セメントの規格強度限度を今少し低くした2號品を設けるのがよいと云ふ意見も出て居る。次の第3表には著者が最近試験研究した多數の雑用セメントから之を1號品と2號品に分けて其の強度限度を考へて見たものを示さう。

第3表 雑用セメントの規格強度限度(案)

	材 齡(日)	抗折強度 kg/cm ²		耐壓強度 kg/cm ²	
		(7+0)	(7+21)	(7+0)	(7+21)
現行	雑用セメント 1 號 品	10	18	30	80
新設	2 號 品	7	12	20	50

即ち此の表で見るやうに現行の第271號は其の

儘とし、之より稍低いところに新しく第2號品の規格限度を設けるといふ方針で、而も現行のものは抗折力の7日の $10\text{kg}/\text{cm}^2$ が少し高く屬々不合格があるので之を $7\text{kg}/\text{cm}^2$ とし、又耐壓力の28日 $80\text{kg}/\text{cm}^2$ にもよく不合格があるので $50\text{kg}/\text{cm}^2$ としやうとするのである。此の位のものが出来れば現行のもの即ち1號品は専ら焼塊を必ず20~30%位含んだもの、高爐水碎鑛滓を主にしたものなどが之に合致し、其の他のもので混合製造したものでは2號品に合致して、多量に容易に製出されるやうにならうといふ見込もつくと思はれる。

終に雜用セメントは貯藏に依る強度の低下が著しく、殊に鑛滓を多く用いたものは之と石灰質とが接觸し、濕氣の多い場所などに長く置くと著しく強度が低下してしまふ様なことが起りやすい。従つて雜用セメントは特に長い貯藏は絶対に避けて2、3ヶ月以内に必ず使用することにしなければならぬ。今日種々の資材が整ひ難いので、セメントが來ても他の砂などが手に入らぬため遂に長く貯藏し勝ちになるが、之は雜用セメントの強度を著しく低下することになるので、セメントは生物であることに注意して砂を貯藏し、セメントが來れば必ず直ぐ使用するといふ様な方法を講じ、セメントを常に生物と考へ恰も生魚を料理するつもりで決して干魚の考を持たぬことが雜用セメントには特に大切であらう。

5. 結 語

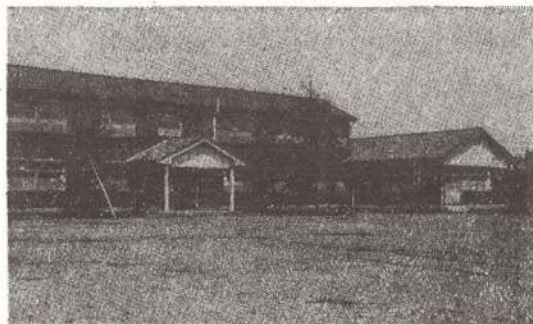
最近重要視されて來たマグネシアセメント、マグネシアセメントスレート等が一般セメントの不足、石棉の不足等から急に重大視され、發達して來て防空防火建築材として重用されて來た問題南洋ボーキサイトや北支の礬土頁岩を豊富に自由に使用出来る今日では超高級セメントのアルミナセメントが充分自由に製造し得る問題等々論ずれば今後のセメント問題は多々あるが、與へられた紙

數も大分超過したから是等の問題は他日に譲ることにし、製鐵工業の副産物として大量の高爐鑛滓を水碎し、其の潜在水硬性を利用して一方に高爐セメントの様な混合ポルトランドセメント、他方に鑛滓セメント、水滓セメントの様な雜用セメントが共に大量に製造され、又天然又は各種化學工業副産物として得られる可溶性珪酸、アルミナ等の含有率の多いものを巧に混用する珪酸質混合セメントの様な混合ポルトランドセメント、他方には各種雜用セメントの製造等何れも今日の時局下には何としても熱量の高い燃料を少しでも使用を節約したセメントの多量製出が最も重要な點で、之には混合ポルトランドセメント、雜用セメントの外には方法がない。

唯是等の廣義に云ふ全體の混合セメントに使用する混合材としては、高爐急冷鑛滓の様な鹽基性鑛滓の水碎物で、潜在水硬性を有するものが大切で、銅製鍊鑛滓や回轉爐製鐵鑛滓や電氣爐製鋼鑛滓の様な唯鑛滓と名がつけば何でもよい様に考へたり、可溶性珪酸、アルミナの多い珪酸質混合材でなければならぬものを唯の珪酸質のものであれば何でもよい様に考へたりしては誠に困るもので是等の各種混合材に就て充分セメント化學に立脚した見地から検討試験して、混合材を選んで適當した配合割合に混合製造した各種の混合ポルトランドセメント、雜用セメント等の吾々が廣義に云つて居る混合セメントが科學的合理的なセメント化學の基礎の上に盛大となつて來ることは明らかで此の十數年來最も強く、此の混合セメントを主張し、試験研究を進めて來た著者として其の初めの觀點なり主張が誤りなく實現したことをよこび今後一層の精進を混合セメント學に盡したいと思ふ次第である。(東京帝國大學第一工學部應用化學科珪酸鹽工業化學研究室、昭和18年5月6日)。

(筆者は 東京帝大教授工學博士)

徒弟制度の廢れるにつれて建築工は減少の一途をたどり、その前途を憂へられる事既に久しい。當協會が此の問題を取あげて、座談會などを開いたのも一昔前の事である。しかし、支那事變が進展するにつれ、他の重要産業への人的資源の吸収其他による建築工員不足の現象はいよいよ積極化し、このまま成行きにまかせて行き當りばつたりの對策を講ずるだけではどうもならなくなつてしまつた。事實賃金統制令、移動防止令等によつて高賃金によつて工員を吸収する事も出来なくなつたし、又そんな其場限りの對策はたとへ許されたとしても弊害のみ多くて益のない事である。勞動力の建築界への導入は最早資源枯渴し、高賃金の誘惑は、ただ甲現場から乙現場への勞務者の奪ひ合ひと、勞務者の怠惰遊體を助長するのみである。ここに於て、どうしても積極的に建築工員の養成をせねばならぬと云ふ一致した要望が各方面から起つた。しかし、時局下の最重要工業でない云ふ點、從來建築工の大部分が一種の自由勞務者であつて、施工會社又は直營工事者に直屬してゐる者は殆どないと云ふ點、雇傭關係及び作業場所の移動性が多いと云ふ點等から、養成事業それ自身に、他種産業に見られない種々の困難があつた。その上、他の近代的に産業に見られるやうな華や



日産建築工員養成所寄宿舎

かな科學性の魅力もなく、規則的な勤勞生活と居住の安定も得られず、近代的な大工場に見る如き完備した厚生施設など望むべくもないとあつては今更建築工員などを志望する少年を得やうとする事の如何に困難であるかも想像に難くない。

しかし、建築工員の補給が、養成による他ない事は既に一致した意見となつた以上、1日も早く實行されねばならない。

東京に於ては漸く昨年1月から土建工業組合の經營になる東京建築工養成所が開設され、先づ建築工の中、専ら大工の養成に着手した。養成年數僅かに6ヶ月、人員50名と云ふ全く實驗室的な試みではあるが、此種事業の今後の經營に幾多の貴重な參考資料を與へたものと云へる。

しかし、刻下の問題として、本養成所が、半年乃至1年に數十名の建築工を世に送る事が出来るとしても、何億とも知れぬ巨額の工事が行はれてゐる幾多の現場に散ばつてしまつては、何にもならない。特に、工員の必要を最も痛切に感じて居る施工業者が、之に期待をかけると云ふ事は全々出来ない。東京建築工員養成所の第1回養成工中80%は修了後即時歸郷し、20%が研究生として工事現場に残留してゐるとの事である。

此くして、施工業者自身が、自らの手で、建築工を養成し、之を直屬の勞務員として所有しやうと云ふ氣運に向つたのは、必空の勢であると云へやう。

一方、施工業者としては、從來の土木建築工業乃至土木建築業なるものが、全々近代工業乃至企業から取殘された、極めて舊式な形態をとつたまま、今日に至つたのを、今更の如く省みて、何とか打開しなくてはならぬ。何とかして近代化しなくてはならぬと焦慮して居る矢先であるから、先づ工員を養成して、之を社員として所有し、之に

直接工事の施工を行はせる事が出来れば、従来の下請制度によるブローカー的存在として元請業者は、ここに、工事機械設備、頭腦の技術、肉體的技術を併せ備へたものとする事が出来ると考へたのである。

此くして、東京に於ては、今年4月大倉土木株式會社、日産土木株式會社他一二の會社が、會社の事業として、建築工員の養成を試みる事になつた。之等は何れも、建築學會の建築工養成専門委員會案、東京建築工養成所の實情を最も多く参考として造られたものであるから、大同小異であるが、その一例として、その開設に最も努力を拂ひ熱心であつたと思はれる日産建築工員養成所の概況と、建築工養成の私見をのべて見たい。

工員を募集するために要する非常な努力、經營に要する並々ならぬ物資的負擔、人的犠牲、修了後折角多大の犠牲を振つて養成した者が離散して

しまふおそのの多分にある事等、一營利會社の事業としては幾多の重大な問題のある事は、すべて着手前から、豫想された事であるから一切觸れない。之等の問題は殆ど未解決のままスタートされたと云つてもよかつた。何となれば、之等の問題を、従来の觀念を以て解決する事は、即ち一營利會社が此様な事業に手出し出来ないと言ふ結論を得る事になるからである。従つて結論は極めて簡單である。曰く「費用はかかるだけかけねばならぬ。養成後工員の逸散を防止する見體的手段はないから精神的訓練に期待をかける他ない。」

此くして發足した日産建築工員養成所は、國民學校高等科卒業者、若くは之と同等以上の學力ある者で、年齢14歳以上17歳未満の男子を入所資格者と規定し、修業年限2個年、その間大體次表の如き學科及び訓練を課す事になつて居る。

學 課 及 訓 練 科 目 並 に 其 の 時 數

學 科 目		課 程	第 1 學 年			第 2 學 年		
			割 合	1 年時數	1 週時數	割 合	1 年時數	1 週時數
學 科	修身及公民科	道 德 の 要 旨、公 民 心 得	約 3%	52	1	約 3%	52	1
	建 築 學 科	建 築 に 須 要 な る 學 科	17%	364	7	12%	260	5
實 習		基本實習、應用實習、現場實習	75%	1,573	32	80%	1,677	34
體 育 科		體 操、教 練、武 道	5%	104	2	5%	104	2
計			100%	2,093	42	100%	2,093	42

學 科 課 程 及 時 數

學 科 目	課 程	第 1 學 年		第 2 學 年	
		總 時 數	1 週時數	總 時 數	1 週時數
修 身 及 公 民	道 德 要 旨、公 民 心 得	52	1	52	1
工 業 數 學	初 等 數 學 用 器 畫 珠 算	78	1.5	52	1
建 築 史	日 本 建 築 史 大 意			26	0.5
建 築 構 造	一 般 建 築 構 造 大 意	52	1	26	0.5
建 築 材 料	一 般 建 築 材 料 大 意	52	1		
建 築 法 規	建 築 法 規 概 念			26	0.5
建 築 施 工 法	一 般 建 築 施 工 法	26	0.5		
仕 樣 積 算	仕 樣 ノ 理 解 積 算 ノ 方 法	26	0.5	26	0.5
木 工 事 細 說	建築工トシテ必要ナル木工事細說及手作業	52	1	26	0.5
規 矩 術	初 等 實 用 規 矩 術	26	0.5	26	0.5

假 枠 工 作 法	コ ン ク リ ー ト 假 枠 各 種			52	1
作 業 所 組 織	現 場 機 構 現 場 常 識	26	0.5		
安 全 教 育	作 業 安 全 教 育	26	0.5		
計		416	8	312	6

実 習 課 程

学 科 目	課 程	摘 要
基 本 実 習	工具取扱木工機械取扱、矩計墨出、手作業、切組工作、其ノ他他職作業ノ一部、基本実習（根堀コンクリート打、足場掛、鐵筋加工取付）等	第一學年 4月——7月
應 用 実 習	材料ノ取扱、作業ノ設取、水盛遣形、建方、木工事作業、足場作業安全作業等	第一學年 8月——翌年3月
現 場 実 習	現場實地作業	第一學年 10月——翌年3月 第二學年 4月——翌年3月

養成所は東京市杉並區大宮町の緑地帯に接した。恵まれた環境をもつ敷地に新築され、2個年の修業期間中全員がここで寝食を共にして、訓練される事になる。現在第1期生は30餘名であるから、當分約70名が收容され、精神的肉體的並に技術的に鍊成されて、文字通り大東亞建設の一翼を擔ふ事の出来る建築工員が養成されると共に、年少の時から社風に合致した優秀な大工さんとなるべく養成されやうと云ふのである。要するに、立派な社員として大工さんが養成され、末長く心から社員として働いてもらふ事が出来れば、會社としては目的を達したものと云へやう。此様に施工業者自身が工員を持つと云ふ事は、此の大變革の時代に土建業の業體が如何に變化しやうとも、非常な強みである事是否定出来ない。

以上が建築工養成の概況である。しかし技術上の點で、殆ど從來の大工の技術をそのまま踏襲してゐる事については、大きな問題があると思はれる。成程徒弟が永年の修業によつて一人前となつたのに比して、僅々數個月乃至12年で建築工員として何とか役に立つやうになれると云ふ事は、一つの成果ではあるが、今時徒弟制度などを比較に出す事それ自身が過りである。

精神教育は勿論最も必要であるが、之のみでは現在の建築作業技術の立おくれを補ふ助けには餘りならないし、工員不足を補ふ助けにもならない。徒らに工員の補充、擴充にのみ焦慮し、又は過度の勤務によつて能率を發揮させやうとする前

に、作業技術施工技術の改善、更に溯つて建築技術全體の改善によつて、人力の節約をはかると云ふ事も必要である。

時代は、特に現在は、建築工の養成が、昔と同じやうに、複雑な柵を作り出し、柵穴を彫り、かんなを掛る事の習得であつてよいとは思はれない。日本で木造建築が發達したと云ふ事は過去の事である事を忘れてはならない。まして、建築技術上の慣用の名の下に、折角尺貫法から清算された若い頭腦を、厄付な尺貫法、間、坪、石、才等の複雑な單位でけがす事は、遠大な計畫によるものとは云へない。最も斬新な作業技術の修得者であると共に、我々がインチポンド法を知らない如く、尺貫法を知らない工員が出来上つてもよいではなからうか。昔ながらの大工さんを近代的な教授法によつて養成する事と鍊成とが、今日なすべきすべてではないと思はれる。

よく人的資源と云ふ語を、特に皇國民に向つて使ふのは人格を無視し、物資視したもので、不都合であると云ふ聲をよく雑誌や新聞で聞くが、先日某木造船の造船所で、昔ながらに木挽が板を引いてゐるのを見た時、「最も能率の悪い人間機械、大食の不經濟な人間機械、原始的な人的動力資源」と云つたやうな言葉が浮んで來た。

日米間の建設戦の懸隔は、何としても、土木建築技術者の怠慢を物語る面のある事を否定出来ない。米本國に於ける工場建設等は知らず、前線のジャングルが數日にして飛行場と化し、底なき泥

沼のやうなツンドラ地帯を直ち飛行機が着陸し、戦車が走ると云ふ技術は、成層ケンを飛ばうとする技術や、潜水艦を探知する技術に比すれば、甚だやさしい技術と云ふ事が出来やう。

建築が、近代工業としての条件を備へてゐないと云ふ事も、飛行機の大量生産が近年まで不可能視されてゐた事と思ひ合せると、尙攻究の餘地がある。

舊來の踏襲そのままでは何物も生れて來ない。或る現場で、坑道に巻くためのコンクリートブロックを大量に製作してゐるのを見たが、その製法が、棋盤目に仕切つた型にコンクリートを注入して硬化を待つと云ふ方法であるため、多くの型を要し、特に型板に塗る油の入手が困難だとの事であつた。極く簡単な型押機具とコンクリートの調合に、一寸した工夫をすれば、少くとも之等の消耗資材は全々不用であると思はれるが、實際には何等の工夫も拂はれない。

別に大した技術を要せずして、進歩し得るものである事は、近年の模型飛行機制作技術の難歩が最も雄辯に物語つて居る。我々の少年時代にも、

今日と同じやうな資材を使つて模型飛行機の制作には實に熱中したものであるが、今日さほど器用でもない子供が、精巧な模型を巧妙につくるのに驚かされる。筆者は少年時代の技術は丁度徒弟制度程度の發達程度であつたわけである。

建築も此んな風に發達させる事は、必ずして不可能ではない。

折しも1昨日の新聞に、膠着接合による建築が農林技術者（建築技術者ではない）によつて成功したとの記事がのせられた。ドュベル接合にあまり將來の期待を持ち得ないが、膠着接合が、將來の木造建築構造に、劃期的變革をもたらすものである事は、筆者の古くから信じて疑はない處である。

建築工も、もはや前進を初めてよい時ではなからうか。（6月5日山本元帥國葬の日）

附記：東京建築工養成所の實情、並に、勞務者不足の事情に就ては、島田藤氏が、建築雑誌、昭和17年11月號に詳述して居られるので極く概略をのべたに過ぎない。

（筆者は 日産土木株式會社）

戦 争 に 勝 つ 家

杉 山 雅 則

米英に對する詔勅渙發の後、幾度か勇壯なる軍艦行進曲と共に、皇軍の赫々たる戦果の放送を我々は限りない感謝と感激の念をもつて聴いた。そしてその第一日より新聞紙上に彩る活字の逞しさ美しさ、そしてその壯絶無比に、唯驚嘆、讃嘆、そして感謝すると共に、我々日本人が如何に偉大なる國民である、と云ふ事を今更ながら深く認識したのである。だが、この比類なき世界史の轉換より一年有半、輝しい戦果の陰に犠牲も又尠なく

なかつた。山口、加來兩提督を失つた痛恨未だ新たななるに、我等一億、肅然、血涙をのんでの哀悼のうちに、山本元帥の聲なき凱旋を迎へなければならなかつた。

我々建築の分野からも捧げた應召者、應徴者のなかから、數多の知友を失ひ、更に多くの仲間を戦場に、現場に死なしめた。この壯烈限りない尊い犠牲によつて我日本の將來に約束されたる建設の營が如何に雄渾にして壯大、輝しく且希望に満

ちみちたものであるかを思ふ時、改めて吾々日本國民が如何に優秀なる民族であるか、と云ふ事を思はずにはゐられない。吾等はこの偉大なる國民たるの光榮を永久に擔ふ爲には吾々は既に拂つたよりも多くの犠牲を拂わなければならないかも知れない。

吾々はともすれば前戦での闘のみが此の戦争を決するが如く考へがちであるが、勿論捷報の相ついで來る事を祈念するのだが、現代の戦が大消耗戦であることを思へば、その消耗戦に勝つ丈の生産がなければ此の光榮は獲ち得られない。そしてその生産は實に吾々の責務に於て成さねばならない闘である。今は一億、吾を捨て、偉大なる國民たるの榮譽を永久に擔ふ爲に飽く迄戦ふ時になつてきてゐる、國家千年の運命を決する重大時局である。さればこそ、今日吾々の持つ凡ゆる物を、吾々の持つ總ての力を國の爲に、吾等の光榮の爲に捧げなければならない。

この様に考へれば戦時下の住生活を如何にすべきか、これがどうあるべきか、といふ事は明瞭な事である。現在我國に於ける住の部面は事實衣食のそれと共に、當然切下げらるべき餘裕も、又無駄も、或は贅澤とさえ思はれる點も尠くないと思ふ。

勿論、國民の日常生活の急速の切替はなかなか困難な事で、簡単にすぐ出来るものでわなかつたのだが、米英を討つ、といふ國民の眞摯な時局認識と、皇國獨自の臣民道は、簡単に、或程度の生活形態の轉換をやつてしまつた。

生活必需品の配給制、切符制、町會隣組の組織強化、或は新しい交通道德等、總て物資不足に順應する生活の建直しは戦争生活の形體のなかに或程度融けこんでしまつてゐた、これを平時の頭でみれば實に驚嘆すべき事柄のみでわあるが、戦が容易ならざる事態を思わせる時に立到つた今、當然それに即應する生活態制に今一度切替ねばならなくなつて來たのだ。

政府は今度 100 平方米より 50 平方米とその新築出來得る住宅の坪數を壓縮した、15 坪あればどう

にか生活は出来ると考へた上での事と思う。そして新たに制定せられた臨時日本標準規格は今後新築すべき住宅に對して或程度の規準が指示されてゐる。此等示された規模のものは住ひとしての最低を示すものと思はれる。

生活物資動員計畫に於て、國民の最低生活限度の保證といふ事も政府で考慮されてゐると聽いてゐる、戦事下に於いて國民の最低生活の維持は、戦争遂行の觀點よりして軍需増産の緊急さと同じ程度の重要さを持つ、殊に住宅は衣食の部面と共に生活の基礎であり、次代の優れた國民を造る場所でもあるからには、それを創り出し得る丈の要素を持つた家でなくてはならない。訓育し、團練し、休養し、作業し、勉學するに差支へない、それ等の動作にふさわしい場所である事を條件としたものでなくてはならない。

世界に比類なき日本精神は、潑刺たる日本人の逞しい肉體のうちに生きてゐるのであり、その元氣溢るゝ健康は、その精神と共に家に依つて培れるのである。健全なる家がなくて民族の興隆は期し難いと云はれる。だが、官民共に非常なる努力にも拘はらず重要産業勞務者への住宅でさえ思ふ様にはかどらぬ、まして一般住宅は、小さい家であつてもなかなか建て難くなつてゐる今日、住宅不足を緩和する途は既設建物の有効なる活用、即ち餘剰居室を持つた家の協力と、轉廢業商店の利用であり、又從來の建築方法によらない、材料勞力の經濟的新らしい建築方法の考究と、住む人の住ひ方にある。そして國民の一人といへ共、住むに家が無いと云ふ様な事があつてはならない。生を厚うし、次代の日本を益々輝しいものにする爲には是非共住むに不自由させる様な事があつてはならない。

大東亞戰の始まつてより一年有半、其間我々の生活は非常な變化を來した、計畫經濟の高度化による消費生活部面にも、又防空態制強化、隣保共助の隣組組織等の社會部面に於ても、此の短時日に實際得べき變貌を遂げた。だが皇國三千年の歴史をかけての重大時期に於ける我國現下の決戦

體制は果していかなる状態にあるか、まだまだ住の部面のみならず衣食の方面にも無駄や、平時的浪費に類するものが多分に存してゐる、否捨て切れずにあると思ふ。戦時生産を遂行して行くのに必要な國民の最低生活の限度以外の消費はこれを一切軍需方面へ振向けなければならないと云ふ考を以て、吾々の身邊を見廻してみれば切下げ得る餘裕は相當にあると思う。

豪華を誇つた百貨店の賣場も重要産業等の事務所に活用され、名ある料理店等も數多く工員の合宿などへ轉用されてゐる今日、大きな住宅、餘裕のある部屋を持つてゐる家の理解ある態度、處置が望ましい。

傳統を誇る家族制度を尊ぶのはよい、だが強靱なる國家的信念を以て行へば同じ生活慣行を續けるにもそれに對する觀念が變つて来る。空いてる部屋を、薮米英を討つ爲吾々の同胞に開放するのは決して家族制度の破壊にはならない。殊にそれが直接住宅緩和になり、又資材、勞力の節約になる事を思へば其意義は亦甚大であるといわねばならない。

住ひの面丈に止まらず衣服の部面でも、日本人の特別な器物を愛する厚い心と共に、家の傳統を誇り、矜持を保つ爲にととのへられた調度、衣裳なども舊家、大家と云ふ家にでもなれば餘計その數が多い。春夏、秋冬、季節の移り變りに應ずる衣服調度の變化は日本人に取つて限りない喜びであると共に色々な種類の衣服を必要とした爲、日本人は比類なき衣裳持だといわれる。

氣候に應じこの衣服、調度に變化あるのは生活に深い陰翳を與へて日本獨特な境地を醸してゐる此の四季に應じての衣裳であつてみれば其の數の多い、事を一概に否定する事は出来ないが、寺々の鐘樓から鐘が、有名な杉並木や多くの古木、名樹も愛惜のうちに伐られ駄ぜられて行かねばならなかつた今日、父祖よりの形見も、傳來のものもこれを活用しなければならぬ時だ、衣服についてみても簞笥の底から死藏品を取出し、洋服とか和服とか今迄の觀念にとらわれない新しい簡單

な仕立方を以て、製つて着れば何處の家でも三年や五年寒さを凌ぐ丈のものはある事と思ふ。

住宅に就ても、新築する場合こうした今迄の形や建築方法に拘われない、生活しよく、又資材の節約出来る家を創らなければならない。そして新しい家に住むにしても、古い家を利用するも今迄より多くの人數で住まねばならぬ事と思ふ。お互ひに禮をつくしあひ、和かに清かに住めば益軒の「五常訓」を引合に出す迄もなく戦時下の國民である吾等は、同胞の強い結びつきを以てともに暮せば、そこには自から禮の心が湧いて来る事と思ふ。謙遜を尊ぶのが禮なら、清潔を尊ぶも禮である、茶道の奥義を極めた宗匠は客を招く前に自身雪隠の掃除をしたと聞いてゐる。不淨の場所程清くするのが日本の禮である事を昔の人は身をもつて教へてゐる、人が共同生活する上に是非共必要なのは此の禮の心である。

戦時下の普請は粗末である。柱は瘦け、板も節穴だらけで、壁も隙間の多い、事だらう、でも、この禮の心を以て住めば決して惨めな家にはならない、家は住み方一つだといふ、家を淨くし互に禮をつくしあつて住めば、粗末な家でも古い家でも綺麗な、愉しいすまひにならう、大勢の人でも靜かに和かに暮せる事と思ふ。

時局は重大である、速に吾等内に和し、外に對して總力を發揮しなければならぬ。吾等の團結が輝しくも逞しい日本の發展、新らしき歴史を創るのだ。

物に乏しい今は吾々國民を強く鍛へる試煉の時だ、その試煉が強ければ強い程吾々も強く鍛へられるのだ。

畏くも皇は萬世一系、民は忠精勇武、
郷は山紫水明、家は清淡和潤、

吾等祖先、寸土たりとも夷狄に侵されたる事なし。吾等も又絶対に侵される事あるべからず。神州不滅。吾等斷じて此の戦争に勝たねばならぬ。

(18.5.28)

筆者に依頼された表題は「戦時下の建築批判」と云ふ題目であるが、筆者如きが輕卒に、戦下の建築批判を云々すべき時にあらずと信じ、近頃、目及び心にふれた2,3の雜感を随想なる課題のもとに綴り、以つて逆に、讀者諸賢に御批判を仰ぐ次第である。

1. 山本元帥閣下戦死の報を聞きて

去る五月廿一日午後三時半、筆者が某會館の竣工式に参列中、祝詞を述べられた土地の警察署長の結びの言葉として計らずも山本閣下御戦死の放送のあつた事を述べられた瞬間、祝ひ気分も忽消散、思はず愕然正座襟を正し互に目を見張ると同時、目頭の熱するを覺えたは、蓋し日本人たる者の當然たる事であらう。續くアツツ島玉砕、軍人なりせば、今にも敵陣に勇躍、白刃を翳して斬り込み度い敵愾心に燃ゆる。武器を持たざる我等建築家は、この奮激を如何なる方向に注ぐべきか、瞬間、自分の細瞬に血の迸るを覺ゆ。暫くにして冷靜にかへる。我等又、建築戦士なり、その責務豈軍人に劣らんや。問答無用、日々の仕事にこの敵愾心を敲込み自分等の務に敵の撃ち込む隙をなからしめよ。山本閣下の英靈。アツツ島二千勇士の英魂、常に我等建築戦士の身邊にも彷徨せるを瞬時も忘るるなかれ。

2. 戦下の建築造型界雜感

戦下建築資材の統制並びに防空規則の適用、その他戦時諸規則の發令及び多數人材の分散等の諸原因から、建築造型界は過去の如き個人本位の恣意から全く封鎖され、諸拘束に痛め締め付けられその表現に決定的指向を餘儀なくされ一時は手も足も出ぬ状態であつた。然し建築家の國家觀念の確固たる掌握と自覺から建築家は建築生産に對し

て與へられたる制限を甘んじて受ける許りか、國策順應に積極的に盡力を惜まず現實の緊迫狀勢打開に各人が眞摯にその分擔を盡しつつあり、或者は軍にあつて、或者は官廳にあつて、又或者は民間の事務所請負等にあつて各々國家總力戰の建築界を背負つてその多忙に乗り切りつゝある事は、寔に御同慶に堪えない。

先日、壯年建築家某先輩から筆者に「僕が君達の年輩時分には延何千坪と云ふビルディングの設計に日夜没頭しておつたが今の君達はその點、或意味で恵まれないね」と云はれた。その點或る意味に於いて誠に不幸である我々ではある。然し現實の世界狀勢を省みる時我々青年建築家は、又と得難き一大試練を課されつつ過去の文化至上主義的文化觀から離脱し革新的文化觀に立脚して大東亞共榮圈の陣頭に立てる建築家としてその任務の重大性に奮起し、その光榮に感謝の誠を捧げなければならぬ。この機にのぞんで不平不満を胸に抱く徒ありとせば、彼等は正に内部的思想崩壞を望むスパイ也と云ふも差支へあるまい。

この大東亞戰と云ふ一大障壁を見事打ち破つた曉には、その彼岸に實に洋々たる未開の世界が双手を舉げて我々を待つてゐるのである。

成程現實の建築界は殆んど木造建築で而も關東大震災火災後に簇出せるバラック建築の再現の觀あるものも多々あるが、その殆んどすべてが國家目的完遂に關聯を持つ建築ばかりで、その意匠及び材料等の如何を問はずその竣工までには幾多の苦心を藏せし事を察し、自ら頭の下るのを覺ゆるのである。

震災後數年にし簇々打建てられし幾多美麗建築に較べ、その外型面は如何にも貧弱でみすばらしき姿乍ら、その内容たるや實に魂の籠れる精神的に豊かなるものと云ひ得る。故に此等竣工建築に

對して輕卒に批評を下す事を差控へるが、中には建築家がその事業企劃等にまで關與し得ず、無理解なる需用者側幹部の意見に左右され、その要求に甘んじて順應し出來上つたものも中には存する事と思ひ、その消極性を排止して建築家自身が權威と指導性を持して企劃の源まで積極的に乗り出す事を望んで熄まぬ。これにはその部門に於ける豊富なる經驗と不斷の研究がなければならない。

目下は斯く木造の急場的建築設計に追はるるは致し方なき事乍ら、次に來るべき防空都市建築の研究も又怠たり得ぬ急務の問題である。鐵筋鐵骨コンクリート造になる防空的耐彈建築の研究、而も日本の國土氣候に順應し且つ都市美的形態美を發揮しつつ、その造形が共榮圏の指導團たる尊嚴を堅持せるものたる事等問題は他にいくらかでも存する事を没却してはならぬ。常に現在の急場建築と將來の遠大なる計劃とを平行し、氣を配りつゝ兩者の研究をおさおさ劣るべからずと感ずる。

都市美の點では目下、金屬回收令に據つて今日まで凡そ都市美を害せし幾多の看板や街燈が瞬く間に撤去され、見苦しき廣告ビラの掲示板に利用されし空地の板圍ひが取除かれ、狹苦しき街路が廣々と感じ出し、加へて滿々たる水を湛へし貯水池が、その色も鮮やかに目に映じ、まこと戦下の街頭風景は美化こそすれ戦争の陰慘性を微塵も感じ得ぬ現在は、寧ろ欣ばしき現象である。都市不良建築群が空襲により一掃されるればと都市計画法は秘かに敵機來襲を心待ちしてゐるかも知れぬ。

翻つて現大戰下の我が國建築の様式傾向を觀察するに、歐米文化吸収に汲々たる自由主義華かなりし時代の様式輸入は、大東亞戰勃發を契機として惡夢に覺めたる如く消失しつつ、他の文化面と同様鎖國的狀態に入り、自國再認謝機運勃興に必然的好機會を與へ、大東亞共榮圏の廣汎なる舞臺に力強く躍る雄渾にして正義思想に燃ゆる日の本の國に相應しき設計意匠の研鑽に拍車をかけたるは、この大戰が建築界に投ぜし偉大なる貢獻の一つなりと感謝してゐる。これが現代及び將來の優秀なる建築家の眞摯なる研究努力に據つて徐々にその成果を見んとしつつあるは寔に慶賀の至りである。

以上今回の大戰が建築造型界に與へし貢獻のみに關しても皇軍の戰果と同様數多きを見究め、惡戯に消極的思想を抱く事なく、飽くまで積極的に感謝の念を持しつつ、奮勵努力あらん事を建築造型家、特にその方面に志せる青年建築家に望んで熄まぬ。

3.「盤谷日泰文化會館の設計募集」の報を読みて前項にて述べたる如く、我等建築造型家にとりて焰と燃ゆる設計意慾を表出實現化すべき機會の全く尠き現状ではあるが、かかる時代にこそ汚れざる小兒の夢の如く純眞にして、而も現實性をしつかり把握せる偉大なる夢を常に描きつつ現在に生き、又將來に生き度きものである。戦下と云へ共、この夢の公表化は設計競技應募によつて紙上に移され、切磋琢磨され其の良否を社會に問ふ機會を與へられるのである。かかる意義深き企てがその回数之餘りに尠きを數するものであるが、過去數年間にかゝる意味に於て規模大なる設計競技として二つを舉ぐ。

その一は昭和14年に我が國建築界に廣く公募せられたる「忠靈塔」の設計競技なり。この當選結果につきては既に諸兄の御熟知の如く、新しき日本の記念建造物の出發點となるべき創造力に於いて餘りにも缺けたる入選案の多きに一驚を禁じ得ず、却つて落選案中に多數の傑作ありたるを知つて、この企ての意義の十分存せし事に歡びを感じたのである。多忙なる諸壯年建築家の多數が揃つて参加されし事は今にして思ふも欣快に堪えざる壯舉であつた。拙案も見事落選の光榮の列に加はりしは幸と云ふも僞の辭にあらず。

その二は昨年建築學會主催になる「大東亞建設記念營造計畫」の設計競技である。この結果は前者と逆に當選案中、特に一等案は「金的を打ち止めしもの」との審査評を得て豫期に反せざる好成绩を見た事は最近の事とて今ここに言辭を重ねる迄もなき慶事であつた。

今回圖らずも去る六月十一日朝日新聞夕刊紙上にて「盤谷の日泰文化會館の設計募集」の企劃あるを知り、これこそ第三回目の意義深き戦下建設途上に於ける我が國建築造型界の一大トピック也と感ずる。

近時斯界に熱烈に論ぜられつつある新日本建築様式なるものを共榮圈内の泰國に、今回實物展示されうる絶好の機會途に來るを慶祝する。此處に至りて我等が夢は現實の世界へとその第一歩を踏み出すべく結實化するのである。その設計要項内容は未知乍ら審査側に立たれる諸氏は、よろしく企劃側に無理解あらば飽く迄、彼等と戦はれん事を望むと同時に、應募者諸君は、十分大東亞建築の指導理念を把握しその作品發表に責任と光榮を自覺しつつ慎重に、その構想を切磋琢磨し以つて優秀傑作の多數傑出されん事を希ふ。

然して審査に當つては應募圖面の表現方法又は圖面の枚數等に眩惑され、その熱意に動かされ同情心を唆られるが如き事なく公平無私なる慧眼と判斷力を以つて飽くまで正しき、デザインを識別され、又もや金的ものを選出されん事を併せて冀ふものである。

4. 建築界勤勞者の健康問題

戦下壯丁者を始めとして一般青少年男女又は、産業戰士等の心身鍊成の喧しく叫ばれつつある今日、此時、そして此が爲の諸施設建設が施されつつある現状にあつて建築界は如何にとみるに、軍屬並びに諸官廳は不明なるも一般民間、事務所及び請負會社等の勤務員達に果してこの方策、施設等の完備が行届いてゐるかを察するに、規模大なる數會社を除いて恐らく何等の方法も施されておらぬかと察知する。現場勤務者、或は外出多き所員社員は別として、勤務時間中ちつと屋内にあつて設計に製圖に……見事從積にせる建築戰士達にとつて現下最も必要なる事は、「我等日本人なり、

我等建築戰士なり」の眞實なる意味に於ける自覺と強き信念堅持に據り、之に従屬し來る體力鍊成の日々に於ける研磨であると感ずる。

若き熱烈なる希望に燃えて學窓を巢立ち大東亞共榮圈の廣大なる地域に多數活躍すべき大使命を持つ前途有望なる彼等、次代に於ける建築家の後繼者達が次々に病魔に倒れる者尠しとせぬのを間近に見聞し、讀者諸君と共に自己反省を切望するものである。

大阪瓦斯會社が各所にアンツーカー敷のテニスコートを設置し各所に於いて體育鍊成に半裸の若き社員男女等が潑刺と、その肉體を躍動させてゐるのを屢々見る時、誠に恵まれたる會社組織かなと讃辭を呈するにやばさかでないが心身一如の鍊成は此等、施設のみによつて磨かれるものにあらざる事に深き認識を向けねばならぬ。

「健全なる精神存すれば必ず健全なる肉體をつくり得る」とは、その道の哲人、天風先生が斷言された言葉である。その方面の施設の不完備に不平をならす事を止めて感謝に生きるを知り、自ら日々怠らず自己の健康管理に精進すべき時なりと感ずる。

5. む す び

以上悉く讀者諸賢の熟知しおられる事柄の蒸し返しに貴重なる紙面を借用し恐縮であるが、原稿依頼により與へられたる機會に所感を述ぶるを躊躇する消極性を厭ひ杜撰乍ら敢へて筆をとつた次第である。(2603.6.14)

(筆者は 安井建築事務所設計部技師建築工藝技術研究所指導員)

戦時規格

愈々決戦下生活必需品の最終的規格の決定版が考へられ様といふ情勢に立至つた様である。最近の新聞にも見えて居る様に中央物價統制協力會議では決戦下國民生活必需日用品最低所要量の供給確保のため

都市部門

食關係（鍋、釜、茶碗、皿以下45品目）

住關係（箒、バケツ、電球、障子紙以下32品目）

衣關係（針、鋏、洗濯石鹼以下26品目）

交通關係（靴、下駄、草履、雨傘以下20品目）

保健關係（浴用石鹼、齒ブラシ、塵紙以下18品目）

計 141 品目

農村部門

計 121 品目

を一應採り上げて規格審議をすると同時に、政府當局に對して建言し様と云ふのである。生活用品と云ふものは、自分の家庭だけの品種を調べて見ても大變多いもので、實に想像以上のものになる。かつて私達はデパートの賣品中衣類や食料等を除いた生活用品を調べた事があるが、其品種別たるや決して百代で止る可きものではなかつた。更に之等の品種別の中に種類があり、等級があるのであるから、廣大なデパートを所狭しと埋める事が出来たわけであらう。

鏡臺の生産規格の變化を一つ一つ拾ひ上げたところ三千に近いものが昔から生産されてゐたと言ふ實例を吾々が知つたら全く驚く外ない。

今度の150種に足らない生活用品の撰定は決して全面的な品種の決定ではあるまいと思はれる。多分第一次撰定に屬するもので、今後特殊なもの拾ひ上げられて来る事と想像するが、凡ゆる物資が戦争遂行に邁進供出され、あくまで勝抜こうと云ふ場合に、今更あれもこれも等とつまらぬ生

活の追懐などしたくない。さてこの中で直接住宅問題と密接な關係に置かれるのは家具である。

住宅營團の勞務者住宅規格案に對して兎角の評があつても、此頃木材資源の重要さと需給の數量關係がはつきりして來た今日では私等ちつとも文句の言ふ氣にはなれない。住ふ家を與へられ、あれだけの積局的な検討がなされて方策がなければ止むを得ない氣がする。プランを見ても決して無雜作に住宅の科學的な要求が考慮されてゐないのでない事がはつきりしてゐる。たゞ資材を勞力と經濟面から完全に各條件を満足させてゐないと云ふ比較性の問題である。今度之以外の住宅生産が許されないと云ふ嚴然たる事實は生活の様相を大きく規定して行く事を充分に認識して行かねばならない。問題は單に住宅にあるのでもなければ用具にあるのでもなく、又家具にあるのでもない。凡て生活にある。こゝに入る家具に就いて、あの住宅プランの中央に立つて考へるならば

流し臺、七輪臺、食器棚、茶布臺

位のことしか頭へ浮かんで來ないし、又入る餘地もない様だ。若し強ひて今一步所有が許されるならば、机、箆笥、鏡臺の類であらう。

さて、こうなると勞務者住宅のみならず、一般住宅に生活する場合でも、現在の様に取付家具や設備のない住宅では家具の無所有證明か家族員數の證明によつて數量や大きさを制限して最小限の用を達させる事でよいだらう。流し臺の如き永久備品とならないもの、茶布臺の如き人數によつて大きさが變つて來るものは舊品引替へでよからう。タンス、鏡臺の如きはまあ大體結婚の場合證明によつて配給されてよい。人數が増したら行李でも我慢出來ない事はない。机は家族員數例へば勉學する年齢の子供等の要求で配給することで、夫婦二人の場合は食卓で用事も足り様ではないか

と思ふ。

一年間の全国の結婚組数でも決して馬鹿にはならない。70萬と云はれる。本當は鏡臺等も贅澤であるとも云へる。鏡と箱でよい。鏡も箱も壁へ取付けるかぶら下げて結構だ。外國ではむしろこんなのが通例である。箆笥が桐である事は望ましい。桐の防濕水性は今更効能書きを並べる必要もないが、決戦下の衣服の收納具にはその必要もない。凡て總體的關係に於て考へると、要するに雜木製で完全に整理收納出來たらそれでもよいではないか。鏡臺、箆笥等は神聖な結婚への濫かい贈りものと思ふと、決戦下涙の出る親心とも云へる。

椅子や卓子、客卓、茶箆笥等に於ては現在の生活に事新しく揃へなければならぬ理由を認める事は困難かと思ふ。私等も家庭に於ける椅子生活について其機能的な研究から、その使用を唱導した一人であるが、今更家庭生活にそんな無理等云ふ氣にはなれない。今後の生活の最小限度に於ける規格家具はこんな所に落つきはしないだらうか。この中に日本の特異的な家具茶布臺、箆笥の構成が世界的なよさを示して國民家具として残される事は實にうれしい限りである。こんな事では未だいけないと言ふ人も居るかも知れない。謂所遊休用具の供出利用さへ考へられない事はない。之は遊休住宅の存在と同様である。衣服が有餘つても未だ買溜めて箆笥が足りないと言ふ人、客用だと云つては茶碗を買あさる人、庫にしまい込んで使はない人達に云はせると、強權行使で供出させたら私有財産沒收だ、共產主義だと國賊扱いにされるかも知れない。上記の様な人がなくなつて持てない人へ、生産に配給に苦心する國家へ自供する人々が出て來たら戦争も勝てる事疑ひなしだらうが。以上のことを數字的に計出したら、資材と勞力面で國防生産に影響するところ大きい事がよくわかる様な氣がする。

住宅と整理

小さい家に居つて家族がふえて來ると、實に家の中が不整理になる。よく考へて見ると、日本住宅には實に整理の方法が考へられてゐないし設備が足りない。この整理と言ふ問題は、家庭生活に

於て非常に重要な要素である事を餘り考へて貰へないのは困る。日本の主婦が整理が悪いとか、能率的でないとか言ふが、設備をしてやらすに責めるのは可愛想だ。當然塵と共に部屋に雜然と積まれて不衛生な結果を生む。特に貸家住宅等では僅かの押入しかない。押入の用途は精々が寢具類の整理の用に辨する程度のもので、衣類や他の用具の整理は全く不可能である。住宅の改良案等ではいつも押入の改造が出て來る。あんなに不便な事がわかつてゐたら、何とか住宅の根本問題の解決をして簡単な棚でよいから、出来るだけ豊富に作りつけにして欲しいものだ。私は新しい住宅規格等には重要缺くべからざる問題だと思つてゐる。整理場所整理棚は有餘程欲しいものだ。いつでも部屋には其時に使ふもの以外は置かれてない事が望ましい。それこそ日本的な簡素平明な肅洒たる性格が認められる。雖然たる生活こそ現代日本の住生活の様相と云ひたい。

更にからんで來ると、營團規格案も此點充分とは云へない。流し臺や食器棚位は下駄入同様附帶設備として考へられないものだらうか。何でも單價の關係だと聞くが、今少し奮發して國家經濟の立場から考へて貰ひたい。序に炊事場など各個獨立しなくても或程度四戸單位の共同でも行けそうなものだし、隣組共同精神の強調からも炊事場から訓練して欲しいものだ。どうせ食料配給品等同一品である筈なのだしするから、何の御互ひの遠慮も見榮もない筈だし、こんな事で日本の家族制度の美點がこれされる様なものならこわれた方がよい。餘りに共同訓練のない隣組組織である。

先日大和地方の民具調査に歩いたが、大和地方のみならず、田舎の民家、農家の天井や壁の取付棚や、大きな食器棚はとても住居の整理に萬全を期してゐる。大いに學ぶ可きものがある。又この釣棚等に實に驚く可き無雜作な工夫をしてゐることや、竹の強さや弾性等が巧に利用されてゐること等一考を促したいものである。

アメリカニズム

安いものに仲々よい有難いものがある事が、こんな時勢になるとよくわかる。高いものがよいものだ等と考へてゐるのは目のない成り上りの金持

が自由商業主義の遵奉者か見榮坊の女である。糟糠の女房や健康なスポーツマンより藝者の粉飾を愛する輩である。木材資材の民間配給で最も其數量を減さずに確保してゐるものに棺桶がある。必要性の強固なもの程これ迄の世の中で逆待されて來た一つの實例で、鍋釜、箆、桶、靴、シャツの類又然り、此頃初めて知つたかの如く感銘してゐるのは痛快な事である。今回日用必要品の生産配給の重點は之等荒物が主體をなしてゐるところ人間生活の正體が見えた様な氣がする。これこそ重要な生活物資であることを肝に銘じておきたい。

こゝでアメリカの文明生活を分析して見るのも面白い。夜更しの朝寝坊の生活に相應しい電氣とガスで極度に能率化された生活では家庭の作業が頗る機械されると同時に休息の生活が擴大されて享樂の線をたどる。煮炊きは自動的に時計と熱度で遮斷されたり、髭剃までが電氣仕掛の剃刀で鉄の様に刈り取るから、石鹼も不要であれば顔さへ洗ふ必要もない。コーヒー沸し、トースト焼まで此通りだ。寫眞器等でも露出と絞りの關係を示すのにレンズの面に海面とか明るい部屋とか説明が附されてゐるから、素人は何の工夫の要もない。その他の家庭の器物は萬事度盛りばかりではなく例へば溫度計なら晴、曇、暴風雨と、體溫計なら平溫、微熱、危險、天火用ならカステイラとか、パイとか、ローストビーフと云ふ風にやつてゐるところ全くアメリカ氣質がマザマザと現はれてゐるではないか。新聞の日曜版は132頁で屑屋も新聞は買はないので、アパートの廊下の屑拾に靴、帽子、ハンドバッグ、コルセット、カーテン、クッションの類まで一緒に投込んで地下室の燃焼爐へ飛込んで行くんだから馬鹿氣たと言ほうか、あきれ果てた國民ですよと、最近彼地の生活を長い事してゐて歸つた知人か述懐してゐた。こうなると、生活の凡ての面を楽しむ日本人とは根本的に相容れざるものを感じざるを得ない。彼等は生活を享樂するより他に生き方がない。生活に對して凡ての作業や労働は苦痛であると云ふ決定的宣定である。

參戰以來自動車の製造制限、冷蔵庫、洗濯器の製造禁止にさへも相當にこたへる彼等は、電氣ガスの節約制限が強化されたり、高層建築だらけの

エレベータがどうにかなつたら、それこそ大騒動が起す事だらう、と思ふと痛快でならない。徹底したこの押ボタン式生活は電線や器具の故障、ガスパの破損だけで息の根が止められて了ほうと云ふものである。弾力性のない行過ぎの科學生活の慘めさを事實として近い内にお目にかゝれる事を楽しみにしてゐる次第である。

カンテキ（七輪）一つで煮炊きの出来る事を知つてゐる吾々の生活の弾力性が決して意味のない生活でない事が此頃よくわかる様な氣がする。特に住宅計劃には程々の計劃によつて人間の幸福な生活と云ふものを忘れない様にしたいものである。

人間の手

遂先日兵庫縣の三木町に出かける機會を得たので、土地の金物指導所の所員の方に案内して貰つて此土地傳統の鋸の製造を見る事が出来た。こゝでは之について何も詳しく述べる必要はないのであつて、たゞ鋸の山形の齒を左右に金錠で振り分けるために金臺の上で叩く技術の巧妙さに驚いたのである。一寸間に細かいものは30に近い齒が立つてゐるのを一つ置きに小さな錠で手早く連續的に間違ひなく殆ど機械的な平均した速度で叩くのである。見て居る方がハラハラする程の熟練さに人間の手の技術には底知れない力のある事をシミジミ感じた。勿論この技術を機械化する事も不可能ではない様に思へたが、機械が代行出来たらと云つて機械の方が價值あるとは速斷出来ないものがある。

最近讀んだ「ワトスン生物誌」の中の大變面白い一節を思ひ出した。

體の形態は機能の明白な表現であり、動物とその活動性は、共に或完成せられた型式内に嚴然と決定せられた單位をなしてゐる。先づ第一に人間の手とそれに相應する哺乳類の四肢とを比較するなら、直ちに我々は人間の手が他のもの程その仕事に適當した裝備を得てゐないことに氣がつくだらう。怖しい爪を備へた獅子や猫の四肢は引裂くことゝ捉へることのためには人間以上に相應しいし、馬の蹄は走ることにモグラは前肢で土を掘ることに、カウモリの翼は飛ぶことに、アザラシの鰭

は泳ぐために、人類の手よりずっとよく適してゐる。凡て是等の器官はその各々の目的のために、人間の手には見られない遙か高度の變化を示してゐる。而も吾々は吾々の手に缺けてゐる完全性を保有してゐる。だから暫く手の中に潜在してゐる可能性を慮外して、それを特殊な仕事のために形成せられた一つの道具としてみるならば、人類の手と云ふものは他の生物體の相似器官より遙かに不完全なものである。動物の器官は特殊化された道具と見ることが出来る。特殊化されてゐない人類の手のみがその中に總ての可能性を包容してゐる。そのことは手が他の動物の手以上に發達したによるのではなく、他の總てのものより後れたまゝの状態に留つてゐる事に基くのである。この抑制された肉體的發達の故に、手は道具を——心の教唆によつて手が作ることの出来る道具を使用出来る融通性を保存してゐる。人間の手が未發達であると云ふこの理由のために人類の心は、動物がその各々の肉體に具へてゐるところの道具にとつて代る可き別の道具を工夫するべく餘儀なくされて來たのである。鱈の模倣としての櫂やオールを、登山の鐵鉤はナマケモノの爪に似てゐるし、釘抜のデザインや機能は昆虫の大顎に同じだ。

以上の様な論述はまことに興味深いものがある。飛行機は鳥への念願だらうし、潜航艇は魚の眞似事以外の何物でもない。他の動物の様に振舞ふ事が不可能だと運命づけられた人類は、ただ一つの特性として智腦と共に物を作る事の出来る手の價值を見直さねばならない様だ。小は小さな道具手工製作から大は凡ての機械に至るまで吾々人類の宿命の生産物である。だが吾々は自らの生んだ道具によつて、アメリカの様に滅亡はしたくないものだ。

願望の一つ

いつの事になるかわからないが、私は10年も前

から念願し、多少の手を染めながら遅々として進まない自分の願望の仕事を終へて死にたいと思つてゐる。それは正しい人間の生活の道具の基礎形態を究明する事である。稱して「生活用具の造型科學」と呼ぶ。

人體の機能を分析してその動作によつて物の型體が造られなければならない事は當然でありながら、工藝品や生活用品は色々の事情から、そんな事にはそつぽを向いて走つたり、踊つたりした時代が長く續いて來た。特に商業主義時代にこの特徴が露骨であつたと言へる。生活は金力の前には窒息して了つた。私は十數年も以前に同志と共に人體と椅子とについて、この研究を多少なりとも押し進めた筈だつたが、貧乏な日本ではこんな呑氣な仕事は長く續けることを許さず、今日に至つて居る有様である。生活面にある多種多様の用具は同様に研究の本格的軌道に乗せられずに何となく考へられ造られてゐる。直接人體との關係を持つ茶椀、コップ、皿、箸、フォーク、ナイフ、又物の柄や把手、注器、椅子、卓子、机、臺、棚、靴、帽子、工具、農具等々又間接的に或は物と物との相關の關係を持つ鍋、釜、湯沸、容器、照明具等、數へ挙げたら限りがない。何れも多くの人間を対象にした正しい生活基準に於ける實驗が繰り返へされて始めて明らかにされるもののみである。とても面白い事に違ひない事を確信してゐる。正しい生活用具の誕生が期待出来ると云ふもので、決して自分はアメリカの押ボタン式機械的機能主義を提唱するのではなく、こゝに正しい物の造型上の基準を立て様とするのである。この意味で、田中作次郎博士の農耕作業の研究や、横山尊雄氏の建築と人體動作の寸法的關係の研究等大いに敬明してゐる次第で、私は之をもつと詳細に道具の中に押し進めたいのである。

(筆者は 商工省工藝指導所關西支所長)



花道で演技する幸四郎の辨慶（観進帳）

今日、花道を歌舞伎劇場の舞臺機構の一つに過ぎないと、簡単に考へてゐる人が随分多いことだと思ふ。だが一度劇場建築史の立場から、この花道の存在価値を眺め直してみると、なかなかそんなに軽く取扱ふべきものでない事が次第に解つてくる。それどころか實にこの花道こそ、日本を除いて如何なる歐米の劇場建築史にもその姿を現はさなかつた誇るべき劇場機構の花形なのである。

先年ソヴェトの演出家メイエルホリドが、いちはやくこの日本の歌舞伎劇場独自の機構である花道を彼の設計したメイエルホリド劇場にとりいれその機能を従来の舞臺的なものから劇場的なものに迄拡大した事に依つても、花道の存在価値が今や單なる歌舞伎劇場の一舞臺機構ではなくなつたといふ事が解るのである。些か特殊すぎるかも知れない花道を検討したのもこの故である。

× × ×

日本劇場年表によると、『寛文8年（1668年）9

月、江戸に於て、河原崎權之助、河原崎座の櫓御免となり、舞臺、花道をつける』とある。之が現在の如き機能を持つた花道の劇場へ現はれた最初だと思はれる。だがこれ以前に、花道が存在しなかつたかといふと、さうではなくこの花道の起源とも原型とも云ふべき構造物が歌舞伎劇場に立派に存在してゐたのである。

享昭2年（1802年）上方で發行された『戲場樂屋圖會拾遺』下巻をみると、『花道——舞臺の正面よりむかふさんじきのしたまでのあし場なり、むかしは此所より役者に花をば贈りし事なり、因て花道の名あり』と記されてゐる。即ち昔は花道の文字の如く觀客が最負の俳優に、花を贈るのに用ひた通路であつたのである。

又『戲場一覽』には『承應の頃（1652—1655年）客より俳優に、ときどきの花を折り添へて遣しける云々』と既に花道が存在してゐたことを立證してゐる。

更に過去に遡つてみて、『歌舞伎音楽略史』の慶長（1595—1616年）の古圖なりしとのつてゐる歌舞伎興行圖にも、それらしきものが畫かれてあるところからみて、殆んどこの花道の原型は、出雲の巫子、阿國が歌舞伎劇を創始して後間もなく寛永元年（1624年）江戸中橋に中村勘三郎によつて作られた猿若座には既に存在してゐたものとみられる。

勿論その當時の劇場土間（客席）は屋根を架してをらず、少し後には屋根が出来たようであるが筵屋根か土間の一部に板葺屋根を架した程度で、正徳年間（1711—1715年）に入つて始めて雨天の際の興行が可能となつたくらゐであるから、その頃の花道はその用途から推量してみてもごく簡単な假設的な構造物だつたと想像される。

『日本劇場讀史表』によると『貞享4年（1687年）

の中村座の古畫には、土間の一部舞臺の上手寄りに花道が架せられてゐて、その構造は兩側に高欄あり、下部は吹抜きにして屋根を有してゐない。』と書かれてゐるから、現在の花道と大分趣を異にしてゐたことがわかる。ところがこの花道は、花を贈るための通路としての機能から演技のための舞臺としての機能に移り變る迄にどんな過程を踏んでなされたか。それはわれわれにとつてもなかなか興味の深い問題である。從來その過程について幾多の説がたてられてゐるが、大體次の二説に代表させる事が出来る。

第一の説は、歌舞伎劇場の原型である能舞臺の橋掛を改めて、前時代から存在してゐた花を贈るための構造物に暗示され、その形態的類似より花道と命名したのであると云ふのである。

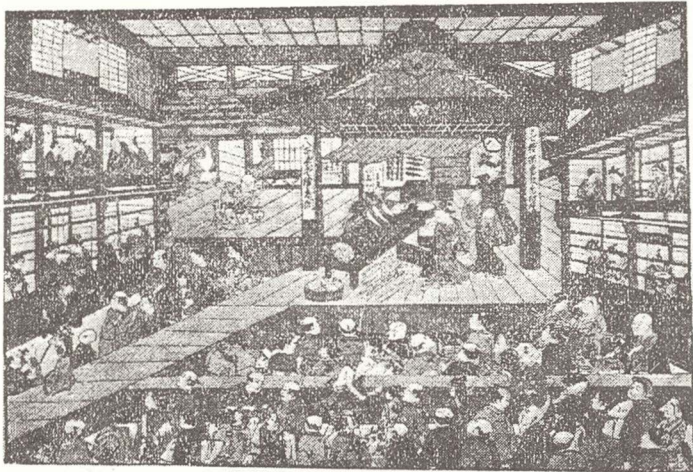
もう一つの説は、能舞臺の橋掛と歌舞伎劇場の花道との兩者の起源は全く別であつて、花道が生じてから後も歌舞伎劇場には橋掛なる名稱が存してをり（上方には後世迄橋掛が残つてゐた）從來通りのその機能を果してゐたのだから、様式化後の花道は橋掛の轉化したものではなく、それと全然關係なく演出上より考案されたものにちがひないとする。

果して何れの説が正しいかといふに『貞順古實集』に「花太刀などを俳優に遣す時には觀客が先づそれを持つて花道より舞臺へ向ひて歩み、座の者が一人舞臺より下りて來て、花道の上でそれを受取り、決して舞臺の上では渡さなかつた」と書いてある。これが當時のしきたりとなつてゐたようであるから、様式化前の花道に於て俳優と觀客との間になされた儀式的な事が次第に演技的なものに變化し、遂には俳優のみの演技の場所となつたのだらうと考へてくると、後者の説の方がはるかに妥當性を帯びて來るのである。

さてこの花道は土間の如何なる位置におかれてゐたかといふに、前述貞享4年（1687年）中村座の古畫では舞臺の上手寄りにあり、とあるから土間の右側であり菱川師宣の「劇場繪卷」にも土間

の右側に勾欄を持つ花道が書かれてあるところから推して、最初の花道は土間の右側に存してゐたことが確實である。

それがどの年代に現在みるごとく、土間の左側に存する様になつたかは不明であるが、元祿2年（1689年）の京都劇場圖及明和元年（1763年）江戸中村座、市村座の圖には既に夫々土間の左側にのみ有してをり右側の花道は消滅してゐる。之か



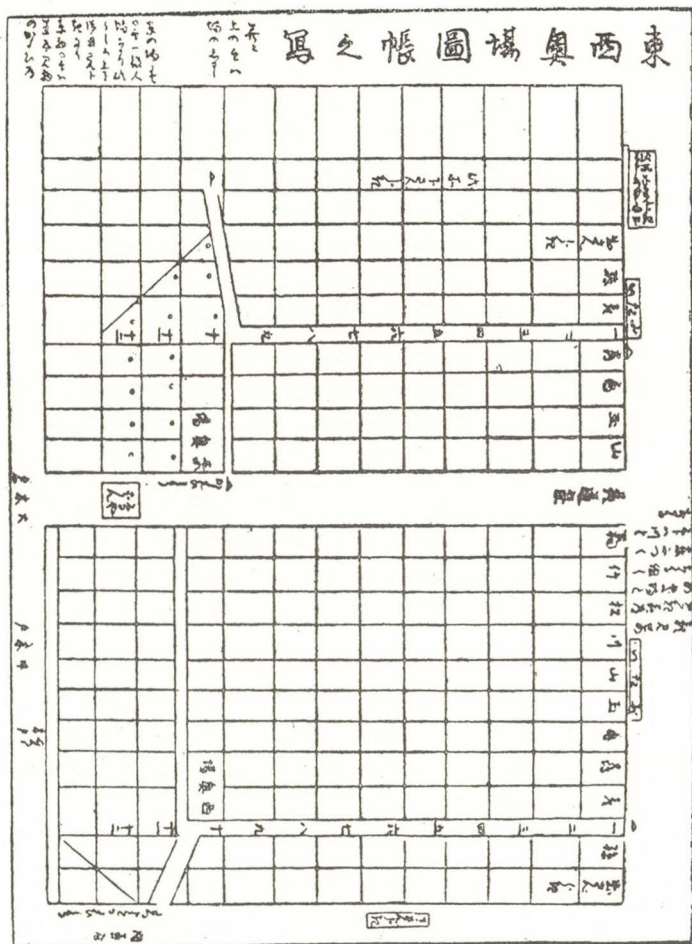
芝居狂言浮繪

奥村政信筆

らみて花道の創始された寛文8年（1668年）から數へて元祿2年（1689年）まで約20年足らずの間にこの花道が土間の右側から左側へと移行した事になる。

如何なる理由によつてこの移行がなされたかは未だはつきりしてゐないが、私の推量では往昔、能舞臺に於いて最も高貴なる席は正面と定められ將軍の觀能の際ははこの正面に着座してゐた慣例から考へて芝居に於ける高貴の席も右側棧敷と定められてゐた事と思ふ。當時の特權階級である奥女中など見物の折は右側面棧敷に簾を垂れて之より見物したと明らかに古文書にもでてゐるが、その事は花道が右側にあつた時代からさうであつたか左側になつてからかうであるのか證明する根拠がないのである。

とにかく花道で藝をするとき、主として上手（右）に向つてやり、之を藝表とよび下手（左）を藝裏といつて花道を右側から左側に持つて來た場合、右側面棧敷が一番觀よい上席になるのである。だが右側の花道も全然消滅したわけではなく、



い 圖 劇場樂屋圖會より

「東の歩板」といふ名稱で観客の通路として復活してゐるのである。之が後世に於いて再び「假花道」と稱せられ元の機能を果す様になる。

では花道は必ず右側又は左側に偏よつてゐたかといふとそうではなく、前述「戯場樂屋圖繪」下巻の奥場圖帳(い圖)によると土間の中央寄りに一本の花道があるきりである。之は上方の劇場の圖であるが、江戸の劇場圖にそんな例がないところからみて中央寄り一本の花道は上方固有のものではないかと思へる。尙之には研究の餘地が多く残されてゐる。又同書の上巻にある操舞臺及歌舞伎舞臺圖には江戸と同じ様に花道は左側にのみ存してゐる。それ故上方に於いては中央或は左側に花道をもつ二つの様式が併用されてゐたものと推定されるのである。

この花道の土間に於ける位置は、屋臺間口の居所と、本花道の内側を描へる様にするのが本格なものである。即ち片側の屋臺五間間口の居所とは舞臺中軸線を中心として、大神定式上を舞臺中軸線から左右へ各々8尺、3尺3尺合計14尺行つた處をさしてゐる。だが各劇場によつて舞臺間口幅が相違してゐるからまちまちで一定した制式はないのである。

次に花道の構造であるが、初期に於いては實に假設的な粗末なもので下部は吹拔きになつてをり、土間の上に雨を凌ぐ可き屋根を架設せられたのがやうやく元祿初期なのであるから、それ以前は雨天の際は當然風雨に晒しばなしにされてゐたのである。そのみでなく顔見世興行のときは花道を取拂つて客席となし、之を「川」と名づけたとあるから、簡單にとりこわせる程度のものであつた。花道の床板は檜の堅板張りで柂目を用ひ、矧ぎ目は突き附けにして其兩側端には小割を取り附けてまり止めにしてある。

花道の幅も一定した制式はなく、初めは3尺程度であつたが、演技の

自由のために江戸時代後期より漸次増大して4尺より6尺位迄になつた。現在の劇場の例をとつてみると歌舞伎座は5尺8寸、東京劇場は5尺5寸明治座は5尺といつた程度である。その長さも一定の制式はなく享保9年(1724年)中村座が改造せし際花道の長さを8間とすとある。劇場建築の構造上、土間の大きさも制限されるから、ひいては花道の長さにも大體の範圍が局限されてゐることは理解できる。明治22年(1889年)の歌舞伎座の本花道の長さは10間であり、現在の劇場では歌舞伎座が9.8間、東京劇場が11間、明治座が9.6間である。

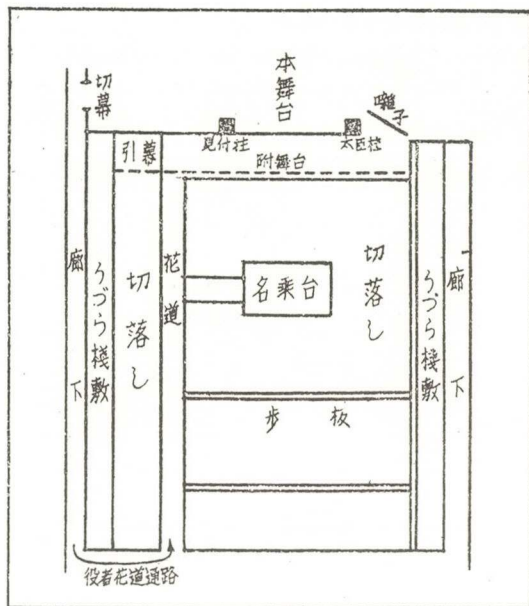
その初期には現在の如く花道下の奈落がなく、花道の終端(舞臺の反對側)にある鳥屋へ出るには俳優は西鶉棧敷裏を利用しなければならなかつ

た。それ以前の型式としては京都四條の劇場の花道は天明の頃(1781—1788年)迄は土壇式だつたと記録にあらはれてゐる。その後花道の下を深く掘り下げ奈落となし、舞臺下の奈落と連通させ梯子によつて鳥屋へ出られる様になつたのである。内部両側の土留めは柵みにし、其上部は両側面腰羽目を張り天井は花道の床板をそのまま天井にしたのである。天井高は大凡そ6尺前後ある。

さてこの花道と舞臺又は附舞臺と如何なる角度をなして接続してゐただらうか。能舞臺に於いては橋掛りと舞臺との角度が實に時代測定の重大な役割を果してゐるのをわれわれはよく知つてゐるのであるが、歌舞伎劇場に於ける花道の角度はさうした役割を持つてゐない様である。『日本劇場讀史表』に『元文乃至文化後期の花道は附舞臺に斜交せる事實あり。之橋掛の斜交法を模せりと謂はんより鳥屋(西鶉棧敷の間を利用)と本舞臺との關係位置に因る。此の事實は古畫及び後年土間の仕切桧完成後も花道の傍に割殘の切落を遺存せる事より實證し得』とある。だが間もなく文化後期(1809—1817年)に入つて花道は附舞臺の擴張と仕切桧の區劃を整理することによつてほぼ舞臺に直交する様になつた。上方において土間の中央に花道を有した様式の劇場では鳥屋が向正面下に來ることになり當然花道と舞臺は直交してゐた。

次に假花道は花道としては2次的なものであつて東の土間客の主要な通路として使用せられて來た。それ故に花道に構造も簡略であり狂言によつて之を必要とすることもあつたが、普通はあまり使用せず、平素は取はづして土間にする事も多かつたらしく奈落、鳥屋を有してゐないのが普通である。又假花道は文化期より幕末期迄はその床高は舞臺よりも低くその接続部には昇り板をおいてゐたが、明治前期には舞臺と等高となり昇り、板も排せられる様になつた。その幅は3尺から2尺5寸程度で、昔はその位置は舞臺中軸線を中心として本花道内面を押へて假花道の内面を等しく取つてゐた。

さて享保、元文期と歌舞伎劇の爛熟期に入つてやうやくその演出も多樣複雑化され、それにつれてこの花道の構造にもいろいろと新考案が附け加へられる様になつた。即ち元文期の顔見世狂言に



3 4

は花道の中央、東側に『名乗臺』と稱する方形の舞臺が假設された。(ろ圖)續いて寶曆3年(1753年)には上方の筑後の芝居で『迫り上げ』が案出された。これの花道における運用は花道の3にある『すつぽん』と稱する切穴より俳優をのせた臺を滑車にて上へせり上げるのである。又享和期には舞臺と花道の接続部の切穴を『空井戸』と稱して實際の井戸の如く見せかけ、奈落より梯子により俳優を出入させた。

次に花道の照明は天明期迄は防火上殆んど人工照明を許されず、凡て東西兩棧敷の明障子により他に方法はなかつたようであるが、天明期にいりて始めて花道の框に多數の『かんてら立』を設けて照明したと謂はれる。之は明治11年(1878年)守田座が瓦斯燈を創設する迄用ひられて來た。現在では花道内側にフット・ライトを取付けて照明してゐる。

大約上述した長い道程を経た舞臺機構としての花道は明治、大正、昭和と歌舞伎劇場のめまぐるしき幾多の變遷にもかかわらず、殆んど舊態を失はず、往昔の姿のまま保存されてきたのである。之は歌舞伎劇の特殊な演出と花道の持つ固有の機能との密接な關係をおもへば當然の事であつて、將來に於いても必ずや歌舞伎劇と花道は同じ運命

にあることは疑ふ筈もないことである。

だが以上の事は、歌舞伎劇と花道との連關の上で云はれた花道の運命であつて、劇場機構としての新らたなる使命をその肩に荷へる花道の將來は歌舞伎劇の盛衰とは何等關係なく更に一飛躍を遂げんとしてゐることをわれわれははつきりと見ることが出来る。

卑近な例をとるならば、演劇藝術が映畫藝術に劣つてゐる可視可聽の制約性が花道の巧妙な使用によつて、俳優の演技においては「くろうすあつ

ぶ」その聲量においては「まいくろふをん」の彼割を果す事によつて克服されることである。實に劇場工學にとつての方面でなされねばならない問題は山積されてゐるといつて差支へない。

眞にわれわれが演劇藝術の特性を充分に理解しかかる劇場機構の持つすぐれたる傳統を生かした時こそ始めて、われわれは一步前進したところの演劇と劇場建築の歴史を誇り得る時代を持つに至るであらう。(1943.4.5)

(筆者は 大阪市防衛部整備係勤務)

土木建築請負業
盛工務店

營業所

大阪市北區地下町十五番地
電話 堀川 ③一四二九番

美素

古い住宅も新築同様となる
新築住宅にお手入のいらぬ

★新築家屋美素加工

新築落成と同時に本所獨特のピソ液にて洗淨し木材變色の原因となる樹液を取り、其の上をピソにて仕上の加工をすると完全なる變色防止加工となり、優美な艶を有しフキコミの勞を省き頗る經濟的です。

★古家屋新裝美素加工

古家もピソ液で洗淨すると新築同様となり、其の上を新築美素加工と同様の加工をすると前者同様の結果となる。

(特種技術を要しますから弊所)
の請負加工と致して居ります)

大阪市天王寺區東平野町四丁目二一

美素工業所

電話 天王寺 (77) 四〇〇三番

今般内閣告示を以て木造工場建物に關する臨時日本標準規格が公布されたことは御存じの通りであります。大阪府に於ては此の告示された中の適當なもの12種を選定し、尙一步進めて規格圖とし之れを大阪府規準として公表したのであります。

此の規準を標準規格より抽出撰定するためには昨年末より堀井課長指導の下に準備を爲しつつあつたのでありますが、今春に至り府下重要工場約100を以て規格協議會を作り、之れより委員會を組織し各工場に於ける慣習、機械配置、工事施工材料規格等、種々の問題に付き研討を重ねたる結果第1表の如き種類が最も都合よく、且つ今日までの使用頻度も高いので之れに付いて今般規格圖を作成したのであります。

第1表 規 準 種 類

張間(m)	床 上 軒 高 (m)				
9.0	3.5	4.0	4.5		
10.0	3.5	4.0	4.5		
12.0		4.0	4.5	5.0	
15.0				5.0	5.5 6.0

偕て之れだけの種類が決定しても勿論デテイルが決定されなければ圖面作成は不可能であり、又そのデテイルも單に建物の使用上から定めたのでは規格としての意味が稀薄になる恐れもあり、之れ等の點を勘案致しまして協議を進め下記の諸點に付いて、亦委員會に計り、今般公表の規準圖の骨子と致して居ります。次に之れ等を列記致しておきます。

1. 工場の種類構造等

勿論規格すべき工場の構造は木造工場であります。それにしても殆ど無限に近い種類のある工場に一樣に有効な規準を作成することは考へ得られない所でありますから、先づその用途に付いて一應の限定を致し用途により重點を設けたのであ

ります。そしてその用途を廣い意味に於ける一般機械工場とし、且つ單層、單張間のものに限るととし、協議を進めて來たのでありますが、出來上つた結果を見れば必ずしも之れに限る必要が無く、特殊な化學工場等を除けば利用が出来る様であります。只換氣に付いて越屋根等の考慮が拂はれて居ないので、火焰工場加熱工場等には利用が出來ないと思はれますし、又機械工場でも特殊な高精度を要する様な製品を作る工場では尙若干の窓不足が考へられなくもないので、之れ等の點に付いては引續き目下研究中であります。

2. 小屋組間隔・桁行柱間

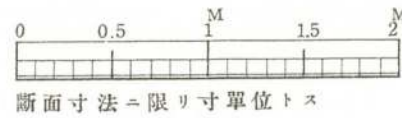
臨時日本標準規格には、桁行柱間は2m、3mの2種になつて居り、小屋組間隔に付いては何等記する所がありませんが、當然小屋組間隔としては2m、3m、4m等が考へられるのであります。事實建築學會の意見としては3m、又は4mとして立案された様であります。然し大阪府に於きましては木材規格等の關係より2m及び4mを省略し、3m1本と致しました。そして桁行柱間に付いても之れと一致せしめ、中間に間柱を入れないことと致しました。

尙標準規格に於ては桁行柱間の規定中、中柱の柱間規定がありますが、之れは鋸屋根の如き建物が併列結合をした場合の内側に立つ柱の間隔の意味でありますから、之處に申添へておきます。

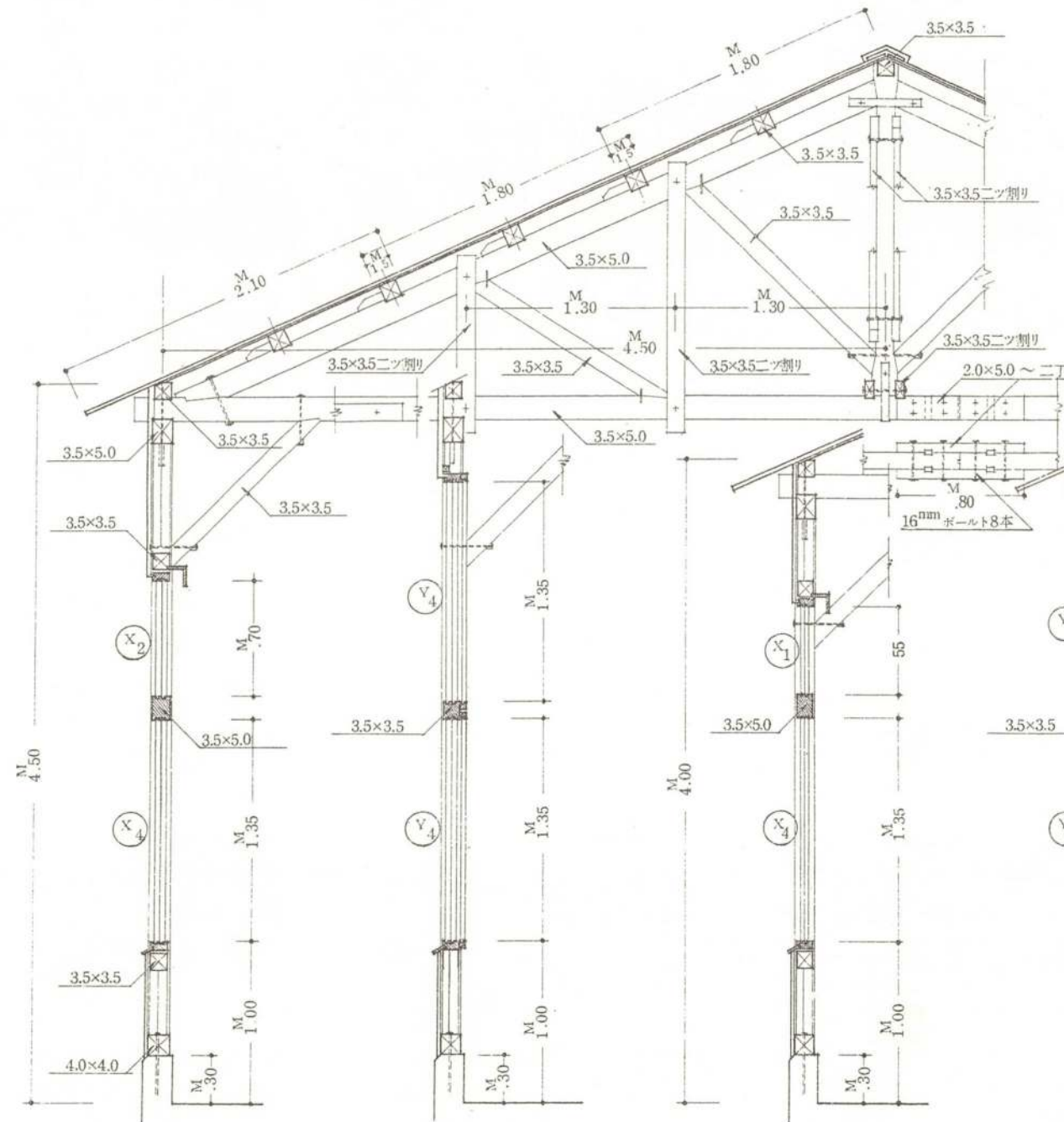
3. 軒 高

臨時日本標準規格に於ては「軒高は3.5mを基準とし」とあるだけで、軒高の計測に付いては自由であります。大阪府に於ては從來の慣習により軒高とは建物地盤面より軒桁上端までを謂ふことにみて居るので、此の度新たに床上軒高と云ふ言葉を作つて規準を定めたのであります(第一表參照)そしてこの床上軒高と云ふのは建面の床面

木造工場張間9M詳細圖

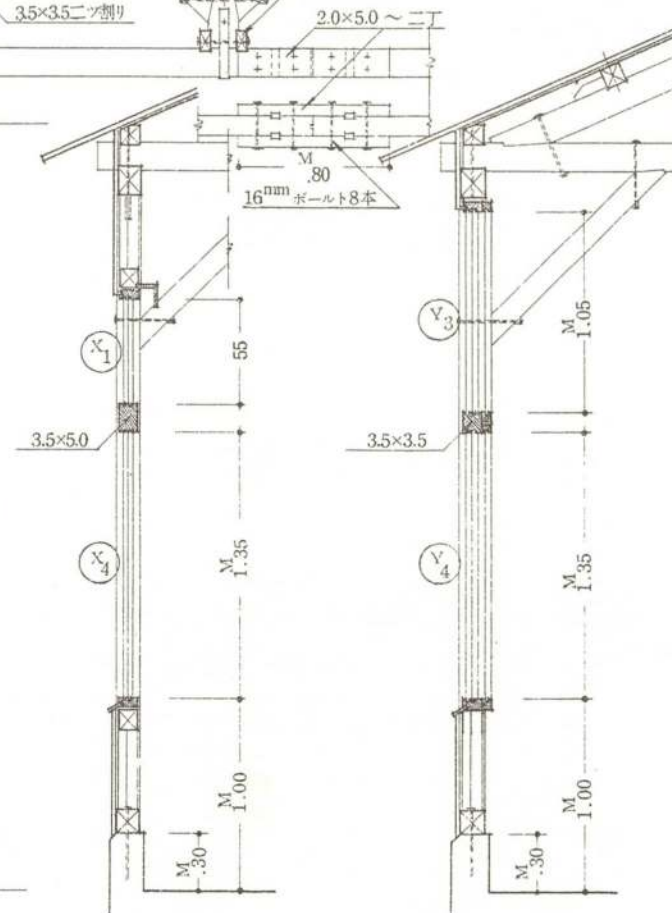


大阪府規格	木造工場	頁
		張間 9.0米 床上軒高 { 3.5 4.0米 4.5
第二號	AX { 0935 0940 型 AY { 0945	



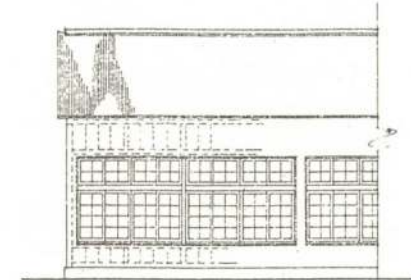
A X 0945 型

A Y 0945 型

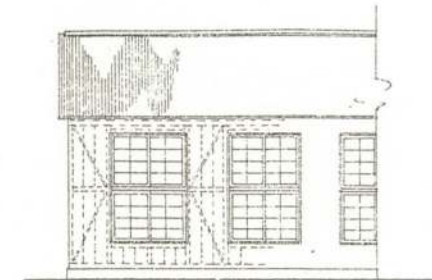


A X 0940 型

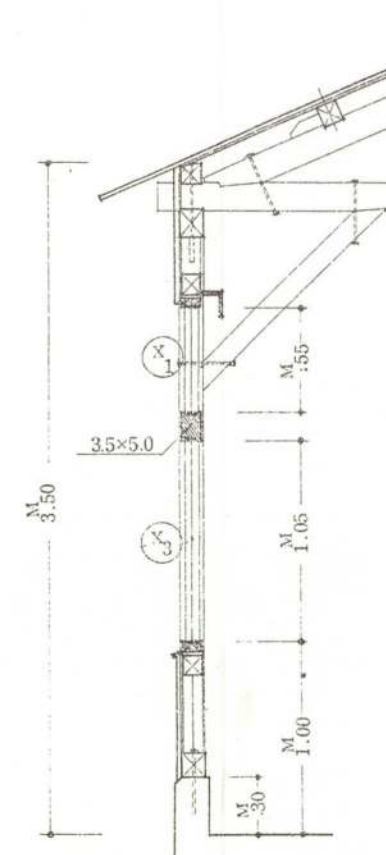
A Y 0940 型



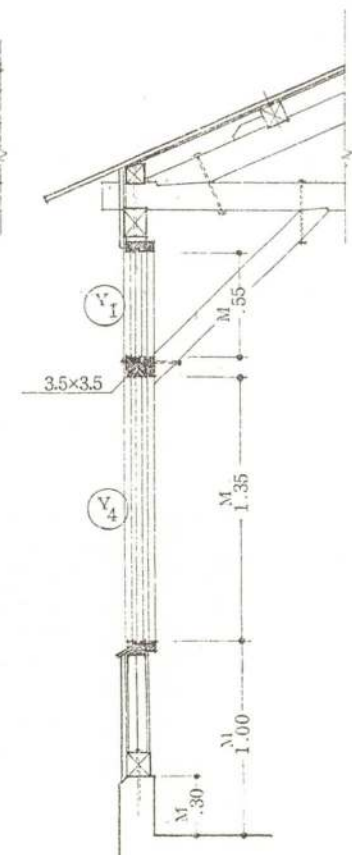
A X 0945 型



A Y 0945 型

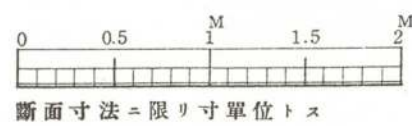


A X 0935 型

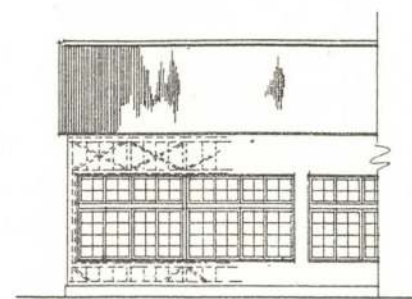
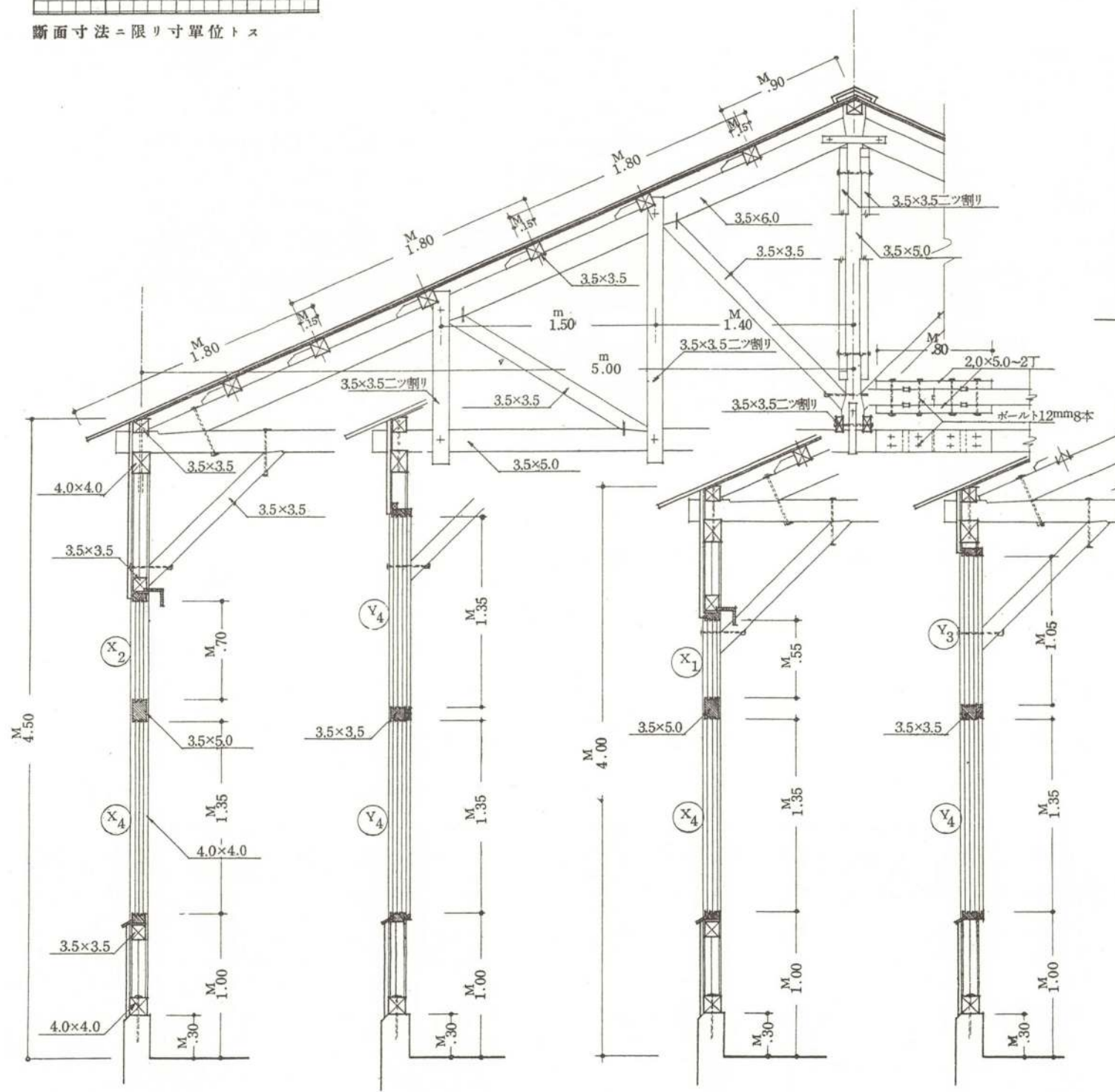


A Y 0935 型

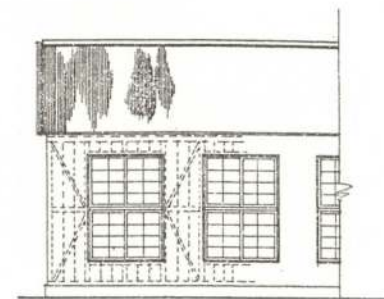
木造工場張間10M詳細圖



大阪府規格	木 造 工 場	第 頁
第 二 號	AX { 1035 1040 型 AY { 1045	張 間 10.米 床 上 軒 高 { 3.5 4.0 米 4.5



A X 1045 型



A Y 1045 型

A X 1045 型

A Y 1045 型

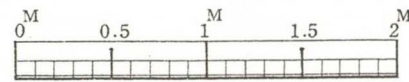
A X 1040 型

A Y 1040 型

A X 1035 型

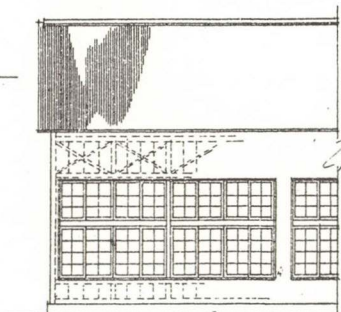
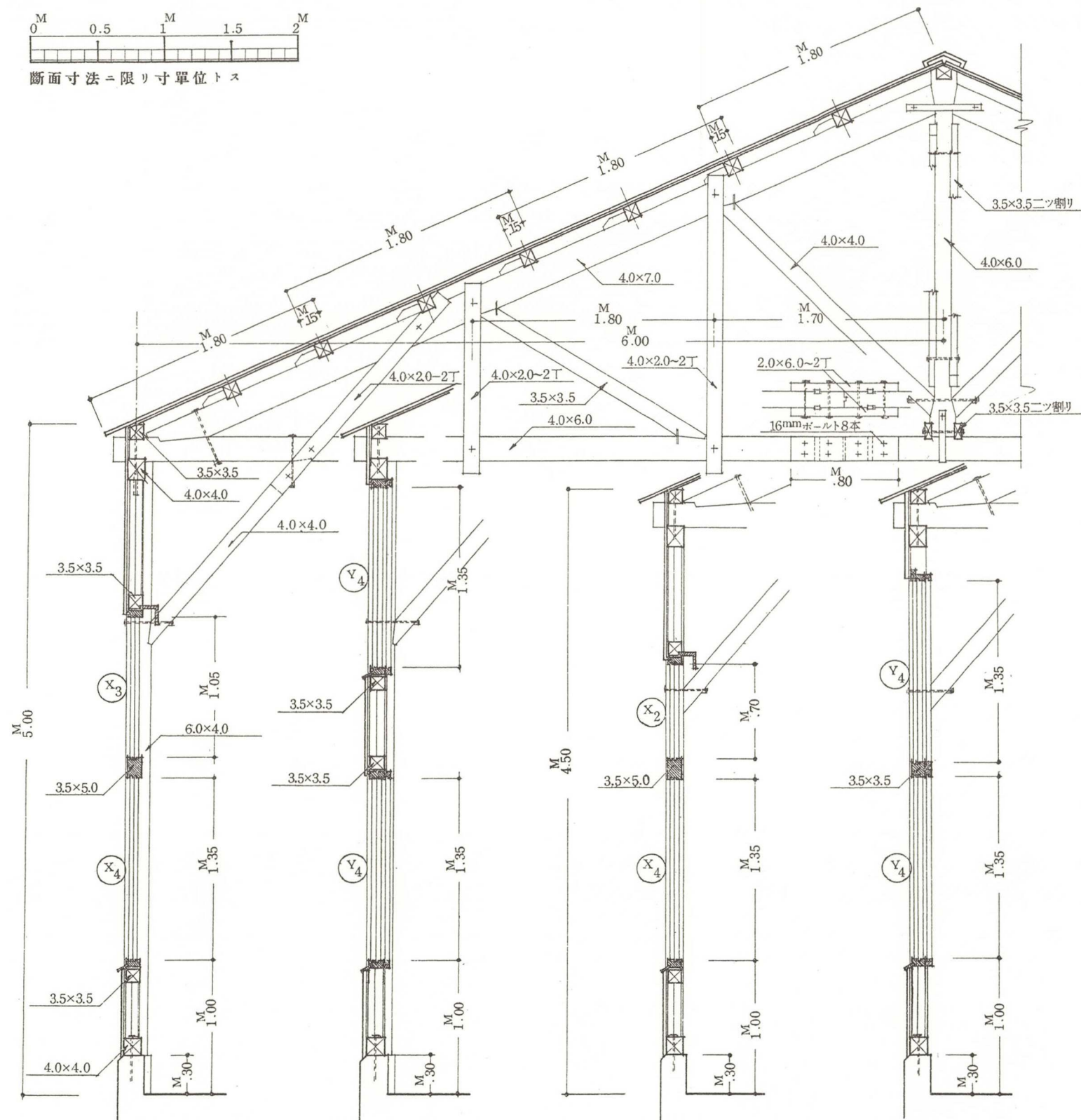
A Y 1035 型

木造工場張間12M詳細図

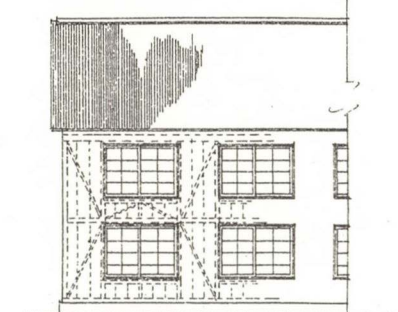


断面寸法 = 限リ寸単位トス

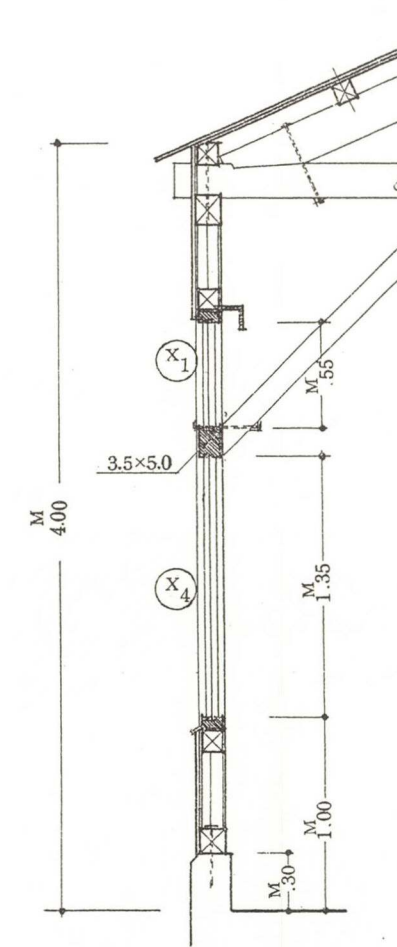
大阪府規格	木造工場	第	頁
		張間	12.0米
第二號	AX { 1240 1245 型 AY { 1250	床上軒高	{ 4.0 4.5 5.0



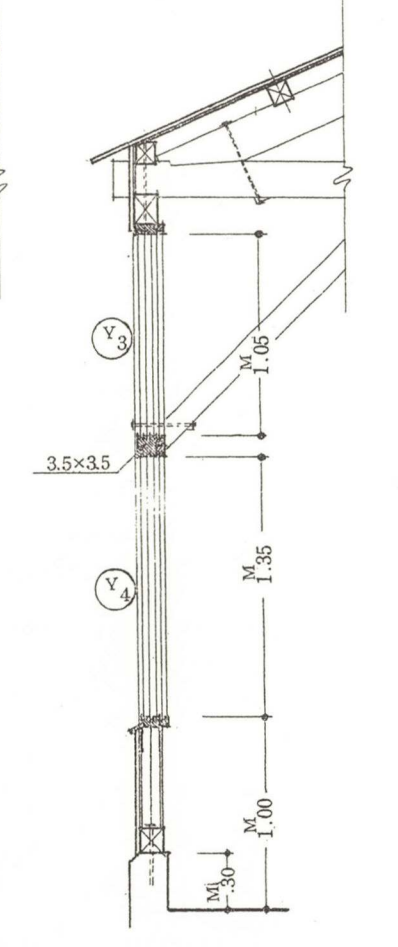
A X 1250 型



A Y 1250 型



A X 1240 型



A Y 1240 型

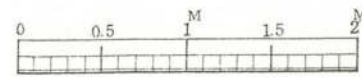
A X 1250 型

A Y 1250 型

A X 1245 型

A Y 1245 型

木造工場張間15M詳細図

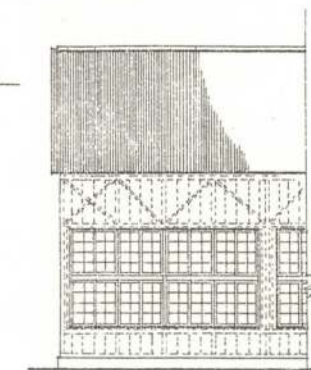
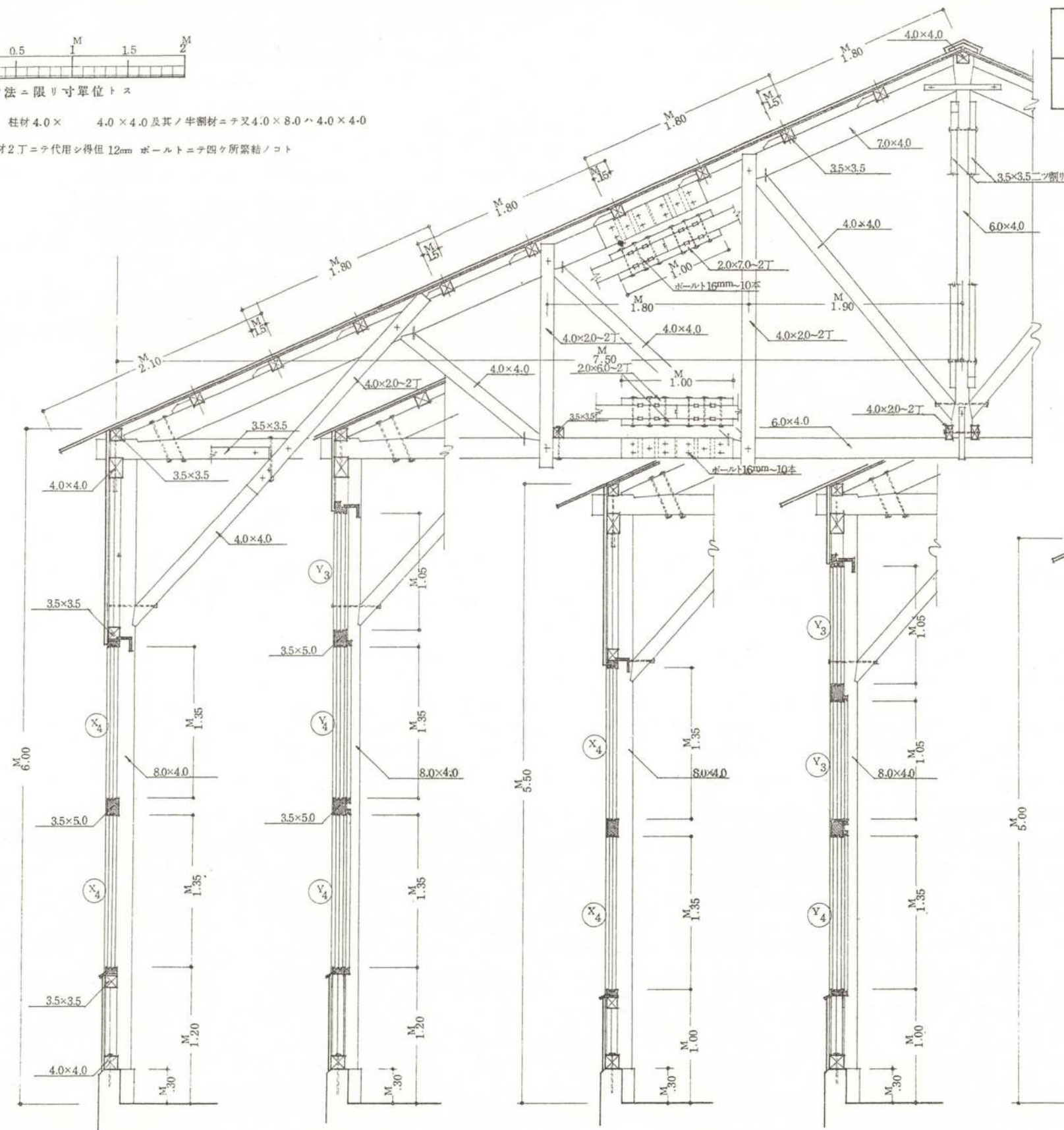


断面寸法ニ限り寸単位トス

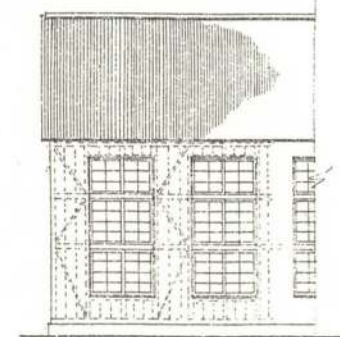
註 柱材 4.0× 4.0×4.0 及其ノ半割材ニテ又 4.0×8.0ハ 4.0×4.0

材 2丁ニテ代用シ得但 12mm ボールトニテ四ヶ所緊結ノコト

大阪府規格	木 造 工 場	頁
第 二 號	AX { 1550 AY { 1555 型 1560	張 間 15. 米 床 上 軒 高 { 5. 0 5. 5 米 6. 0



A X 1560 型



A Y 1560 型

A X 1560 型

A Y 1560 型

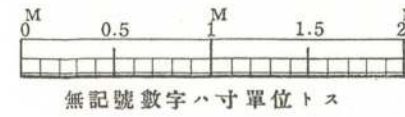
A X 1555 型

A Y 1555 型

A X 1550 型

A Y 1550 型

木造工場建具詳細圖



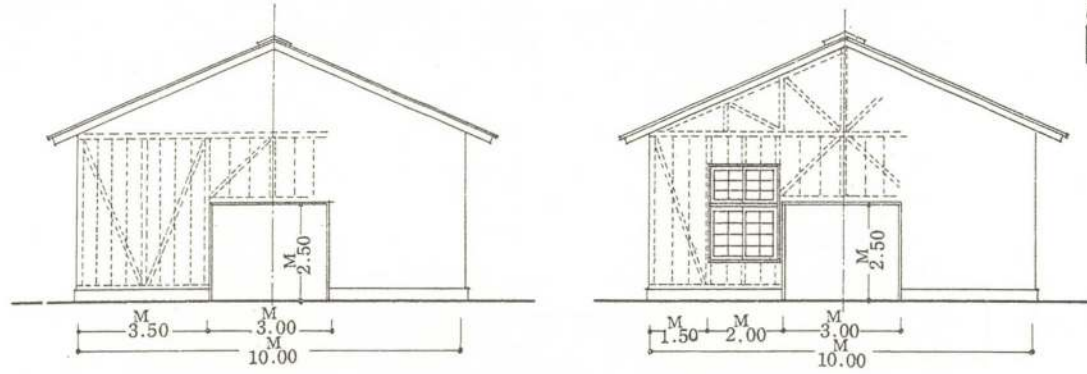
大阪府規格

第二號

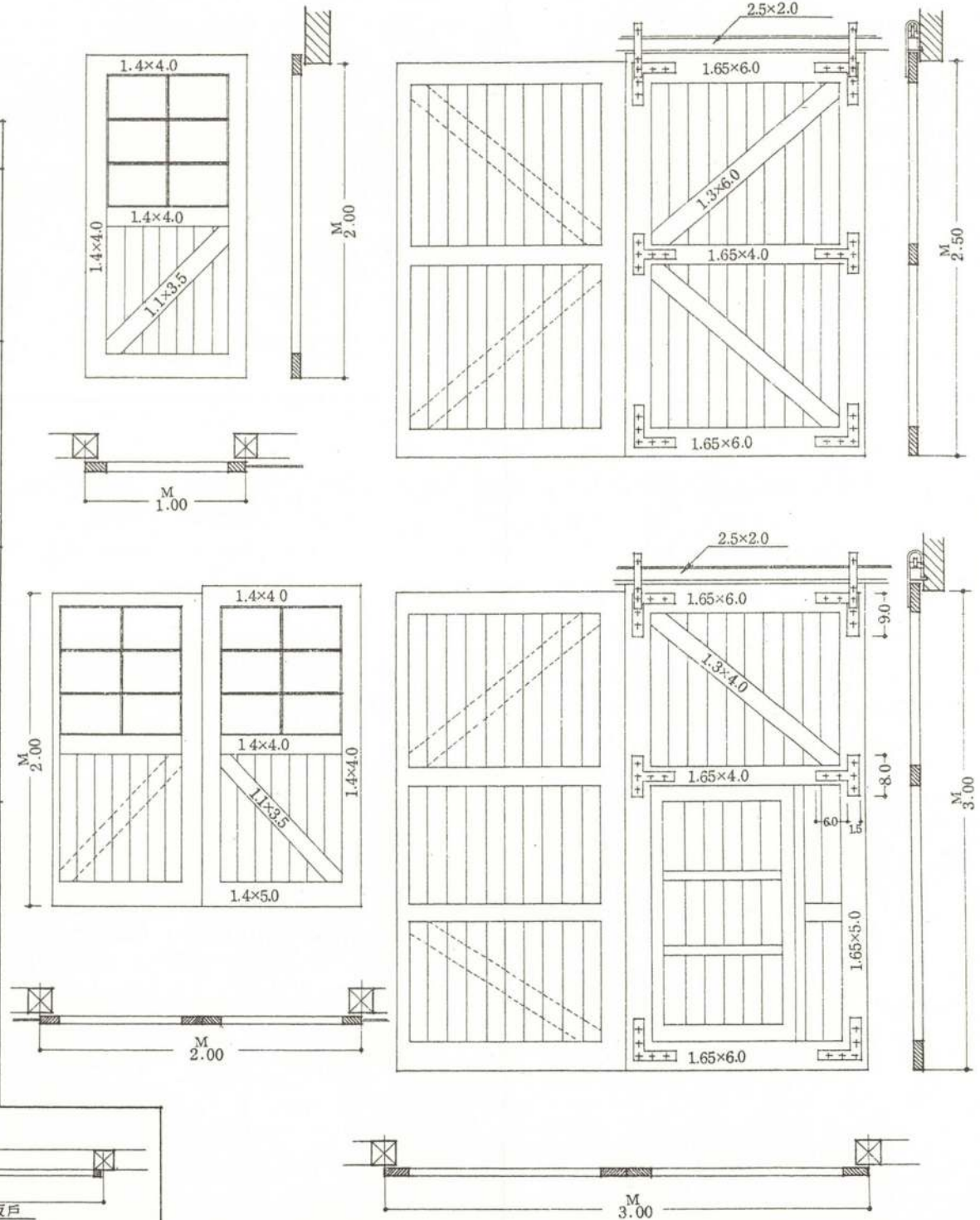
木造工場
建具

附妻側參考圖

第 頁



型 號	X 型	Y 型
1		
2		
3		
4		
平 面		



より軒桁上端までの高と云ふことに致しました。そして之の高の梁間に對する關係は大體 $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{1}{3}$ と致しました。之は主として採光條件によつて定められたもので之れで大約梁間中央部に於ける床面上1mの位置の照度は年平均300～500lux位はありと考へて居りますので、今後この規準による建物が出来れば實際に付いて測定してみたいと思つて居ります。

4. 其 の 他

以上は大體今度公布された臨時日本標準規格に依據して當方の協議會に於て定めた點であります。が、規格圖とするに當つては之れだけでは甚だ不充分でありますので、以下の各項に亘つても規準を定め之れに従つて居ります。

イ、屋 根

屋根勾配はすべて4寸5分とし、屋根葺材料はスレート6尺ものを原則とし野地板を使用する。屋根戸種は一應使用しない。

ロ、小 屋 組

構造上の強度に關しては學會の要綱に従つて可能な範圍内に於て安全率を低下し、その工法は規格圖に見らるる通り一應從來の工法中最も單純なものを採用することとしました。

ハ、外 壁

外壁材料は將來の見通しが極めて困難な爲め一應圖面としてはスレート張とし、建設時の資材關係で適宜實際の場合は變更することと致しましたが圖面の印刷が完成した頃には既にスレートを外壁に使用することは考へられ得ない状態となつたので、急いで資材表だけはカタラスターとして見積ることとしました。

尙外柱の柱断面はその内法寸法との關係で一定である方が望しいので、本規準に於ては柱材はすべて見付を4寸に統一し大材を要する時は柱の深さで補ふことにしました。

ニ、窓

之れの規準決定は最も議論の餘地の多い所でありましたが、圖に見られる通りの8種として今後も可及的に工場は勿論工場寄宿舍、住宗等に於ても之れを使用したい考へを持つて居ります。そしてこの8種は又X列とY列各4種宛になつて居り硝子寸法はX型の方は第1號を除いて大約12"角、

Y型は12"×18"、となつて居ります。この寸法は今日及今後に於ては規格硝子を最も經濟的に使用する様に定めたものであります。

此處にX型とY型を作つた最も根本的な理由上記の硝子規格以外にX型は在來の工法をそのまま利用して規準化したものであり、型は採光遮光、等より考へて創作したものでY型の特徴とする所は次の2點であります。

1. 採光上、即ち梁間中央部の照度を可及的に高くするため、窓高を軒桁下端まで成る可く使用する如くしたこと

2. 柱間3mの中約2mを窓として残る1mを壁面の補強並に戸袋用とし、之れに使用する戸は建物内側に設け雨戸ではなく、遮光用及び輕度の防破片用を兼ねしめる如くした事、故に之れに用る材料もベニヤ板、厚紙等で足り必ずしも木板布帛を用ることを要しない點は大いに利用價值あるものと考へて居るのであります。

尙窓組子の各部寸法に付き參考までに簡単に書いておきます。

上下の横框は6.0m、兩側の縦棧は4.5m、中棧は3.0m。

ホ、規 準 記 號

規準圖に使用してある記號は次の記號法によつて居ります。

A	X又ハY	09~15	35~60
↑	↑	↑	↑
小屋型式	外壁型式	梁間(m)	床上軒高 m
			10

即ち始めのアルファベットは建物型態を表すもので、最初のAは規準圖に見らるる通り、普通の三角屋根の事で現在ではAの1種のみですが引續いてB型、M型等を準備して居ります。次のX又はYは前に窓の所で説明した窓記號で窓の變化に應じて外壁型態が變りますので、窓記號をそのまま使用して居ります。云ひ代へればX又はYと稱するのは外壁にX型又はY型の窓を使用する居ると云ふことであります。之れに續く4個の數字は初めの2個が梁間であり、後の2個が床上軒高の小數點を省いた數字のみ並べたものであります。そして之れ等を全部一列に列べその間の句點を省略して使用してあります。

例へばAY1550型と稱へるのは、屋根は普通屋根で、窓はY型を組合せて使用し、建物梁間は15m、且つその床上軒高5mと云ふ事を表して居ります。

結 び

以上に依つて今回公表しました大阪府の木造工場規準圖の説明を大體致したのでありますが、之れは近く大阪府告示として公布し、法制的な根據を持つことになると考へて居りますが、それ迄の間出来るだけ御利用を願ひ訂正を致すべきものは急ぎ訂正致したいと思ひますので、讀者諸彦の御協力を切望致す次第であります。

又此の規準に準據して出願される場合に當然規準記號のみを記し、一切圖面省略を致すべきですが、規準が横斷面規格となつて居り、その桁行長

は規格となつて居らず又床面下の部分並びに基礎構造に付いても同様でありますから之れ等に付いては御記入の必要がありますので、出願の際は圖面としては平面圖が必要であり、その平面圖には前記しました床構造、基礎構造、或は間仕壁等有る場合はそれに使用する材料及びその寸法等適宜記入を要します。又此の規準以外に些少の變更を爲す場合、例へば軒高の使用材等より變更、作業狀態よりする窓の變更等も前記同様平面圖にその點を明瞭にして頂けば他の圖面は省略出来るわけであります。

最後に本規準の設定に當り多大の御援助を賜つた大阪住友金屬製鋼所、佐野氏初め多數の委員各位に對し厚く謝意を表し本稿を擱きます。

(筆者は 大阪府警察部建築課技師)

名譽の戦死者

普通賛助員

陸軍上等兵 鍛 治 弘君



普通賛助員 鍛治 弘君 は昭和17年1月現役軍人として入營直ちに南支派遣仁部隊に編入されたるが後波第8126部隊に轉じ爾來一意専心軍務に精勵其後南海方面に出動第一線に於て花々しく力戰奮闘中惜しくも17年12月〇〇方面にて名譽の戦死を遂げらる

君は幼少より意志強固にして艱難に耐へ苦學良く建築科を修め將來有爲の青年技術家たりしが行年漸く23歳にして護國の華と散る洵に哀悼に禁へず本會は此報に接し佛前に香花を供へ謹而共忠靈に對し厚く感謝の念を捧げ君の冥福を祈る

茲に肖像を掲げ略歴を記して敬弔の意を表す

1. 君は大正10年6月4日大阪市に生る
1. 昭和14年3月關西工學校建築科卒業
1. 同年6月本會に入會
1. 爾來土木建築業竝に就職
1. 同17年1月現役として入營直に南支派遣
1. 其後各地に轉戦したりしが同年12月30日南海方面に於て名譽の戦死を遂ぐ

常 務 會 (第11回)

時 6月11日午後5時15分—6

時30分

所 陳列場

出席者 理事 竹腰副會長
松本副會長

常務 中西主記、堀井主記
藪中主記、西澤主計
松久保主計、大下編輯、小林編輯

議 事

- 1、6月例會に關する件
- 2、町會國債其他割當に關する件
- 3、會計検査報酬に關する件
- 4、會員戦死に付弔慰金贈供の件
- 5、職員昇給並に上半期賞與の件
- 6、會員陞銜

報 告

- 1、5月例會終了報告
- 2、朝鮮建築會より爆風による硝子破壊實驗觀覽方申越しの件

3、兵庫縣建築協會より刊行物寄贈の件

4、建築學會より戦時建築規格作成要綱送附の件

5、全日本科學技術團體聯合會より17年度事業並決算報告の件

6、出征、入營報告

常 務 會 (第12回)

時 6月21日午後5時30分—6

時40分

所 陳列場

出席者 理事 松本副會長

監事 池田監事

常務 佐藤主記、中西主記
堀井主記、藪中主記
小林主計、松久保主計、伊藤編輯、小林編輯

議 事

- 1、7月例會に關する件
- 2、戦死會員に弔慰金贈供の件

3、會員陞銜

報 告

- 1、5月分會計報告
- 2、6月例會終了報告
- 3、出征、除隊報告

六 月 例 會 (太山寺見學)

日 時 6月20日午前10時—午後8時

集合所 太山寺安養院

出席者 岩尾保衛氏外15名

1、當日は梅雨の候なるも天氣快晴に恵れ一同午前10時30分までに明石驛前に集合、神姫バス特別借切車に乘車一路太山寺に向ひ午前11時20分同寺山門に無事着直ちに安養院に入り同院座敷にて苔むす庭園を眺めつつ喫茶休憩

1、小憩後安養院主の案内により一同太山寺本堂内陣に入り同寺住職により本會會員參拜者一同が特に本日此席に於て大東亞戰

戦勝祈願する旨を唱念護摩を厳修して祈禱を終り住職より同寺の楮起につき説明を聴取一同御守祈禱札を授り中食の爲め安養院に歸る

1、小憩後院主の心盡しによる新鮮なる野菜料理を満喫その美味に一同讃嘆す玄關脇の菩提樹の花は稍々盛りを過ぎたるも梅雨晴の日差しにそよぐ風にその芳香を心行くばかり一同の目鼻を喜ばす裡に神戸高工瀬澤教授は圖表等を示して塔の歴史につき説明本日の見學を一層意義づけらる

1、午後1時30分再び院主に伴はれ本堂前にて同師より記念撮影あり又藪中會勢幹事長も其愛器に一同を三重塔に集めてパチリ納めるなど見學風情を添ふ、夫れより阿彌陀堂に頼き堂内に於て國寶の佛龕、寫經、文書等拜觀且説明を聴きて感嘆亦久しきものあり、次で關加井水、觀音堂、釋迦堂、龍堂等遂次見學後三度安養院に入り喫茶後初夏の庭樹を眺めつつ談暫し聽て同院を辭去再びバスにより晚餐會場たる明石海岸濱の家に至る

1、午後6時開宴岩尾兵庫幹事並に藪中常務より夫々挨拶あり一同和氣霽々裡に閉會神戸に大阪に三々五々解散す

陳列場幹事會 (第4回)

時 6月22日午後5時30分—8時
所 集會室
出席者 幹事長 松久保
常任幹事 野中
幹事 後川、前野、矢田、道田、吉崎
二日會 大阪城口研究所
三機工業株式會社

1、陳列場二日會會合に関する件

構造防災委員會 (第2回)

時 6月11日午後6時—8時
所 集會室
出席者 委員長 渡部
幹事 淺野、水原
委員 高橋、竹内、後出、藪中

1、木構造に関する失敗實例蒐集の件

材料委員會 (第6回)

時 6月17日午後6時—8時
所 集會室
出席者 委員長 楠瀬
幹事 道田
委員 畔上、楠、長尾、野中、前野、松久保、竹内、白石

1、木材寸法規格改正案決定の件

材料委員會 (第7回)

時 6月28日午後6時—8時
所 集會室
出席者 委員長 楠瀬
幹事 道田
委員 畔上、楠、竹中、長尾、前野、松久保

1、木材品等規格案中板の部検討

編輯幹事會 (第7回)

時 6月28日午後6時—7時30分
所 集會室
出席者 幹事長 小林
常務 伊藤、大下、錦田
幹事 小川、尾龜、星、山口

議事

1、9月號原稿依頼の件

會員動靜

入會

會員

大西義太郎君 旭區大宮町6の7 (不動建築株式會社)
矢持眞一君 西宮市下瓦林字樹久

223の3 (川西航空機株式會社建設部)

特別贊助員

田邊幸民君 兵庫縣武庫郡甲子園口樹井 (日本代替品製造株式會社)

普通贊助員

上田善一君 京都市上京區新町通り寺内上ル3丁目大心院町32 (京都市役所施設局管財部營繕課)
大垣多計士君 東京市淺草區田中町1の5の2 (陸軍航空本部經理部)
菅藤政美君 南河內郡北入下村大字河合725
佐藤勇君 豊能郡箕面村平尾3⁶3 (大阪逓信局經理部營繕課)
中尾敏郎君 明石市右手塚町196
陸奥武夫君 名古屋市昭和區折戸町5の26 (名古屋土木局建築課)
岡部勇君 西區九條通1の53 (株式會社清水組大阪支店)

退會

會員

江藤忠實君 中垣猛君
宮内日露征君 木下彦太郎君
曾我部壽男君 日根市次郎君

地方會員

青木太一君 柴川傳槌君
杉田新五郎君

特別贊助員

上中智君 矢野彌一君
市川文三君 兒玉貞三君

普通贊助員

平井武次君
山地麓君 大嶋千太郎君
森貢君 森下政太郎君

拜啓 初夏之候に御座候處愈々御清祥之段奉慶賀候
陳者弊社儀創業以來格別の御愛顧に預り御蔭様にて遂
年業績發展の一途を辿り参り候段洵に難有感佩在罷候
就而は時局下人力資材に對する國家的見解の下に此度
弊本社並に東京出張所を共に大府工場へ合併致し製造
加工の一貫作業と經營の集約簡素化を計り併而土木建
築陶器統制會社の配給機構に依るブル運賃制を活用
致し取引の圓滑と適確なる機能を發揮仕り全面的に新
時代の製產業者としての使命を自覺し以て大東亞建設
資材として殊に共榮圈への交易品としてラス・モザイ
ク本來の特殊使命を全ふし大いに職域奉公の念願に有
之候條何卒一層の御引立御鞭撻を賜度へ切に奉懇願候
先は右本社移轉並に東京出張所閉鎖御挨拶々々得貴意
度く如斯御座候 敬具

昭和十八年七月 日

愛知縣知多郡大府町大府三十八番地

日本陶織株式會社

電話大府一〇八番

追而弊所在地は名古屋市南郊にして東海道線大府驛下車數丁
に御座候條精々御光來被下度御待ち申上候
尙ほ資材關係並に研究機關として左記設置致候

大阪市北區芝田町六十五番地

日本陶織株式會社大阪事務所

電話北三〇三番

日本商工會議所
代用品協會 優良選定品

商工省規格品

剛金 竹ラス

不二式	竹レール
不二式	硝子戸滑
伊丹式	木神付硝子戸滑
不二式	純木製戸車

有限會社 大阪伊丹商店

大阪市西區靱中通り一丁目二〇番地
電話土佐堀園 2417・4804

建築と社會

第26輯 第7號

1冊 50錢 (郵税2錢)
12冊 6圓 (ク 24錢)
毎月1回1日發行 定價◎
昭和18年7月10日印刷 昭和18年7月15日發行

發行・編輯 戸川 弘
印刷人 大阪市北區朝日ビル日本建築協會内
印刷所 新日本印刷有限會社
大阪市北區南錦町46番地
發行所 日本建築協會
大阪市北區中之島3ノ3朝日ビル
電話長北濱(23)4501番(9)
振替口座大阪 39975番
日本出版文化協會會員番號222043
配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地

禁轉載

本號に掲載せるものは一切これを無斷にて
轉載し又は單行本に上梓その他の複製行爲
をなすことを禁ず。

●第二六集 第七号 掲載広告一覧（掲載順）

竹原文泉社

日本竹筋工業所

米本栄商店

ライトラバー商会

日光建材社

織本建築設計計算事務所

矢橋大理石商店

南満建材工業所

建築金物商会

平松釣戸車製造所

協和製作所

大阪窯業セメント

前田白蟻研究所

大西商店

萩工業

東洋リノリウム

東亜化工

共立電気商会

光握制正社

復刻版 建築と社会 第78巻

1995年10月9日 発行

本体価格 18,000円

発行者 船橋 治

発行所 不二出版株式会社

〒113 東京都文京区向丘1-2-12

TEL03 (3812)4433

印刷所 三進社

製本所 青木製本所

落丁、乱丁本はおとりかえいたします。